

# 上松町地域防災計画

## 第1編 震災対策編

平成30年3月  
上松町防災会議

# 震災対策編 目次

## 第1編 震災対策編

<b>第1章 総則</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画作成の趣旨 .....	1
第2節 防災の基本方針 .....	2
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 .....	3
第4節 防災面から見た上松町の概要 .....	9
第5節 被害想定 .....	11
第6節 防災ビジョン .....	14
<b>第2章 災害予防計画</b> .....	<b>15</b>
第1節 地震に強いまちづくり .....	15
第2節 情報の収集・連絡体制計画 .....	18
第3節 活動体制計画 .....	20
第4節 広域相互応援計画 .....	23
第5節 救助・救急・医療計画 .....	26
第6節 消防・水防活動計画 .....	30
第7節 要配慮者支援計画 .....	34
第8節 緊急輸送計画 .....	40
第9節 障害物の処理計画 .....	42
第10節 避難収容活動計画 .....	43
第11節 孤立防止対策 .....	50
第12節 食料品等の備蓄・調達計画 .....	53
第13節 給水計画 .....	56
第14節 生活必需品の備蓄・調達計画 .....	58
第15節 危険物施設等災害予防計画 .....	60
第16節 電気施設災害予防計画 .....	62
第17節 上水道施設災害予防計画 .....	63
第18節 下水道施設災害予防計画 .....	64
第19節 通信・放送施設災害予防計画 .....	66
第20節 鉄道施設災害予防計画 .....	70
第21節 災害広報計画 .....	71
第22節 土砂災害等の災害予防計画 .....	73
第23節 防災都市計画 .....	76
第24節 建築物災害予防計画 .....	78
第25節 道路及び橋梁災害予防計画 .....	81
第26節 河川施設等災害予防計画 .....	83
第27節 ため池災害予防計画 .....	84
第28節 農林水産物災害予防計画 .....	85
第29節 積雪期の地震災害予防計画 .....	87

第 30 節	二次災害の予防計画	89
第 31 節	防災知識普及計画	92
第 32 節	防災訓練計画	97
第 33 節	災害復旧・復興への備え	100
第 34 節	自主防災組織等の育成に関する計画	102
第 35 節	企業防災に関する計画	105
第 36 節	ボランティア活動の環境整備	107
第 37 節	災害対策基金等積立及び運用計画	109
第 38 節	震災対策に関する調査研究及び観測	110
第 39 節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	111
第 40 節	観光地の災害予防計画	112
<b>第 3 章</b>	<b>災害応急対策計画</b>	<b>113</b>
第 1 節	災害情報の収集・連絡	113
第 2 節	非常参集職員の活動	120
第 3 節	広域相互応援活動	135
第 4 節	ヘリコプターの運用計画	141
第 5 節	自衛隊災害派遣活動	145
第 6 節	救助・救急・医療活動	150
第 7 節	消防・水防活動	155
第 8 節	要配慮者に対する応急活動	159
第 9 節	緊急輸送活動	164
第 10 節	障害物の処理活動	169
第 11 節	避難受入れ及び情報提供活動	172
第 12 節	孤立地域対策活動	186
第 13 節	食料品等の調達供給活動	189
第 14 節	飲料水の調達供給活動	192
第 15 節	生活必需品の調達供給活動	194
第 16 節	保健衛生、感染症予防活動	196
第 17 節	遺体の捜索及び処置等の活動	199
第 18 節	廃棄物の処理活動	201
第 19 節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	203
第 20 節	危険物施設等応急活動	205
第 21 節	電気施設応急活動	207
第 22 節	上水道施設応急活動	209
第 23 節	下水道施設応急活動	210
第 24 節	通信・放送施設応急活動	212
第 25 節	鉄道施設応急活動	214
第 26 節	災害広報活動	215
第 27 節	土砂災害等応急活動	217
第 28 節	建築物災害応急活動	219

第 29 節	道路及び橋梁応急活動	221
第 30 節	河川施設等応急活動	223
第 31 節	二次災害の防止活動	225
第 32 節	ため池災害応急活動	229
第 33 節	農林水産物災害応急活動	230
第 34 節	文教活動	232
第 35 節	飼養動物の保護対策	235
第 36 節	ボランティア活動の受入れ体制	236
第 37 節	義援物資、義援金の受入れ体制	238
第 38 節	災害救助法の適用	240
第 39 節	観光地の災害応急対策	242
<b>第 4 章</b>	<b>災害復旧計画</b>	<b>243</b>
第 1 節	復旧・復興の基本方針の決定	243
第 2 節	迅速な原状復旧の進め方	244
第 3 節	計画的な復興	246
第 4 節	資金計画	249
第 5 節	被災者等の生活再建等の支援	250
第 6 節	被災中小企業等の復興	256

# 第1章 総則

---

## 第1節 計画作成の趣旨

### 第1 計画の目的

---

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、未曾有の被害を及ぼした東日本大震災や阪神・淡路大震災など過去の大規模な災害の経験を教訓とし、さらに近年の地震防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

### 第2 計画の基本方針

---

- 1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条、大規模地震災害対策特別措置法第6条第1項及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条の規定に基づき、上松町防災会議が作成する「上松町地域防災計画」の第1編「震災対策編」として、大規模な地震災害に対処すべき事項を中心に定める。
- 2 この計画は、防災の時間的経過に応じて、「災害予防計画」・「災害応急対策計画」・「災害復旧計画」の基本的事項を定め、地震災害対策を総合的に推進していくもので、各防災関係機関及び町の対策本部は、この計画に基づき必要に応じ細部実施マニュアル等を定め、その具体的推進に努める。
- 3 この計画は、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかにこれを修正する。

## 第2節 防災の基本方針

本町は、多くの活断層、急峻な地形、急勾配の溪流を有するという自然的条件と高齢者等要配慮者の増加、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講じる必要がある。

- 1 防災対策を行うにあたっては、次の「災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興」の3段階を基本とし、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとる。特に、人的・経済的被害を軽減する、いわゆる減災対策の一層の充実を図る。
  - (1) 周到かつ十分な災害予防
  - (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
  - (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興
- 2 町、県及び防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし必要な措置を講ずる。
  - (1) 防災施設・設備の整備の促進
  - (2) 防災体制の充実
  - (3) 住民の防災意識の高揚・自主防災組織の育成強化
  - (4) 高齢者、障害者、傷病者、外国籍住民等、乳幼児、妊産婦、児童など特に配慮を要する者（以下「災害時要配慮者」または単に「要配慮者」という。）を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
  - (5) 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立
  - (6) 防災関係機関、住民等の間、住民等と行政の間での防災情報の共有
- 3 住民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等においてお互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講ずる。
- 4 どこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開する。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

## 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 実施責任

---

#### 1 町

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地震災害から町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施する。

#### 2 木曽広域消防本部

木曽広域消防本部は、地震災害から構成町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに、地震防災活動を実施するとともに、町災害対策本部の業務に従事する。

#### 3 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、地震災害から、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する地震防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### 4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地震災害から町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、地震防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら地震防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

### 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

---

#### 1 町

- (1) 上松町防災会議及び上松町災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
- (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 地震災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。
- (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。
- (9) その他地震防災に関すること。

#### 2 木曽広域消防本部

- (1) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。
- (2) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (3) 地震防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。

- (4) 自主防災組織の育成指導に関する事。
- (5) 上松町災害対策本部の業務に関する事。

### 3 県（木曾地域振興局、木曾建設事務所、木曾保健福祉事務所）

- (1) 長野県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関する事。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関する事。
- (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関する事。
- (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関する事。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。
- (6) 地震災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関する事。
- (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関する事。
- (8) 自衛隊の地震災害派遣要請に関する事。
- (9) その他地震防災に関する事。

### 4 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局（木曾警察署）
  - ア 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関する事。
  - イ 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関する事。
  - ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事。
  - エ 地震災害時における管内各県警察の相互援助の調整に関する事。
- (2) 関東財務局（長野財務事務所）
  - ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関する事。
  - イ 地震災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する事。
- (3) 関東農政局（長野県拠点）
  - ア 地震災害時における食糧の供給に関する事。
  - イ 自ら管理又は運営する施設、設備に関する事。
  - ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関する事。
  - エ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用水施設並びに農地の保全に係る施設等の整備に関する事。
- (4) 中部森林管理局（木曾森林管理署）
  - ア 地震防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事。
  - イ 地震にともなう林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事。
  - ウ 地震災害応急対策用材の供給に関する事。
- (5) 関東経済産業局
  - ア 生活必需品、復旧資材等地震防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。
  - イ 被災商工鉅業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
  - ウ 被災中小企業の振興に関する事。
- (6) 中部経済産業局
  - 電気の供給の確保に必要な指導に関する事。
- (7) 中部近畿産業保安監督部



電気の保安に関すること。

(8) 北陸信越運輸局

災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。

(9) 東京管区气象台（長野地方气象台）

ア 地震情報、東海地震に関連する情報等の通報に関すること。

イ 地震防災知識の普及に関すること。

ウ 地震災害防止のための統計調査に関すること。

(10) 信越総合通信局

ア 電気通信の監理に関すること。

イ 地震災害時における非常通信の確保に関すること。

ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。

エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送用機器の貸出に関すること。

(11) 長野労働局

ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること。

イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。

(12) 中部地方整備局（飯田国道事務所、飯田国道事務所木曾維持出張所、多治見砂防国道事務所、多治見砂防国道事務所上松出張所）

ア 災害予防

（ア） 所管施設の耐震性の確保

（イ） 応急復旧用資機材の備蓄の推進

（ウ） 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施

（エ） 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定

（オ） 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定

イ 応急・復旧

（ア） 防災関係機関との連携による応急対策の実施

（イ） 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保

（ウ） 所管施設の緊急点検の実施

ウ 警戒宣言時

（ア） 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達

（イ） 地震災害警戒体制の整備

（ウ） 人員・資機材等の配備・手配

（エ） 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力

（オ） 道路利用者に対する情報の提供

## 5 陸上自衛隊第13普通科連隊（松本駐屯部隊）

(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。

(2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

## 6 指定公共機関

- (1) 日本郵便(株)信越支社  
災害時における郵便事業の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。
- (2) 日本郵便(株)信越支社（上松郵便局）  
災害時における窓口業務の確保に関すること。
- (3) 東海旅客鉄道(株)
  - ア 鉄道施設の地震防災に関すること。
  - イ 地震災害時における避難者の輸送に関すること。
- (4) 日本貨物鉄道(株)（関東支社長野営業支店）  
地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
- (5) 電気通信事業者（東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）
  - ア 電気通信設備の保全に関すること。
  - イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
- (6) 日本銀行（松本支店）
  - ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。
  - イ 損傷通貨の引換えに関すること。
- (7) 日本赤十字社（長野県支部）
  - ア 医療、助産等救助、救護に関すること。
  - イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。
  - ウ 義援金品の募集に関すること。
- (8) 日本放送協会（松本支局）  
地震情報等広報に関すること。
- (9) 日本通運(株)（長野支店）  
地震災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
- (10) 中部電力(株)、関西電力(株)
  - ア 電力施設の保全、保安に関すること。
  - イ 電力の供給に関すること。
- (11) 水資源機構（愛知用水総合管理所牧尾管理所）  
ダムの地震防災に関すること。

## 7 指定地方公共機関

- (1) 土地改良区  
ため池、ダム及び水こう門の地震防災に関すること。
- (2) 路線バス会社等（おんたけ交通(株)）  
地震災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
- (3) 貨物自動車運送事業者（社団法人長野県トラック協会）  
地震災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。

- (4) 放送各社（信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱）  
気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。
- (5) 長野県情報ネットワーク協会  
地震情報等広報に関する事。
- (6) 木曾医師会  
地震災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事。
- (7) 木曾薬剤師会  
地震災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関する事。
- (8) (一社)長野県エルピーガス協会  
液化石油ガスの安全に関する事。
- (9) (一社)長野県建設業協会（木曾支部）  
地震災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関する事。
- (10) 上松町社会福祉協議会  
災害ボランティアに関する事。

## 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 木曾農業協同組合、木曾農業協同組合上松支所
  - ア 町、県が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
  - イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関する事。
  - ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関する事。
  - エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。
  - オ 農産物の需給調整に関する事。
- (2) 木曾南部森林組合
  - ア 町、県が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
  - イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事。
  - ウ 木材の供給と物資のあっせんに関する事。
- (3) 上松町商工会
  - ア 町、県が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
  - イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関する事。
  - ウ 地震災害時における物価安定の協力に関する事。
  - エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関する事。
- (4) 病院等医療施設の管理者
  - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
  - イ 地震災害時における入院者の保護及び誘導に関する事。
  - ウ 地震災害時における病人等の収容及び保護に関する事。
  - エ 地震災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事。
- (5) 社会福祉施設の管理者
  - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。

- イ 地震災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。
- (6) 金融機関
  - 被災事業者等に対する資金融資に関すること
- (7) 危険物施設の管理者及び高圧ガス施設の管理者
  - ア 安全管理の徹底に関すること。
  - イ 防護施設の整備に関すること。
- (8) 上松町連合防火会
  - ア 町、県が行う地震災害応急対策の協力に関すること。
  - イ 被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関すること。

(資料 1-1 「防災関係機関一覧」参照)

## 第4節 防災面から見た上松町の概要

### 第1 地勢

---

#### 1 立地

上松町は、長野県南西部木曽郡のほぼ中央に位置し、北は木曽町、南は大桑村に接し、西は赤沢自然休養林を擁する国有林、東は中央アルプス最高峰の木曽駒ヶ岳を経て駒ヶ根市に接している。町土は東西 24.5km、南北 13km と東西に長く、町の中央には北から南へ木曽川が流れる。気候は内陸性気候に属し、最大積雪深さは 25cm を越えることもあり、寒暖の差は大きい。

交通アクセスとしては、木曽川が貫流し、それに沿って国道 19 号、右岸道路、JR 中央本線が並行して走り、他町村とつながる。また、平成 18 年に、木曽山脈を貫く全長 4467m のトンネル「権兵衛トンネル」が開通し、伊那とのアクセスが格段に改善された。なお、名古屋からは中央自動車道を経由し約 2 時間半、東京からは中央自動車道を経由し約 4 時間の距離にある。

#### 2 自然環境

上松町の総面積の 94% が森林（内国有林 69%、民有林 31%）であり、そのうち 69% と大半を国有林が占めており、耕地や宅地は合わせても、わずか 3% である。この耕地や宅地は主に、河川沿いの台地、標高 550m～1,100m の流域に集積している。

町の東には木曽駒ヶ岳（2,956m）を主峰とする中央アルプス山系が連なり、西には卒塔婆山（1,541m）、台ヶ峰（1,502m）などの山々が連なっている。

木曽川左岸には木曽駒ヶ岳に源を持つ滑川、十王沢ほか中小河川の急流が木曽川に注ぎ、右岸にも国有林から小川が流入しており、いずれも急峻な地形を呈している。これらの河川は幽玄な渓谷を形づくり、木曽五木の森林地帯を流れ、奇勝絶景をなしている。

### 第2 地質と活断層

---

日本はフォッサマグナ（中央地溝帯）によって中央部を横断され、東北日本と西南日本に二分されている。フォッサマグナの西端が長野県の中央部を縦に走っており、それに沿って糸魚川－静岡構造線がある。さらに、諏訪から明石、紀伊半島中部、四国、九州へ続く中央構造線が走っている。

このため、長野県は地殻変動の大きい地域となっており、本町も古生代、中世代、新生代の地層が隆起し、また、断層のために複雑に入り組んでおり、その上に火山噴出物が堆積している。

本町には、上松断層、清内路峠断層、才児峠断層、高倉－赤沢（小川断層）、鹹川上流の断層があり、町の南西約 25km に阿寺断層が走っている。阿寺断層、清内路峠断層など延長 80～60km の長い断層が多い。

### 第3 防災をめぐる社会構造の変化と対応

---

近年の都市化、高齢化、国際化、情報化など社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりがみられ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。

とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図るように努める。

- 1 人口減少が進む中山間地域では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられ、これらへの対応として、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化等の対策を講ずる必要がある。

- 2 災害時要配慮者の増加が見られるため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難・誘導、救護・救済対策等防災の各施策の展開に当たっては、特別な配慮が必要となる。この一環として、災害時要配慮者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る。また、平常時から災害時要配慮者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるよう努める。
- 3 ライフライン、コンピューター、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これら施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。
- 4 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。このため、コミュニティ、自治会等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等に努める。
- 5 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災活動を推進する。

## 第5節 被害想定

### 第1 基本的な考え方

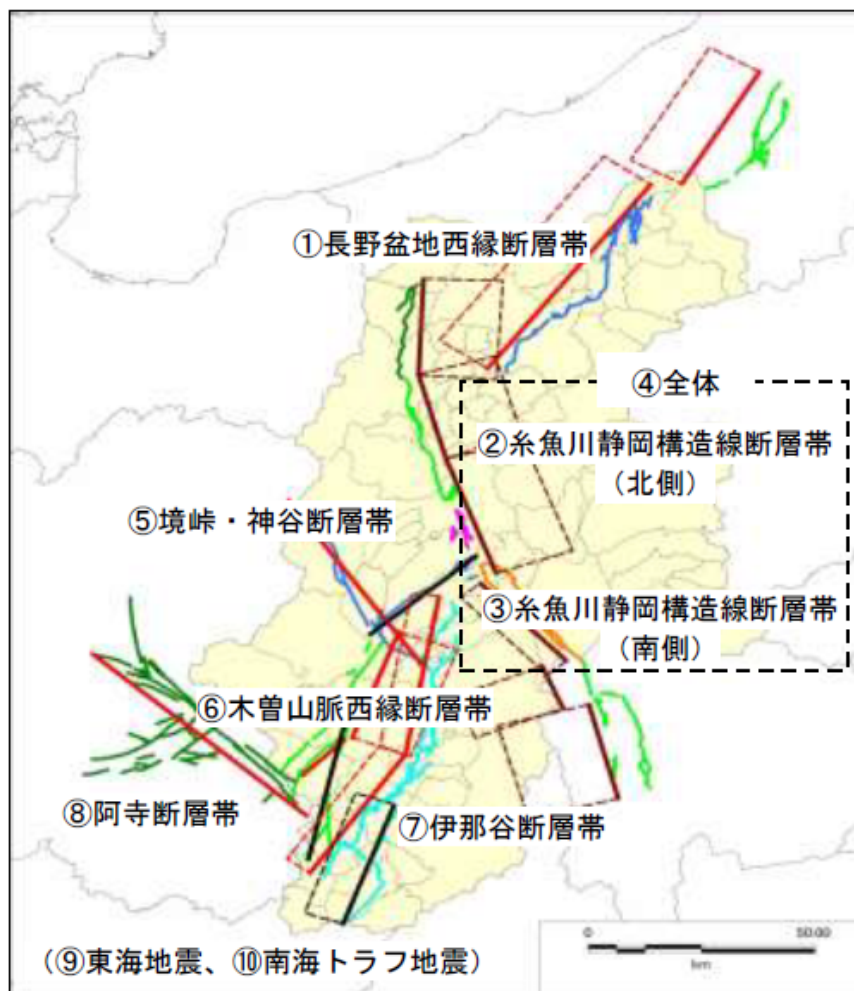
長野県では、東日本大震災などの知見をふまえながら、平成25、26年度に第3次長野県地震被害想定調査を行った。本節では、本町に関する被害想定結果の概略を示す。

### 第2 想定地震

本調査では、長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況等をふまえ、以下の8つの内陸型地震と東海地震、南海トラフ地震が想定されている。このうち、木曾山脈西縁断層帯の地震と伊那谷断層帯（主部）の地震で本町の最大震度が6強と想定されている。

想定地震

	モーメント マグニチュード	本町の 最大震度
①長野盆地西縁断層帯の地震	7.1	4
②③④糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	7.1～7.6	5弱
⑤境峠・神谷断層帯（主部）の地震	7.0	5強
⑥木曾山脈西縁断層帯の地震	6.9	6強
⑦伊那谷断層帯（主部）の地震	7.3	6強
⑧阿寺断層帯（主部南部）の地震	7.2	6弱
⑨東海地震	8.0	5強
⑩南海トラフ巨大地震	9.0	6弱



### 第3 被害想定結果

①～⑩の想定地震のうち、本町に最大の被害をもたらす⑦伊那谷断層帯（主部）の地震では、全壊・焼失 60 棟、半壊 370 棟、重傷者 30 人、被災 2 日後の避難所避難者 290 人といった被害が想定されている。⑥木曾山脈西縁断層帯の地震や、⑩南海トラフ巨大地震でも、全壊・焼失 10 棟、被災 2 日後の避難所避難者 50 人といった被害が想定されている。なお、①～④の地震は震源から遠いため、本町の被害はないと想定されている。

#### 被害想定結果

	建物被害		人的被害			避難所 避難者数		避難所外 避難者数	
	全壊・ 焼失数	半壊数	死者 数	重傷者 数	負傷者 数	被災2 日後	被災1 週間後	被災2 日後	被災1 週間後
⑤境峠・神谷 断層帯(主 部)の地震	僅数	僅数	僅数	僅数	僅数	10 人	10 人	僅数	僅数
⑥木曾山脈 西縁断層 帯の地震	10 棟	40 棟	僅数	僅数	僅数	50 人 (うち要 配慮者 10)	30 人 (うち要 配慮者 10)	50 人	30 人
⑦伊那谷断 層帯(主 部)の地震	60 棟	370 棟	僅数	30 人	60 人 (うち要 配慮者 10)人	290 人 (うち要 配慮者 70 人)	190 人 (うち要 配慮者 50 人)	290 人	190 人
⑧阿寺断層 帯(主部南 部)の地震	僅数	僅数	僅数	僅数	僅数	僅数	僅数	僅数	僅数
⑨東海地震	0	0	0	0	0	僅数	僅数	僅数	僅数
⑩南海トラフ 巨大地震	10 棟	30 棟	僅数	僅数	僅数	50 人 (うち要 配慮者 10 人)	30 人 (うち要 配慮者 10 人)	50 人	30 人

資料：「第3次長野県地震被害想定調査報告書」（平成 27 年 3 月）

※被害想定は、季節や風の強さなどでさらにパターン分けされているが、それぞれの地震について被害が最大になるパターンを抽出した。

#### ⑦伊那谷断層帯（主部）の地震におけるライフライン等の被害想定

区分	項目	不足数等
食料	3 日後食料不足数	1,972 食
水	3 日後飲料水不足数	15,991 リットル
	被災直後断水人口	3,880 人
	被災 1 週間後断水人口	880 人
毛布	2 日後毛布不足数	475 枚
廃棄物	最大災害廃棄物発生量	4,520 トン
交通	孤立の可能性がある集落数	13 集落
	緊急輸送道路の被害箇所数	2 箇所
	鉄道施設被害箇所数	20 箇所
電気	被災直後停電軒数	2,420 軒
	被災 4 日後停電軒数	40 軒
通信	被災直後固定電話不通回線数	1,580 回線
	被災 1 日後固定電話不通回線数	380 回線



## 第4 想定結果に基づく問題点と課題

---

本町は、老朽化した木造の建造物も多く、宿泊施設もあるため、とりわけ家屋の倒壊や火災等には十分な警戒が必要である。また、地形上の特徴から、土砂崩れが起きる可能性が高く、道路被害が起き、ライフラインの多くが支障を来し混乱する危険性が高い。

地形条件や交通網の状況から、土砂災害時に孤立する地区が発生する可能性があり、夏期を中心に観光客が多い赤沢自然休養林は、道路が寸断されれば観光客が取り残される可能性が高く、警戒を強める必要がある。

- 1 大規模な災害時には、町職員だけで対応することは困難で、各種の関係機関及び団体等との連携が重要であるが、加えて、地域住民や自主防災組織等の防災活動への協力が不可欠である。したがって、普段からの組織育成や防災意識の向上等を図り、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう体制づくりを行う必要がある。
- 2 観光客は町内の地理に不案内であるばかりでなく、住民に知人がいないことが多いため、避難施設や医療施設等へ移動することが困難であることが考えられる。このため、観光施設では発災時に観光客を把握し、的確に誘導することができる体制を整える必要がある。また、町としても災害時応急対策を住民だけではなく、観光客を含めて実施することができる計画を策定することが大切である。

## 第6節 防災ビジョン

東日本大震災は、わが国の災害史上、例をみない甚大な被害をもたらすとともに、福島第一原子力発電所事故という想定外の二次災害を引き起こした。また、近年、局地的大雨や竜巻など、様々な災害が多発している。

東日本大震災を受け、想定外の規模の被害の災害が本町でも起こりうることを前提に、以下の防災・減災方針を定める。

### 第1 自助・共助による地域防災力の強化

---

大規模な災害のすべての応急対策を行政が対応することには限界がある。特に、初動期の避難、救助などにあたっては、住民の自主的な防災活動が大きな役割を果たすことは歴史が証明している。

このため、家族・親戚・知人や、地域住民による自助・共助による地域防災力の強化に努める。

具体的には、多様な機会を通じて住民の防災意識の啓発に努めるとともに、町内全地区、全事業所での自主防災活動の展開と災害時要配慮者一人ひとりの支援ネットワークづくりを促進する。また、災害発生時において、女性のニーズにきめ細かく配慮された応急活動が展開できるよう、防災対策に女性の視点を積極的に採り入れるよう努める。

### 第2 国土強靱化の推進

---

災害は防ぐことはできないが、減災対策を講じることで被害を最小限に抑えることができる。国土強靱化基本法（平成25年12月施行）では、国民運動として、国・都道府県・市町村が適切な役割分担のもと、国土強靱化を進めることをうたっている。

このため、本町においても、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、家具固定など住民への意識啓発、公共施設や民間建築物の耐震化の促進、土砂災害防止対策の推進など、ハード・ソフト両面から減災対策を講じ、災害に強い地域づくりを進める。

### 第3 応援・受援を的確に行う体制づくり

---

町内全域に被害が生じる大規模災害では、地域住民や町職員のみでは、応急対策を行うマンパワーが圧倒的に不足する。

自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、災害時派遣医療チーム（DMAT）、さらには国の各機関や全国の都道府県・市町村、ボランティアなどからの応援が円滑に機能して、はじめて、本格的な応急対策が進むという事実は否めない。また、本町は、長野県の南西端部に位置しており、応急救護など、様々な面で、愛知県・岐阜県方面の県境を越えた連携・協力も欠かせない。

こうした広域的な応援・受援を的確に行いながら、大規模災害への応急対策が進められる体制の強化に、関係機関が連携しながら取り組む。

## 第2章 災害予防計画

---

### 第1節 地震に強いまちづくり

#### 第1 基本方針

---

町内における構造物・施設等について、防災基本計画の基本的考え方を踏まえ、耐震性の確保を図るとともに、地震防災緊急事業五箇年計画等を基に、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを行う。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

#### 第2 主な取組み

---

- 1 施設等に耐震性を確保し、地域保全機能の増進等地震に強いまちを形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いまちづくりを推進する。

#### 第3 計画

---

##### 1 地震に強い町土づくり

###### 【現況・課題】

町内には、上松断層、清内路峠断層、才児峠断層等や町の南西約25kmには阿寺断層があり、急峻な地形と複雑に入り組んだ地層、火山堆積物等により崩壊しやすく、地勢・地質とも複雑であり、急勾配な河川を有しているため、地震動に起因する地すべりや土石流等による災害の危険性が高い。そのため、地震災害に強い安全な町土の形成に取り組む必要がある。

###### 【実施計画】

###### (1) 町（全課）

- ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することを十分配慮する。
- イ 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- ウ 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの町土保全機能の維持推進を図るとともに、公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- エ 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を参考に減災目標、及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策の推進に努める。

###### (2) 関係機関

主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。

## 2 地震に強いまちづくり

### 【現況・課題】

建物の多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、地震に強い都市構造、建築物の安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したまちづくりが必要となっている。

### 【実施計画】

#### (1) 町（全課）

##### ア 地震に強い都市構造の形成

(ア) 幹線道路、公園、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震、不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

(イ) 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。

##### イ 建築物等の安全化

(ア) 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物、要配慮者利用施設について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

(イ) 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

(ウ) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

(エ) 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化等を図る。

##### ウ ライフライン施設等の機能の確保

(ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上・下水道等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(イ) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

(ウ) ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な地震が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐震化、液状化対策、地震災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

(エ) 施設の災害に対する安全性を確保するための点検の方法及び体制についての計画を定める。

##### エ 地質、地盤の安全確保

(ア) 施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡、調整を図る。

(イ) 個人住宅等の小規模建築物についても、地質・地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

##### オ 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等

の耐震性の確保、護岸等の耐震性の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

カ 災害応急対策等への備え

- (ア) 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図り、人的ネットワークの構築を図る。
- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- (ウ) 県、市町村との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
- (エ) 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

(2) 関係機関

ア 地震に強い都市構造の形成

不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

イ 建築物等の安全化

不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

- (ア) 電気、ガス、電話等の施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- (イ) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。

エ 地盤、地質の安全確保

施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

オ 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

カ 災害応急対策等への備え

- (ア) 次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。
- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- (ウ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
- (エ) 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

## 第2節 情報の収集・連絡体制計画

### 第1 基本方針

---

災害時には、各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

本町と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性等について住民に周知する。

### 第2 主な取組み

---

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 町は、防災関連情報のデータベース化に努め、住民への周知を図る。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

### 第3 計画

---

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

##### 【現況・課題】

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。町、県、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課）

ア 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施する。情報収集ルート、担当者等については、本編 第3章第1節「災害情報の収集・連絡活動」及び同第2節「非常参集職員の活動」に定める等、役割・責任感の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年、訓練を実施する。

ウ 公共施設（役場、学校、公民館等）を情報通信の拠点とした町内におけるネットワークの整備について研究する。

エ 衛星携帯電話、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、県、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

##### (2) 関係機関

ア 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。

イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年、訓練を実施する。

#### 2 情報の分析整理

##### 【現況・課題】

災害時には、各担当者から得られた情報をスムーズに分析・整理することが重要であるが、そのためには平常時から防災関連情報の収集蓄積に努める必要がある。

## 【実施計画】

### (1) 町（危機管理課）

ア 平常時より、自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

イ これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ることなどにより、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

## 3 通信手段の確保

### 【現況・課題】

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難、不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信ルートは多ルートで設定することが求められる。

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）

ア 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図る。

イ 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置するよう努める。

ウ 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努める。

エ 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

オ 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

カ 災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

## 第3節 活動体制計画

### 第1 基本方針

---

地震発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備とその必要に応じた見直し、応急活動マニュアル・防災関係組織の整備・防災会議の設置等、発災時における活動体制の整備を図る。

また、防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。

### 第2 主な取組み

---

- 1 職員による配備活動体制の整備、応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

### 第3 計画

---

#### 1 職員の非常参集体制の整備

##### 【現況・課題】

震災による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課）

ア 職員による非常参集及び活動体制は第3章第2節「非常参集職員の活動」に定めるが、必要に応じ、見直しを行う。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保等について必要に応じて検討する。また、時間外においての対応、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できる体制とする。

イ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

ウ 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。

##### (2) 関係機関

ア 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行う。

その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

イ 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。



## 2 組織の整備

### 【現況・課題】

広域的な地域にわたって被害をもたらす地震災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

本町においても防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る。

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）

災害対策基本法第16条に基づき、上松町防災会議を設置し、町の地域特性及び災害特性に対応した地域防災計画の作成及び地震災害の特色を考慮した震災対策計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

#### (2) 関係機関

町内を管轄し、又は町内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、町、県、他市町村、及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

## 3 防災中枢機能等の確保

### 【現況・課題】

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保に努める必要がある。

このため、各施設の点検、補強を実施するほか、各施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

### 【実施計画】

#### (1) 町（総務課、危機管理課、教育委員会）

ア 防災中枢機能を果たす公共施設の設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。役場が被災した場合には上松町ひのきの里総合文化センターを代替施設として設定するとともに、当該施設の災害時における施設・設備の安全性の向上、防災中枢機能の整備に努める。

イ 昭和56年以前に建築された施設について耐震診断を実施し、耐震改修等を行う。（本編第2章第24節「建築物災害予防計画」参照）

ウ 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

#### (2) 関係機関

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

## 4 複合災害への備え

### 【現況・課題】

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

## 5 業務継続性の確保

### 【現況・課題】

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）

ア 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

イ 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

## 第4節 広域相互応援計画

### 第1 基本方針

---

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、本町のみでは十分な応急・復旧を実施することが困難となった場合には、長野県市町村災害時相互応援協定、長野県消防相互応援協定等に基づき、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

### 第2 主な取組み

---

- 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
- 2 県内全市町村による、相互応援協定の確立を図る。
- 3 県内外消防本部による、消防相互応援協定の確立を図る。
- 4 公共機関及びその他の事業者等による、相互応援協定の締結を推進する。
- 5 県と市町村が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
- 6 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

### 第3 計画

---

#### 1 防災関係機関相互の連携体制整備

##### 【現況・課題】

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

##### 【実施計画】

- (1) 町（危機管理課）
  - ア 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整える。
  - イ 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。
  - ウ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

#### 2 県内全市町村間の相互応援協定

##### 【現況・課題】

県内77市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。（資料2-3「長野県市町村災害時相互応援協定書」参照）

##### 【実施計画】

- (1) 町（危機管理課）
  - ア 県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。
  - イ 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

ウ 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

### 3 県内外消防本部間の消防相互応援体制

#### 【現況・課題】

従来、長野県広域消防相互応援協定が締結されていたが、平成8年2月14日、県内の消防本部を置く市町村間において、相互応援を行う長野県消防相互応援協定に改められた。これに伴い、県内14消防本部は4ブロックに編成された。（資料2-1「長野県消防相互応援協定書」参照）

また、地震等の大規模災害時に前記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に、全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防救助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。

さらに、岐阜県高山市消防本部、中津川市消防本部、下呂市消防本部と木曾広域消防本部の管轄内における消防業務の実施について、相互に応援するための消防業務相互応援協定（資料2-8「消防業務相互応援協定書」参照）が、平成27年4月1日に締結された。

平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。

これらの協定に基づき、平常時から連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

#### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課）、木曾広域消防本部

ア 各消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。

イ 各消防本部における消防力の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図る。

ウ 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な訓練等に努める。

##### (2) 県市長会、県町村会、県消防長会

県及び市町村と調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進する。

### 4 他の地方自治体及び民間団体との相互応援協定

#### 【現況・課題】

本町においては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨にのっとり、愛知県武豊町と災害が発生し独自では十分に被災者の救援等応急措置が実施できない場合において、相互の応援を円滑に遂行するため「災害時における相互応援に関する協定」を、平成18年12月6日に締結している。（資料2-6「災害時における相互応援に関する協定書」参照）

また、上松町建設業協会と災害の拡大の防止と被災施設等の早期復旧を目的とした「災害時における情報の収集提供及び応急対策業務に関する協定」を、平成18年5月1日に締結している。（資料2-7「災害時における情報の収集提供及び応急対策業務に関する協定」参照）

他の公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めており、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。

#### 【実施計画】

(1) 町（危機管理課）

- ア 愛知県武豊町及び上松町建設業協会と締結している協定に基づき、平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する。
- イ 同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。
- ウ 共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備する。

## 5 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

### 【現況・課題】

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」（資料編参照）を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

### 【実施計画】

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

## 6 広域活動拠点の確保

### 【現況・課題】

被害の大きい地震災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるためには相当規模の拠点が必要となる。

一方、県内の平地は高度に利用されており、こうした活動を受け入れられる広場は数が限られる。また、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となることや、周辺市町村避難地、物資輸送拠点等の活動に利用されることも考えられるため、予め関係機関が調整して選定する必要がある。

### 【実施計画】

(1) 町（危機管理課）

- ア 町は、県、他市町村及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。
- イ 選定された拠点ごとに、面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。
- ウ 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、予め状況を把握する。
- エ 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

## 第5節 救助・救急・医療計画

### 第1 基本方針

---

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医薬品備蓄施設、消防施設等の耐震強化を図る。

また、災害時に医療活動の拠点となる医療機関の災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。

さらに、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。

### 第2 主な取組み

---

- 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え救助・救急用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法、備蓄施設の耐震化等の検討を行う。
- 3 災害拠点病院である地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立木曾病院を中心とした後方医療体制について、あらかじめ近隣の市町村と調整を行う。
- 4 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関、医療機関との情報交換が円滑に行える連絡体制の整備を図る。
- 5 消防団詰所等の耐震診断等の実施を図る。

### 第3 計画

---

#### 1 救助・救急用資機材の整備

##### 【現況・課題】

本町においては、救助救急車両の整備及び運行は木曾広域連合として進めている。

今後においてもこの整備、運行は広域消防として充足していく必要がある。

消防団及び自主防災組織を中心とする、災害発生時に緊急救出を行うための救助・緊急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練が必要である。

また、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定め、協力を求めておく必要がある。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課、住民福祉課）

ア 町は消防団詰所、公民館等に救助・救急用資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

イ 救助・救急用資機材は消防団詰所のほか公民館等を利用するなど、分散配置に努める。

ウ 平常時から住民に対して、これらを使用した救急方法及び応急手当の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

エ 大規模・特殊災害に対応できるような技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

(2) 木曾広域消防本部、日本赤十字社長野県支部、自衛隊

ア 木曾広域消防本部

木曾広域消防本部は基準による救助工作車の台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、救急自動車は、消防力の基準による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

イ 日本赤十字社長野県支部

(ア) 日本赤十字社長野県支部は日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進める。

(イ) 日本赤十字社長野県支部は県内の赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進める。

ウ 自衛隊

大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入・活用する。

## 2 医療用資機材等の備蓄

### 【現況・課題】

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等について町は、在庫の確認、迅速で機能的な供給体制の確保のため、県立木曾病院等とあらかじめ協議を図る必要がある。

### 【実施計画】

(1) 町（危機管理課、住民福祉課）

ア 災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達について、医療機関・医薬品販売業者等関係機関等の協力が得られるようあらかじめ協議する。また、近隣市町村からの調達体制についても、あらかじめ整備を図る。

イ 医療機関及び指定避難場所等における医薬品等の備蓄に努める。（資料 6-1「災害用医薬品備蓄事業所一覧」参照）

(2) 日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、木曾医師会、長野県医薬品卸協同組合

ア 日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、木曾医師会

各機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行う。

イ 長野県医薬品卸協同組合、長野県医科器械同業組合

(ア) 備蓄業者間の備蓄状況が常時把握できるシステムの構築に努める。

(イ) 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図る。

(ウ) 使用施設の災害に対する安全性の確保に努める。

## 3 災害医療体制の整備

### 【実施計画】

(1) 町（危機管理課、住民福祉課）

災害拠点病院である地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立木曾病院を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣の市町村と調整を行う。

## 4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

### 【現況・課題】

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入れ状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送が主体になると思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課、木曾広域消防本部）

ア 大規模地震災害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、木曾広域消防本部と協力し、救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

(ア) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等

(イ) 最先到着隊による措置

(ウ) 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等

(エ) 応急救護所の設置基準、編成、任務等

(オ) 各活動隊の編成と任務

(カ) 消防団の活動要領

(キ) 通信体制

(ク) 関係機関との連絡

(ケ) 報告及び広報

(コ) 訓練計画

(サ) その他必要と認められる事項

イ 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

ウ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。

エ 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請については、長野県市町村災害時相互応援協定を締結しており、それら機関との連絡を平常時から緊密に取り、発災時に円滑な活動で対応できるよう努める。

オ 関係機関の協力を得て、地域防災計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

#### (2) 関係機関

災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。



## 5 消防施設の耐震化

### 【現況・課題】

消防用の施設は、災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、消防団詰所等の耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。

### 【実施計画】

#### (1) 町

ア 新耐震基準以前に建築された消防団詰所等を最優先に耐震診断を速やかに実施し、当該診断結果に基づく耐震化計画等を策定する。

また、定期的な建物診断を実施し、当該建造物等の管理の徹底を図る。

イ 耐震診断等の結果により、耐震化工事の必要な建造物等については、計画的かつ速やかに当該工事を実施するものとする。

## 第6節 消防・水防活動計画

### 第1 基本方針

---

大規模地震発生時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、木曾広域消防本部が中心となって、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合における水防活動が迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

### 第2 主な取組み

---

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

### 第3 計画

---

#### 1 消防計画

##### 【現況・課題】

平成28年4月現在の消防団の体制は、4分団体制で156名の消防団員で構成されている。

大規模地震災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した町消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）、木曾広域消防本部

木曾広域消防本部の指導及び「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模地震災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

その際、次に掲げる事項を、重点的に取り組む。

#### ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

#### イ 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、地震による水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態及び防火水槽が損壊する事態が予想されることから、耐震性貯水槽の整備、河川等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用する等、消防水利の多様化を図る。

#### ウ 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行い、それに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

#### エ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化、多様な世代が参加できるような環境の整備を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から、消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模地震災害発生時において、一体となって当該災害時に対処できる体制の構築を図る。

#### オ 火災予防

##### (ア) 防火思想、知識の普及

大規模地震発生時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する地震発生時の火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

##### (イ) 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、事業所等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

##### (ウ) 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、地震発生時における危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。

- a 可燃物と酸化剤の混合による発火
- b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- c 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

#### カ 活動体制の整備

大規模地震発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の火災防御計画等を定める。

#### キ 応援協力体制の確立

大規模地震災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

#### (2) 住民、自主防災組織

住民は、地震発生時には、まず自分の身の安全を確保し、揺れが収まるのを待って、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の使用を中止して、火災の発生を防止することに心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに消火器具等の取扱いに習熟するなど、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

## 2 水防計画

### 【現況・課題】

洪水時に地震が発生した場合には、堤防の含水比が非常に高くなり、決壊しやすい状況のところへ、地震が拍車をかける結果となるため、さらに大きな被害をもたらす可能性がある。堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合における水防活動が迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等を確立する必要がある。

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）

長野県水防計画に準じて以下の活動を行う。

- ア 水防組織・水防団（消防団）の確立、整備
- イ 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次の事項
  - (ア) 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
  - (イ) 緊急時に使用できる資機材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- ウ 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- エ 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- オ 河川ごとの水防工法の検討
- カ 居住者への立退き等の指示体制の整備
- キ 洪水時等における水防活動体制の整備

- ク 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
  - ケ 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等の避難計画の作成
  - コ 地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。  
(養護老人ホーム木曾寮(上松町大字荻原 2404-1)、特別養護老人ホームグレイスフル上松(上松町上松 188-1)、障がい者支援施設上松荘(上松町大字荻原 1460 番地)、上松保育園(上松町緑町 3-5)、児童養護施設木曾ねざめ学園(上松町大字荻原 1255 番地)は、いずれも浸水想定区域外)
  - サ コに該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
  - シ 水防機関の整備
  - ス 水防計画の策定
  - セ 水防協議会の設立
  - ソ 水防訓練の実施(年1回以上)
    - (ア) 水防技能の習熟
    - (イ) 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
    - (ウ) 発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
- (2) 木曾建設事務所
- ア 防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資機材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保にあたり、関係業界団体の協力が得られるよう努める。
  - イ 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施する。

## 第7節 要配慮者支援計画

### 第1 基本方針

---

近年の高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、災害時要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。

このため、町及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関等は、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から災害時要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、近年、災害時要配慮者関連施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

### 第2 主な取組み

---

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。
- 2 在宅災害時要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 社会福祉施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国籍住民等、観光客等のために避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化等災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等の災害時要配慮者関連施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

### 第3 計画

---

#### 1 要配慮者支援計画の作成

##### 【現況・課題】

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市町村に名簿作成が義務付けられており、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課、住民福祉課）

##### ア 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

町は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

町が、地域防災計画に定めるべき必須事項の内容は以下のとおり。

- ・ 消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者となる者（以下「避難支援等関係者」という。）
- ・ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲
- ・ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ・ 名簿の更新に関する事項

- ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる事項
  - ・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
  - ・避難支援等関係者の安全確保
- イ 避難行動要支援者の把握と名簿の作成
- 防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。
- ウ 避難行動要支援者名簿の提供
- 避難支援等に携わる関係者として地域防災計画に定めた避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援
- ・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。
- その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとる。
- エ 要配慮者支援計画の作成
- 地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。
- オ 避難行動要支援者の移送計画
- 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

## 2 在宅者対策

### 【現況・課題】

在宅の災害時要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、災害時要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化等、防災の様々な場面において、災害時要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う必要がある。

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課、住民福祉課）

##### ア 指定避難所の整備

災害発生時において避難所となる公共施設について耐震診断、耐震改修等安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障害者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等等災害時要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

##### イ 防災教育・防災訓練の実施

災害時要配慮者が自らの対応能力を高めるため、災害時要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

#### ウ 応援体制及び受援体制の整備

他の市町村において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（保健師、看護師、介護職員、手話通訳者等）、車両（小型リフト付車両等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資・資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

#### エ 緊急通報装置等の整備

災害時要配慮者の安全を確保するため、災害時要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

#### オ 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体や地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護については十分配慮のうえ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、状況把握に努める。

#### カ 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。

#### キ 支援協力体制の整備

木曾保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携のもとに、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

### 3 要配慮者利用施設対策

#### 【現況・課題】

本町には、養護老人ホーム木曾寮（上松町大字荻原 2404-1）、特別養護老人ホームグレイスフル上松（上松町上松 188-1）、障がい者支援施設上松荘（上松町大字荻原 1460 番地）、上松保育園（上松町緑町 3-5）、児童養護施設木曾ねごめ学園（上松町大字荻原 1255 番地）などの要配慮者利用施設がある。

高齢者や障害者等の災害時要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための耐震診断、耐震改修、防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化等、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講ずる必要がある。

#### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課、住民福祉課、教育委員会）

##### ア 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、



施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

#### イ 組織体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

#### ウ 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

#### エ 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。

また、町は、一般の避難所では生活が困難な障害者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

#### オ 入院患者等の安全の確保

町は、県と連携し、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

#### カ 医療機関の相互応援及び受援の調整

町は、県と連携し、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

### (2) 要配慮者利用施設

#### ア 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、町及び県の指導のもとに、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行う。

#### イ 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、町及び県の指導のもとに、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、

非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

#### ウ 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、町及び県の指導のもとに、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

#### エ 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、町及び県の指導のもとに、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう努める。

また、一般の避難所では生活が困難な障害者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、町から要請があった場合、積極的に協力する。

### 3 外国籍住民等、観光客対策

#### 【現況・課題】

外国籍住民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違い等から、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国籍住民等に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるよう防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

#### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課、産業観光課）

##### ア 外国籍住民等の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民等に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

##### イ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

外国籍住民等や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

##### ウ 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民等に対する防災知識の普及を図る。

##### エ 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

オ 外国籍住民等の状況把握及び支援体制の整備

本町区域内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍住民等に対する支援体制の整備を図る。

カ 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

(2) 宿泊施設の管理者等

ア 駅、旅館、民宿など多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など、外国籍住民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図る。

イ 医療機関においては、外国籍住民等に対する応急救護体制の整備を図る。

#### 4 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の災害時要配慮者利用施設対策

##### 【現況・課題】

本町にある災害時要配慮者利用施設のうち、養護老人ホーム木曾寮（上松町大字荻原 2404-1）は土砂災害警戒区域（急傾斜）に、特別養護老人ホームグレイスフル上松（上松町上松 188-1）は土砂災害警戒区域（土石流）に、障がい者支援施設上松荘（上松町大字荻原 1460 番地）は土砂災害警戒区域（土石流）に指定されている。

災害時要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。

このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

##### 【実施計画】

(1) 町（危機管理課、住民福祉課）

町は、土砂災害警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、災害時要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

(2) 災害時要配慮者利用施設の管理者

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の災害時要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

## 第8節 緊急輸送計画

### 第1 基本方針

---

被害想定で想定している規模の災害が発生した際には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保や各種ヘリコプター、トラック協会等との輸送力確保に関する計画を策定して、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、緊急通行車両の事前確認等を行い、地震による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

### 第2 主な取組み

---

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前届出事務を行う。

### 第3 計画

---

#### 1 緊急交通路確保計画

##### 【現況・課題】

幹線道路である国道19号は、その大部分が急傾斜地の切り取り道路で橋やトンネルもあり、被害想定で想定している規模の災害が発生した場合は、通行不能となり孤立状態になる危険性がある。これ以外の道路についても、狭溢で屈曲区間や橋梁が多い等、緊急交通路として確保することが困難な状況にあることから、現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時は適切な交通規制によって効率的な運用を図らなければならない。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（建設水道課）

ア 町は、木曾警察署と協議の上、本町の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。発災時等に人流、物流が途絶することがないように、迂回ルート、代替・補完施設の確保等に十分配慮し定める。この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。

イ 応急復旧のため、建設業界と事前に役割分担を定めておき、迅速な交通の確保を図る。

ウ 中部森林管理局と調整のうえ、緊急交通路となりうる林道について、国有林林道との連携にも配慮しつつ、開設、拡張、改良工事を推進する。

#### (2) 中部地方整備局

中部地方整備局が管理する国道19号について耐震化を推進するとともに、それぞれの計画に基づき、総合的な交通網整備を推進する。

#### 2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

##### 【現況・課題】

被害想定で想定している規模の災害が発生した場合は、建物の損壊・倒壊等により多数の要救出箇所が発生することが予想されるため、迅速な救急救助活動、住民・観光客避難活動、効

率的な救援物資搬送等を行う必要がある。また、同時に、道路交通網の被災も予想されるため、ヘリコプターを活用した効率的な体制で実施することが重要である。

#### 【実施計画】

(1) 町（危機管理課）

ア 拠点ヘリポート

下河原町民運動場を「拠点ヘリポート」として指定している。

イ 物資輸送拠点

上松町ひのきの里総合文化センター（含駐車場）を「物資輸送拠点」として指定している。

ウ 拠点ヘリポート、物資輸送拠点等について住民に周知する。

### 3 輸送体制の整備計画

#### 【現況・課題】

被害想定で想定している規模の災害が発生した際には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難場所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立する必要がある。また、道路交通網の寸断が予想されることから、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておく必要がある。

#### 【実施計画】

(1) 町（危機管理課）

管内及び近隣の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保する。緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努める。 →上松陸送、ほか木曾谷に長野県トラック協会加盟業者数社

### 4 緊急通行車両の事前届出事務

#### 【現況・課題】

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。

大規模災害時においては、一般車両を制限する交通規制が県により実施される。応急対策車両の確認が円滑、迅速に行われるよう、事前に届出事務を済ませておく。

#### 【実施計画】

(1) 町（危機管理課）

発災時の円滑な交通規制と緊急通行車両の円滑な交通確保のため、町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、「緊急通行車両等の事前届出及び確認手続要領」により、緊急通行車両の事前届出を行う。

## 第9節 障害物の処理計画

### 第1 基本方針

---

地震直後の道路は、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態になることが予測されることから、これらの所有者又は管理者は常日頃、不断の点検を実施するなど、障害物となりうる工作物の倒壊などを未然に防止するとともに、応急対策については関係機関との事前協議やレッカー車、クレーン車、チェーンソーなどを操作できる専門的技術者を確保するなど、有事に備える。また、二次災害に備えるため、交通を確保して、物資、人員等の輸送が円滑に行われるようにし、被災者が日常生活を営む上で支障のないよう、町、各施設の管理者が協議の上行う。

### 第2 主な取組み

---

- 1 各種施設等の所有者又は管理者は、これら施設等の倒壊を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、災害に備えて、適時適切な措置を講ずる。
- 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

### 第3 計画

---

#### 1 障害物処理計画

##### 【現況・課題】

各種施設へのパトロール等による定期点検を行い、必要に応じて災害時における安全性確保のための措置を講じ、施設の倒壊等を未然に防止する。

地震直後の道路は、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、これが障害物となり応急対策活動の妨げとなるものである。

これらの障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソー等各種機械とともに、操作者が必要となることから、これらの確保体制を整備しておく必要がある。

また、二次災害に備えるため、交通を確保して、物資、人員等の輸送が円滑に行われるようにし、被災者が日常生活を営む上で支障のないよう、町、各施設の管理者が協議の上、処理活動を行う必要がある。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（産業観光課）

森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。また、「災害時における情報の収集提供及び応急対策業務に関する協定」を締結している上松町建設業協会と町道等の障害物の除去について、事前に対応協議を進める。

#### (2) 中部森林管理局木曾森林管理署、木曾南部森林組合等

各機関の施設、設備等を定期的に巡回点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

#### (3) 住民

自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

## 第 10 節 避難収容活動計画

### 第 1 基本方針

---

大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 住宅の確保等を迅速に行うため、体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

### 第 3 計 画

---

#### 1 避難計画の策定

##### 【現況・課題】

被害想定で想定している規模の災害が発生した際には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要となる。また、特に土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課、住民福祉課）

##### ア 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

- (ア) 避難勧告、避難指示（緊急）の具体的な発令基準及び伝達方法
- (イ) 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- (ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- (エ) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- (オ) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
  - a 給食措置
  - b 給水措置
  - c 毛布・寝具等の支給
  - d 衣料・日用品の支給
  - e 負傷者に対する救急救護

- (カ) 指定避難所の管理に関する事項
  - a 避難収容中の秩序保持
  - b 避難住民に対する災害情報の伝達
  - c 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - d 避難住民に対する各種相談業務
- (キ) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
  - a 平常時における広報
    - (a) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
    - (b) 住民に対する巡回指導
    - (c) 防災訓練等
  - b 災害時における広報
    - (a) 広報車による周知
    - (b) 避難誘導員による現地広報
    - (c) 住民組織を通じた広報

なお、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等安全措置をとるべきことにも留意する。

#### イ 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者の所在、援護の要否等の把握に努め、避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、社会福祉施設、医療機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、次の事項に留意し避難支援計画を策定する。

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、町は自主防災組織と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導に係る訓練を実施するなど避難警戒体制の確立を図る。

- (ア) 所在、援護の要否等の状況把握
- (イ) 配慮すべき個々の態様
- (ウ) 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備
- (エ) 災害発生時の安否の確認
- (オ) 避難誘導方法及び要配慮者の支援者の行動計画
- (カ) 情報提供手段
- (キ) 配慮すべき救護・救援対策
- (ク) 地域の支え合いによる支援協力態勢

保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティア団体等との連携の下に、災害発生時の安否の確認、避難誘導、情報提供、救護・救援対策等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。特に、災害危険箇所近接する要配慮者利用施設については、昼間・夜間の連絡先を確認するとともに、これらの施設や自主防災組織等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図る。

#### ウ 帰宅困難者等対策



帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

(2) 関係機関

- ア それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。
- イ 町の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。
- ウ 要配慮者利用施設の管理者は、県及び町の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、町、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、避難誘導に係る訓練の実施等により、支援協力体制の確立に努める。

(3) 住民

- ア 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。
  - (ア) 家の中でどこが一番安全か
  - (イ) 救急医薬品や火気などの点検
  - (ウ) 幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか
  - (エ) 避難場所、避難路はどこにあるか
  - (オ) 避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか
  - (カ) 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか
  - (キ) 昼の場合、夜の場合の家族の分担
- イ 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。
- ウ 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように自主的に備えておく。

## 2 指定避難所、指定緊急避難場所、避難路の確保

### 【現況・課題】

平成 25 年の災害対策基本法の改正により、本町がこれまで位置づけてきた避難施設、避難場所（広場等）は、指定避難所、指定緊急避難場所に再区分された。指定緊急避難場所は、土砂災害警戒区域内にあってはならないことから、改めて適用要件を検討して、指定避難所、指定緊急避難場所を指定し、安全な避難誘導と適切な避難所運営が図られるよう努める必要がある。

また、緊急時のヘリポート、物資集積場、応急仮設住宅建設予定箇所等との調整や、安全性の随時点検、必要な補修、災害時要配慮者への配慮にも努める必要がある。

### 【実施計画】

(1) 町（全課）

- ア 本町の指定避難所、指定緊急避難場所は資料編に掲げるとおりとする。（資料 10-1「指定避難所、指定緊急避難場所及びヘリポート一覧」参照）
- イ 次に掲げる事項に留意の上、指定避難所、指定緊急避難場所、避難路の指定を行う。
  - (ア) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は

周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

(イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(ウ) 安全性と適正配置に特に配慮し、定められた指定避難所、指定緊急避難場所、避難路が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替場所（路）をあらかじめ定めておく。

ウ 学校を指定避難所、指定緊急避難場所として指定する場合は、学校が教育の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法、使用場所についての優先順位等について、事前に学校長など関係者と調整を図る。指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。

エ 町が全域的に被災する場合、又は指定避難所、指定緊急避難場所の地域性により木曾町及び大桑村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ、各町村と指定避難所、指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。

オ 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。

カ 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

キ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。

ク 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなどの災害時要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

ケ テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

コ 指定避難所、又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努める。

サ 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努め

- る。なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等災害時要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。
- シ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における災害時要配慮者の緊急受入れ等について体制の確立に努める。
- ス 公有地はもとより民有地についても、極力、安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定避難所、指定緊急避難場所としての条件を満たすよう協力を求める。特に公共用地については、積極的に指定緊急避難場所として整備を図る。
- セ 「避難所マニュアル策定指針」（平成24年3月長野県危機管理部）等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。
- ソ 指定避難所については、他の市町村から被災者を受け入れることができるよう配慮する。
- タ 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。
- チ 指定避難所の自主運営が可能なよう、町は訓練等を行う。その際男女共同参画の視点から、双方の運営への参画、役割分担について配慮する。誘導看板の設置等により避難場所（避難路）の住民への周知徹底に努める。

## （2） 関係機関

- ア 管理施設についての指定避難所、緊急避難場所の指定に協力する。
- イ 災害時要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

## 3 住宅確保体制の整備

### 【現況・課題】

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するような住宅の確保が必要となる。

このため県及び町は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

### 【実施計画】

#### （1） 町（建設水道課）

- ア 利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備する。
- ウ 応急仮設住宅の建設用地について、避難場所との整合を図りながら候補地を選定する。災害の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

エ 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。

オ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。

カ 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

#### 4 学校における避難計画

##### 【現況・課題】

地震発生時、小学校、中学校及び保育園（以下この節において「学校等」という。）においては、幼児及び児童、生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長等は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件などを考慮し学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてる。

##### 【実施計画】

###### (1) 町（教育委員会）

###### ア 防災計画

(ア) 学校長等は、地震災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成する。なお、この計画作成にあたっては、町、木曾警察署、木曾広域消防本部及びその他の関係機関と十分協議し、以下に基づいてその修正を実施する。

(イ) 学校長等は、防災計画を変更したときは、速やかに、町教育委員会（以下「町教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童、生徒及び保護者に周知徹底を図る。

(ウ) 防災計画には、以下の事項を定める。

- a 地震対策に係る防災組織の編成
- b 地震に関する情報の収集と学校等、教職員及び保護者への伝達の方法
- c 町（町教委）、木曾警察署、木曾広域消防本部及びその他関係機関への連絡方法
- d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- f 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- g 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- h 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
- i 児童生徒等の救護方法
- j 初期消火と重要物品の搬出の方法
- k 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- l 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- m 防災訓練の回数、時期、方法
- n 教職員、児童生徒等に対する地震防災上の教育及び保護者に対する広報の実

## 施

- o 震災後における応急教育に関する事項
- p その他、学校長等が必要とする事項

### イ 施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は、以下の事項に留意し、適切に行う。

- (ア) 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が地震の衝撃によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- (イ) 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- (ウ) 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

### ウ 防火管理

地震災害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

- (ア) 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- (イ) 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

### エ 避難誘導

- (ア) 避難経路及び避難先は、第1、第2の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- (イ) 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては、以下の事項に留意する。
  - a 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教職員の対処、行動を明確にする。
  - b 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
  - c 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。
  - d 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる。

# 第 11 節 孤立防止対策

## 第 1 基本方針

---

本町は町域の 94%が山林であり、木曾川を中心に急勾配の河川や広範囲にわたる土石流等の危険地域を有していることから、大規模地震が発生した場合、急峻な山々と河川によって分断され、孤立地域が発生することも予想される。こうした地勢をかんがみ、地域の過疎化、高齢化と相まって、その対策を講じることが重要である。

## 第 2 主な取組み

---

- 1 災害時の孤立地域を予測・監視し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

## 第 3 計 画

---

### 1 通信手段の確保

#### 【現況・課題】

町では、移動系無線、防災行政無線、長野県防災行政無線及び衛星携帯電話を役場内に設置及び確保している。

(資料 15「通信・放送関係」参照)

#### 【実施計画】

##### (1) 町(危機管理課)

ア 現在使用中の行政無線等の維持を図り、設備の老朽化したものについては計画的に改修を推進する。

イ 電動発電機の設置、ソーラーエネルギーの利用等停電時でも通信が確保できるシステムとする。

ウ アマチュア無線の協力、確保について、町内のアマチュア無線局開局者の取りまとめを行い、組織づくりなどの体制の確保を図る。

エ 孤立する可能性のある集落に対する衛星携帯電話等非常時通信手段の確保を図る。

オ 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

## 2 災害に強い道路網の整備

### 【現況・課題】

本町は谷間沿いに細長く開けており、全町的な災害が発生した時の救援・避難は、木曽町、南木曽町に繋がる国道 19 号による以外に無く、もし、この道路が切断されると孤立化することになるため、事前の予防措置が非常に重要である。しかし、町内の道路全てについて完全な災害予防対策を講ずることは不可能であるのが実態である。

### 【実施計画】

#### (1) 町（建設水道課）

- ア 主要路線を中心に町道の災害予防対策を推進する。
- イ 各地区間を連絡する主要路線の複線化を推進する。

#### (2) 住民

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。

## 3 孤立予想地域の実態把握

### 【現況・課題】

被害想定で予測している規模の災害が発生した際には、孤立地域が発生する可能性が高く、その際は、災害時要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平素から把握し、災害発生の際に備える。

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課、住民福祉課、産業観光課）

- ア 平素の行政活動を通じ、災害時要配慮者の実態を把握しておく。
- イ 観光地において孤立した観光客等が、生活を維持できる期間等の実態を把握しておく。

#### (2) 住民

各地区において、地区内の災害時要配慮者について平素から把握するように努める。

## 4 自主防災組織の育成

### 【実施計画】

本編第 2 章第 34 節「自主防災組織等の育成に関する計画」を準用する。

## 5 避難所の確保

### 【現況・課題】

町では孤立が予想される地域毎に 1 箇所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、震災による被害を受けないよう、施設の更新や新たな施設の設置を検討する必要がある。

被害の状況によっては、各地区の避難場所が使用できない場合があり、それぞれのケースに即応して避難場所等を確保する。

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導する。

## 6 備蓄

### 【現況・課題】

大規模地震発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないため、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立する場合には、可能な限り生活を維持できるよう、各人が備蓄に配慮することが重要である。

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）

備蓄計画は、第2章第12節「食料品等の備蓄・調達計画」による。

#### (2) 住民

ア 孤立が予想される地域の住民は、平素から備蓄について配慮する。

イ 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。



## 第 12 節 食料品等の備蓄・調達計画

### 第 1 基本方針

---

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の調達・輸送・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも 3 日間可能な限り 1 週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

町は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 住民が発災直後から最低でも 3 日分、可能な限り 1 週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発を行う。また、食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。
- 2 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。

### 第 3 計 画

---

#### 1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

##### 【現況・課題】

食料の調達については、災害救助用米穀の供給は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、知事の要請により農林水産省から供給される。

また、県内外の米穀販売事業者との間で災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定を結んでいる。

一方、その他の食料品についても、緊急時の食料品等の調達体制の整備が必要である。

食料の備蓄・調達については、住民は、自助の観点から自らが主体となって食料等を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する市町村は、それぞれの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等について計画を策定し、実施していく必要がある。

方法については、現物備蓄にあつては、指定避難所以外での配布も想定し、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）

ア 被害想定の結果及び社会構造等の状況等から、人口の 5 % の 2 食分程度を目安とし、乾パン、缶詰、レトルト食品、カップ麺等の調理を要しないか、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料の備蓄を行う。また、必要に応じて更新する。

イ 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図る。

ウ 食料の保管環境に留意し、毎年度定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。

エ 住民、宿泊施設、企業等に対して、食料備蓄の重要性についての啓発を、防災訓練等の機会を通じて行う。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図るものとする。

オ 観光客分の食料は、県や宿泊施設、企業等からの調達により供給するが、その体制の整備に努める。

カ 物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する。

キ 備蓄を行うに当たって、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

## (2) 農林水産省、米穀卸売業者、卸売市場業者

### ア 農林水産省

(ア) 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき対応する。

(イ) 政府所有米穀の適正な備蓄を行うとともに、備蓄数量を常時把握しておく。

(資料11-1「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」参照)

### イ 米穀卸売業者

「災害救助法又は国民保護法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」(資料11-3参照)に基づき供給を行えるよう体制を整備する。

### ウ 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、その他の市場から被災卸売市場に対し、優先的に供給される体制について、県内卸売市場間で協定を締結する。

(長野県地域防災計画(資料編)資料10-6、資料10-7参照のこと。)

## (3) 住民

ア 自らの身の安全は自らが守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料(乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。)を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。

イ 高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。

## (4) 宿泊施設、企業等

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行う。

## 2 食料品等の供給計画

### 【現況・課題】

県においては、食料の安定供給を行うため、種々の協定等により調達体制の整備が図られており、また備蓄もなされている。

これらの、協定により調達した食料や、備蓄食料を住民に対して円滑に供給できるよう体制

の整備を図る必要がある。

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）

ア 備蓄食料及び協定により調達した食料を住民に供給するための体制を整備する。（本編 第3章第13節「食料品等の調達供給活動」参照）

イ 食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備する。（本編 第2章第14節「生活必需品の備蓄・調達計画」参照）

## 第 13 節 給水計画

### 第 1 基本方針

---

飲料水の備蓄は、浄水池及び配水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール、各地区にあるわき水や、沢水を利用した用水を濾過機で浄化し、製造を行う。

このほか、町は被災を最小限に食い止めるため、事前の施設の耐震化を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

また、本町での供給が困難な場合は、長野県水道協議会災害等相互応援協定等により被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保を図れるようにしておく。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及び濾過機の整備促進等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 給水車、給水タンク等の整備促進を図り、飲料水の供給体制を確立する。

### 第 3 計 画

---

#### 1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

##### 【現況・課題】

今後、配水池への緊急遮断弁の設置や、施設の老朽化に伴う更新が急務であるが、計画的に施設の耐震化等の整備促進を図る。(資料 13-1「水道施設概要」参照)

##### 【実施計画】

#### (1) 町(建設水道課)

- ア 配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行う。
- イ 住民が実施する事項への支援を行う。
- ウ 県が実施する事項に対する協力を行う。
- エ 予備水源、予備電源の確保を行う。
- オ プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。(資料 13-2「水利状況一覧」参照)

#### (2) 住民

- ア 風呂の残り湯の活用を習慣づける。
- イ ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
- ウ ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- エ 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

#### 2 飲料水等の供給計画

##### 【現況・課題】

本町には、給水タンク、ポリ容器、作業車等が未整備であり、緊急時にはこれらを確保して供給を行う。また、町独自での供給が困難な場合には災害相互応援により他市町村の支援を要請する。

しかし、大規模災害等により被災が広範囲にわたった場合には、道路の寸断等により相互応

援が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。

**【実施計画】**

(1) 町（建設水道課、危機管理課）

ア 給水源の確保、供給量の見直しを行う。

イ 震度による被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。

ウ 給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行うとともに、濾過機、給水車、給水タンクの確保に努める。

## 第 14 節 生活必需品の備蓄・調達計画

### 第 1 基本方針

---

災害発生時には、住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じることが予想される。このため、災害に備えて、備蓄・調達体制の整備を図る。

(災害時の主な生活必需品)

- 寝具（タオルケット、毛布等）
- 衣類（下着、靴下、作業着等）
- 炊事道具（なべ、包丁、カセットこんろ等）
- 身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ、携帯トイレ等）
- 食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等）
- 日用品（せっけん、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等）
- 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、カートリッジボンベ、ストーブ、灯油等）

(必要量)

人口の 5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 被害想定に応じた備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。
- 2 流通業者との連絡方法、輸送方法、集積場所等について調整する。

### 第 3 計 画

---

#### 1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

##### 【現況・課題】

災害時の生活必需品の確保については、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努める。同時に町及び各機関においても、必要最小限の生活必需品の備蓄を図るよう努める。備蓄は複数の地区において行う。それにより、いずれかの地区が被災し機能しなくなった場合にも、連携的な供給体制で対応する。

また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

##### 【実施計画】

- (1) 町（危機管理課）
  - ア 生活必需品の備蓄・調達体制整備を図る。毎年度保存状態、在庫量の確認を行う。
  - イ 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。
  - ウ 災害時の避難所等におけるトイレの確保は心身への影響を軽減する上で重要なことから、災害用仮設トイレ等の備蓄に努めるとともに、配置計画についても検討する。
- (2) 関係機関  
関係機関は、必要な生活必需品の備蓄を図る。

### (3) 住民

住民は、災害に備えて、本節基本方針に掲げた生活必需品のほか、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパーなど、災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持ち出し袋等の準備を行う。

## 2 生活必需品の供給体制の整備

### 【現況・課題】

町は災害発生後、ただちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）

- ア 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整する。
- イ 輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。  
(資料 9-1「近隣市町村輸送業者一覧」参照)

# 第 15 節 危険物施設等災害予防計画

## 第 1 基本方針

---

大規模地震等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、耐震化の促進、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

## 第 2 主な取組み

---

- 1 危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 その他危険物等施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

## 第 3 計 画

---

### 1 危険物施設災害予防計画

#### 【現況・課題】

本町には観光施設、宿泊施設などに整備された危険物取扱施設が多数あるが、これらの施設においては、大規模災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の震災に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。(資料 12-1「危険物施設設置状況」参照)

#### 【実施計画】

##### (1) 町(危機管理課)、木曽広域消防本部

以下の計画について、木曽広域消防本部と協力し実施する。

##### ア 規制及び指導の強化

- (ア) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、地震動による慣性力等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者(申請者)に対する指導を強化する。
- (イ) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、地震発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。
- (ウ) 立入検査等の予防査察について、木曽広域消防本部の指導の下、次に掲げる事項を重点に随時実施する。
  - a 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
  - b 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

##### イ 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な地震防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

##### ウ 化学的な消火、防災資機材の整備促進

- (ア) 町は、多様化する危険物に対応するため、オイルマット、中和剤等化学消防力の整備を図る。



(イ) 木曽広域消防本部の指導の下、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

エ 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

オ 県警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

## 2 その他危険物施設等災害予防計画

### 【現況・課題】

震災時に火災が発生した場合、危険物の漏洩により周辺住民に多大な被害を及ぼすおそれがある。発災時には、施設管理者の適切な措置が不可欠であるため、施設管理者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を図る必要がある

### 【実施計画】

(1) 町（危機管理課）、木曽広域消防本部

火薬類・高圧ガス施設、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の災害予防については、施設等の実態を把握するとともに、関係機関と協力して、施設の管理者、住民等に対して指導を徹底する。

## 第 16 節 電気施設災害予防計画

### 第 1 基本方針

---

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、町は中部電力㈱、関西電力㈱と協力して、災害に強い電気供給システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備を重点に、予防対策を推進する。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。
- 2 災害時の職員の配置計画を樹立する。
- 3 関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

### 第 3 計 画

---

#### 1 電気施設災害予防計画

##### 【現況・課題】

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておく。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）

町は、地域防災計画等の定めるところにより、電力会社との連携を図る。

#### (2) 中部電力株式会社、関西電力株式会社

ア 電力会社において非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておく。

イ 停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、電力会社において平常時から電力の相互融通体制を確立するとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておく。

## 第 17 節 上水道施設災害予防計画

### 第 1 基本方針

---

水の確保は災害時の生命線であり、水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼動できる状態に維持し、かつ、被災しにくいものにする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分配慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

### 第 2 主な取組み

---

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

### 第 3 計 画

---

#### 1 上水道施設災害予防計画

##### 【現況・課題】

水道事業者等としての町は、施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要のため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。(資料 13-1「水道施設概要」参照)

水道事業者相互の応援体制については、「長野県水道協議会災害等相互応援要綱」により県内の他市町村へ応援を依頼することが可能である。(資料 13-3「長野県水道協議会災害等相互応援要綱」参照)

##### 【実施計画】

#### (1) 町（建設水道課）

- ア 管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用により施設整備を推進する。
- イ 配水系等の相互連絡のブロック化を図る。
- ウ 緊急用、復旧資材の備蓄を行う。
- エ 水道管路図等の整備を行う。
- オ 水源の維持、保全とともに、配水池の貯留水流出による二次災害予防及び緊急用飲料水を確保するため、施設の改良を進める。
- カ 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備を検討する。

## 第 18 節 下水道施設災害予防計画

### 第 1 基本方針

---

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。

そのため、地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、地震に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。

このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。

また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 4 下水道施設台帳の整備・拡充を図る。
- 5 管渠及び処理場施設等の、系統の多重化を図る。

### 第 3 計 画

---

#### 1 施設・設備の安全性の確保

##### 【現況・課題】

既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設にあたっては、耐震対策を講ずる必要がある。（資料 14-1「下水道施設概要」参照）

##### 【実施計画】

##### (1) 町（建設水道課）

ア 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。

イ 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

#### 2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

##### 【現況・課題】

災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の市町村等との広域応援協定を締結する必要がある。

## 【実施計画】

### (1) 町（建設水道課）

ア 災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定する。

イ 業務継続計画や対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

ウ 復旧体制について、他の市町村との広域応援体制、民間の事業者との協力体制を確立する。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

## 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

### 【現況・課題】

災害時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、緊急用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

### 【実施計画】

#### (1) 町（建設水道課）

発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

## 4 下水道施設台帳の整備・拡充

### 【現況・課題】

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整、保管が義務づけられている。

下水道施設等が地震により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳から確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにする必要がある。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備えなければならない。

### 【実施計画】

#### (1) 町（建設水道課）

下水道施設台帳等の適切な調製、保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

## 5 管渠及び処理場施設等の系統の多重化

### 【現況・課題】

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

### 【実施計画】

#### (1) 町（建設水道課）

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

# 第 19 節 通信・放送施設災害予防計画

## 第 1 基本方針

---

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関ごとに予防措置を講ずる。

## 第 2 主な取組み

---

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 町は通信施設の地震対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 3 電気通信事業者は通信施設の地震対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。

## 第 3 計 画

---

### 1 緊急時のための通信確保

#### 【現況・課題】

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は輻輳(物事が 1 ヲ所により集まって混み合っていること)の発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

#### 【実施計画】

##### (1) 町(全課)

各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の三重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。特に、町においては以下の事項の推進に努める。

ア 現在使用中の移動系無線、防災行政無線、長野県防災行政無線の維持を図り、設備の老朽化したものについては計画的に改修を推進する。

イ 電動発電機の設置、ソーラーエネルギーの利用等停電時でも通信が確保できるシステムとする。

ウ アマチュア無線の協力、確保について、町内のアマチュア無線局開局者の取りまとめを行い、組織づくりなどの体制の確保を図る。

エ 携帯電話、衛星携帯電話、ビジネス用移動通信システム(MCA)等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

オ 携帯電話の通話可能範囲の拡充を携帯電話サービス事業者に要請する。

カ 災害時優先電話の利用

災害時優先電話とは、電話網が異常に輻輳した場合においてもNTTが行う通信規制をされない電話である。登録済みの電話についても逐次見直すとともに、災害対策従事職員等に周知する。

#### キ 非常通信の利用

災害等により有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法等の定めるところに基づき、非常通信により防災業務を遂行する。

#### ク 衛星携帯電話の利用

携帯電話は広く普及しているが、電波を利用することから災害時には有効な通信手段となるが、輻輳防止のため通信が規制される欠点がある。一方、衛星携帯電話は、災害当初からその心配がなく有効な通信手段となることから活用を検討する。

## 2 町防災行政無線通信施設災害予防

### 【現況・課題】

町では、県防災行政無線の整備により、町、県及び防災関連機関相互の災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集・伝達が行われている。また、県庁、合同庁舎及び町等の間に衛星系通信回線が整備され、通信回線の2ルート化が図られている。

また、町内での住民への情報伝達には、同報無線を設置し、全家庭に個別受信機を配置している。

(資料15「通信・放送関係」参照)

### 【実施計画】

#### (1) 町(危機管理課)

ア 通信機器及び予備電源装置の更新を行い、災害発生に備える。

イ 通信機器及び予備電源装置の取扱い習熟のための訓練を行う。

ウ 通信機器の動作試験を実施するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態にする。

エ 基地局及び予備電源装置の分散化などの予防対策をとる。

## 3 電信電話施設災害予防

### 【現況・課題】

従来の地震対策は、関東大震災クラス(震度6)を想定した災害対策を実施してきたが、震度7を想定した耐震対策との危機管理体制を整備する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対する迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

### 【実施計画】

#### (1) 町(危機管理課)

町は、地域防災計画等の定めるところにより、電気通信事業者との連携を図る。

#### (2) 電気通信事業者

災害に強い通信サービスの実現に向けて、下記の施策を逐次実施する。

##### ア 建物・鉄塔および端末機器等の耐震対策

(ア) 震度7でも通信設備の機能が最低限維持できるように、建物・鉄塔等耐震診断を実施し、耐震性の低いものについて、耐震補強を実施する。

(イ) 事務室設置のシステム等端末設備類の耐震性についても、震度7に耐えられるよう補強する。

イ 電気通信設備の停電対策

予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保、及び蓄電池の維持等の停電対策強化を図る。

ウ 設備監視体制

通信ネットワークの集中監視・制御センターが被災しても対応できるよう、他のセンターからの相互バックアップ機能を確立する。

エ 重要ファイルの管理

交換機の運転ファイル、社内情報処理システム等の重要ファイルを複数拠点で分散保管し、信頼性の向上を図る。

オ 緊急受付窓口の強化

災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込時に迅速に対応できるよう、緊急受付窓口体制を確立する。

カ 災害時優先電話の活用

現状の災害時優先電話の範囲を災害対策基本法に基づく、指定機関の災害対策の指揮・指導する立場の責任者宅まで拡大する。

キ 特設公衆電話の早期設置による通信確保

指定避難場所に合わせた特設公衆電話設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保する。

ク 被災状況の早期把握

通信孤立地域を早期に把握し、解消するため、町及び県等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図る。

ケ 危機管理、復旧体制の強化

(ア) 社内情報連絡ツールの充実

(イ) 災害発生直後に出勤できる被害調査隊と復旧隊の編成準備・配置

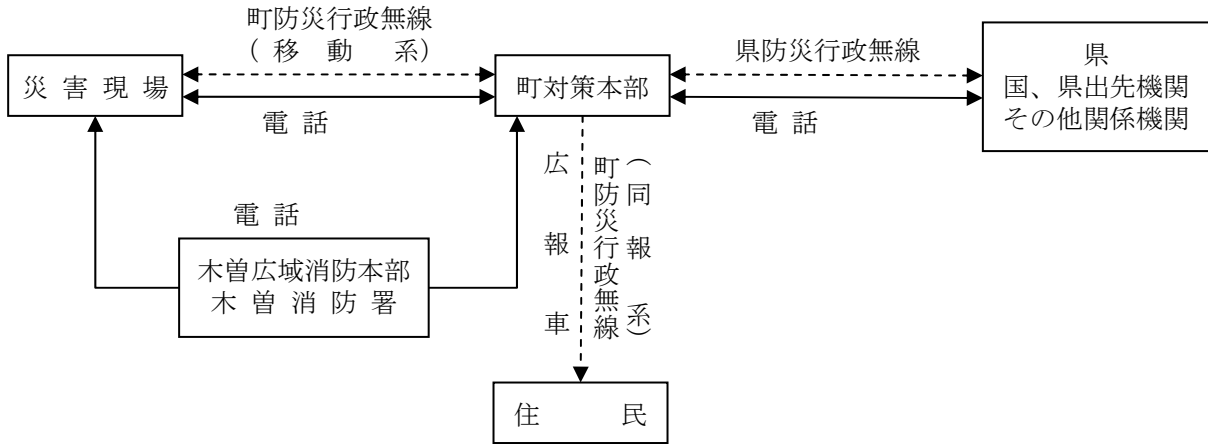
コ 電気通信設備の停電対策

移動電源車、移動用発動発電装置の配備及びバックアップ蓄電池による保持に努める。

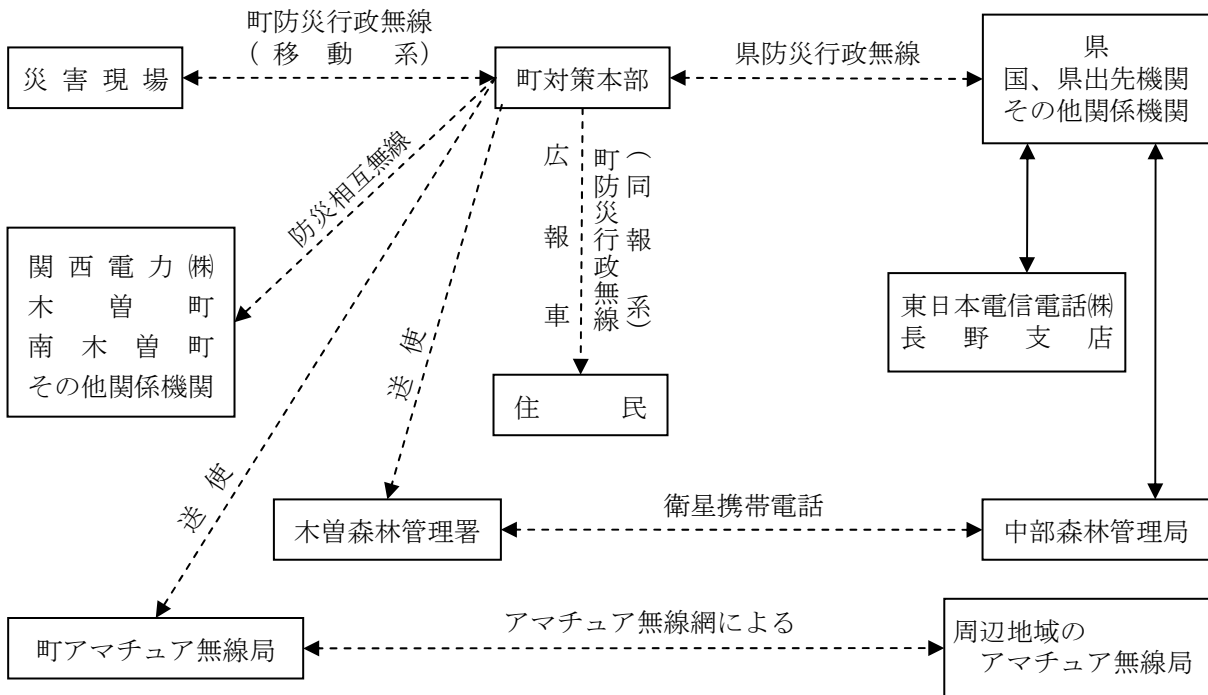


## 災害通信系統図

### ■ 通常の災害（電話回線が使用できる場合）



### ■ 通常の災害（電話回線が使用できない場合）



注：町対策本部から災害現場及び関係機関への連絡は、携帯電話、衛星携帯電話も利用する。

## 第 20 節 鉄道施設災害予防計画

### 第 1 基本方針

---

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 施設・設備の検査を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し整備強化を図る。老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。
- 2 各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。
- 3 関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る。

### 第 3 計 画

---

#### 1 鉄道施設災害予防計画

##### 【現況・課題】

災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。

また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）

町は、地域防災計画等の定めるところにより、鉄道会社との連携を図る。

#### (2) 東海旅客鉄道株

##### ア 施設・設備の安全性の確保

調査グループの設置運用により定期検査を実施しているが、この体制を継続強化し、検査結果に基づく保守、補強、取り替えなどを計画的に実施する。

##### イ 職員の配置計画

各体制に基づき関係職員の配置計画を策定する。

##### ウ 関係機関との連携

部内外の機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

## 第 21 節 災害広報計画

### 第 1 基本方針

---

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、住民等に対する情報提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 被災者及び住民等への情報提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

### 第 3 計 画

---

#### 1 被災者及び住民等への情報の提供体制

##### 【現況・課題】

災害発生時には、町に対し住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、これに対して適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、被災者及び住民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また、職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）

- ア 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。
- イ 木曾広域ケーブルテレビ等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- ウ 災害情報共有システム（Lアラート）、土砂災害情報相互通報システム、町のホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、住民に対して、地域に密着した各種の情報を提供できる体制の整備を図る。
- エ 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。
- オ エのほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。
- カ 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

## 2 報道機関への情報提供及び協定

### 【現況・課題】

災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）

ア 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。

イ 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行う。（資料 1-1 「防災関係機関一覧」参照）

## 第 22 節 土砂災害等の災害予防計画

### 第 1 基本方針

---

本町においては、その地形、地質から土砂災害等が発生する危険性のある場所があり、地震に起因する土砂崩落、地すべり等による被災が懸念される。

これらの土砂災害を防止するため国、県、町等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を県に働きかけ、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、周知徹底を図る。
- 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
- 3 災害時要配慮者利用施設が所在する土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内について防災対策を推進する。

### 第 3 計 画

---

#### 1 地すべり対策

##### 【現況・課題】

本町は、地質構造の特異性から地すべり地帯が存在し、町内には地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域が 5 箇所指定されている。(資料 4-3「地すべり危険箇所」参照)

##### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課、建設水道課）

ア 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。

イ 地すべり災害の発生のおそれがある場合に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

ウ おおむね対策工事が完了した地区について、県からの委託により巡視及び修繕を行う。

##### (2) 住民

地すべりの危険性及び警戒避難に関する知識を深める。

#### 2 山地災害危険地対策

##### 【現況・課題】

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、山腹崩壊危険地区が 65 箇所、崩壊土砂流出危険地区が 44 箇所である。

## 【実施計画】

### (1) 町（建設水道課）

町は、必要に応じて、山地災害危険地を森林法に基づく保安林に指定と保安施設事業の積極的な推進を県に要請する。

## 3 土石流対策

### 【現況・課題】

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。本町における土石流発生危険渓流は、84箇所（資料4-1「土石流危険渓流」参照）

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）

ア 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、土石流危険渓流を住民に周知する。

イ 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

#### (2) 住民

土石流危険渓流についての知識を深めるとともに、安全な避難場所の確認をしておく。

## 4 急傾斜地崩壊対策

### 【現況・課題】

がけくずれは急峻な地形が多い山裾だけでなく市街地など広範囲で発生している。本町における急傾斜地崩壊危険箇所は119箇所となっている。（資料4-2「急傾斜地崩壊危険箇所及び区域」参照）

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課、建設水道課）

ア 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。

ウ がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に、迅速かつ適切な避難勧告又は、指示を行えるような基準及び伝達方法などについて、避難計画を確立する。

エ 避難のための立退きの万全を図るため、避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に徹底させる。

オ 危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

#### (2) 住民

日ごろから危険箇所についての知識を深めるとともに、安全な避難場所の確認をして、警戒避難体制の確立を図る。

## 5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策

### 【現況・課題】

土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等の災害時要配慮者利用施設については、災害時要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）

防災マップ等の作成・配布や研修会等の機会を通じて施設利用者に対して土砂災害警戒区域等の周知を図る。なお、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項は、資料編に掲げたとおりとする。

## 6 土砂災害警戒区域の対策

### 【現況・課題】

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成22年11月25日法律第52号）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されており、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供のあり方等に留意する。

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）

ア 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。

(ア) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

(イ) 勧告による移転者または移転を希望する者への相談窓口の確保

イ 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。

(ア) 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難場所・避難路、救助その他必要な事項について定め、それらを住民に周知する。本町は全町的に土砂災害警戒区域があり、避難勧告等の伝達は携帯メール、防災行政無線等によるものとし、最寄りの指定緊急避難場所を土砂災害時における避難場所と位置づける。また、各地区住民とともに土砂災害を想定した避難訓練を定期的実施するよう努める。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。

(ウ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

#### (2) 住民

ア 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。

イ 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わない。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、町に助言を求める。

## 第 23 節 防災都市計画

### 第 1 基本方針

---

災害時における住民の生命及び財産の保護を図るため、住宅密集地域においては、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住めるまちづくりを進める。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 市街地における火災の延焼を防止するため、準防火地域内の建築物の不燃化の促進を図る。
- 2 避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層推進する。
- 3 都市施設の整備を推進することにより、健全な市街地の整備と防災機能の一層の充実を図る。

### 第 3 計 画

---

#### 1 建築物の不燃化の促進

##### 【現況・課題】

市街地には建築物が密集しているため、火災が発生した場合、延焼拡大のおそれ大きい。このため、中心市街地で土地の高度利用を図る地域、避難路となる幹線道路沿い等については、防火地域等の指定に努め、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図っていく。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（建設水道課）

##### ア 防火地域・準防火地域の指定

建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地においては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化を図る。

##### イ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 22 条区域の指定

防火地域・準防火地域以外の市街地において指定することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図る。

#### 2 防災空間の整備拡大

##### 【現況・課題】

火災の延焼を防ぐ延焼遮断帯、災害時の避難場所や災害の緩衝にもなる公園整備や緑地・農地の保全等、計画的な防災空間の整備を図る。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（建設水道課）

ア 防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。

イ 町道について、国・県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。



### 3 市街地開発事業による地域整備

#### 【現況・課題】

道路、公園等の公共施設の整備の立ち遅れた災害危険度の高い木造密集市街地については、街路、公園等の公共施設を整備、改善することによりオープンスペースを確保するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、面的な整備事業を検討する。

#### 【実施計画】

##### (1) 町（建設水道課）

木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、必要に応じて市街地開発事業を推進する。

## 第 24 節 建築物災害予防計画

### 第 1 基本方針

---

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和 56 年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 建築物の落下物、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

### 第 3 計 画

---

#### 1 公共建築物

##### 【現況・課題】

公共建築物の中には役場庁舎等、発災後、復旧活動の拠点となる建築物が多く、また、要配慮者が利用する建築物も多いことから耐震性が要求される。これらの建物の中には比較的耐震性に乏しく、倒壊等のおそれがある昭和 56 年以前に建築された建築物もあり、今後計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（総務課、危機管理課）

##### ア 市町村有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

昭和 56 年以前に建築された庁舎、社会福祉施設、町営住宅、町立学校等の公共施設については、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

##### イ 防火管理者の設置

木曾広域消防本部の指導により、学校、医療施設等で消防法第 8 条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。

##### ウ 緊急地震速報の活用

町が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

#### (2) 関係機関

##### ア 昭和 56 年以前に建築された関係機関の建築物は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

##### イ 防火管理者の設置

関係機関は、消防法第 8 条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。

## 2 一般建築物

### 【現況・課題】

一般建築物についても、昭和 56 年以前に建築された建物については、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）

ア 昭和 56 年以前に建築された建築物は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等を行い、地震に対する安全性の向上を図る。

イ 耐震診断、耐震改修のための支援措置

(ア) 住宅及び町長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行う。

(イ) 賃貸を除く戸建住宅および共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

ウ がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

エ 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、町はそれらの制度の普及促進に努める。

#### (2) 住民

ア 建築物の所有者等は、必要に応じて、「わが家の耐震診断表」等を利用して耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。

イ 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから制度の活用を図る。

## 3 落下物・ブロック塀等

### 【現況・課題】

建築物の天井、外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）

落下物、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物の安全対策について、住民に対する普及、啓発活動を行う。

#### (2) 住民

外壁タイル及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。

## 4 文化財

### 【現況・課題】

文化財は文化財保護法等によりその重要なものを指定し保護することになっている。これら

は貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。本町における指定文化財のうち有形文化財はそのほとんどが歴史的資料であるため、震災等の災害対策とともに、防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図る。

(資料 16-1「町内の文化財の状況」参照)

#### **【実施計画】**

##### (1) 町（教育委員会）

上松町教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

イ 防災施設の設置促進とそれに対する助成を考慮する。

##### (2) 所有者

所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防組織の確立を図る。

## 第 25 節 道路及び橋梁災害予防計画

### 第 1 基本方針

---

震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり、構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

構造物・施設等は一般的な地震動に際して、機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。

道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては、ネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。震災後の応急・復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 道路及び橋梁の耐震性を確保する。
- 2 震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。

### 第 3 計 画

---

#### 1 道路及び橋梁の予防対策

##### 【現況・課題】

被害想定で想定している規模の災害が発生すると、道路は法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破壊、電柱等の倒壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等によって交通不能あるいは困難な状況になると予想される。この対策として、各道路管理者ならびに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について耐震性の強化を図る必要がある。

##### 【実施計画】

- (1) 町（建設水道課）

それぞれの施設整備計画により耐震性に配慮し、整備を行う。

#### 2 関係団体との協力体制の整備

##### 【現況・課題】

被害想定で想定している規模の災害が発生し、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は、各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として、震災後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結し、平常時より連携を強化しておく。

##### 【実施計画】

- (1) 町（建設水道課）

ア 各関係機関との協力体制を整備するとともに、平時から連携を強化する。

イ 災害時の道路等の応急復旧に備え、協定等により上松町建設業協会との協力体制を図る。

(2) 関係機関

各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、町、県の協定等に協力する。

## 第 26 節 河川施設等災害予防計画

### 第 1 基本方針

---

河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに、耐震点検、整備等を行い、耐震性及び安全の確保に努める。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 堤防等の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは安全性の向上を図るため、河川施設の補強を行う。
- 2 既存のダム施設等に関して、定期点検を行い施設の維持管理に努める。
- 3 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。

### 第 3 計 画

---

#### 1 河川施設災害予防

##### 【現況・課題】

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・のり面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁、取水口・用水路等のコンクリート構造部の亀裂及び沈下が予想される。特に洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。そのため、災害に強い町土づくりを目指し、未改修河川の整備が必要である。

##### 【実施計画】

- (1) 町（建設水道課）  
施設整備計画により河川管理施設の耐震性の向上を図る。
- (2) 木曾建設事務所  
改善の必要性があると認められた施設について整備を図る。

#### 2 ダム施設災害予防

##### 【現況・課題】

ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び各種基準により、構造計算に用いる設計震度が定められ、これに基づき設計されている。また、各ダム施設では、定期的に点検整備を行っている。

##### 【実施計画】

- (1) 町（危機管理課）  
ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し、異常がないことを確認する。また、定期点検を行い、ダム及び貯水池の維持管理に努める。
- (2) 木曾建設事務所、水資源機構、関西電力㈱
  - ア ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し、異常がないことを確認する。また、定期点検を行い、ダム及び貯水池の維持管理に努める。
  - イ ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、耐震対策として関係法令等を最低基準として設計及び施工する。

## 第 27 節 ため池災害予防計画

### 第 1 基本方針

---

ため池は、営農の推移とともに築造され、関係農民の努力により維持され現在に至っているが、中には堤体、余水吐あるいは取水施設の損朽が甚だしいものもある。大規模地震によりこれらが決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪う恐れがある。

### 第 2 主な取組み

---

巡回点検等により、ため池の現状を把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。

### 第 3 計 画

---

#### 1 ため池災害予防

##### 【現況・課題】

ため池台帳に記載されている農業用ため池のほか、受益のなくなった旧農業用ため池もある。老朽化の甚だしいものは、大規模地震発生時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼす恐れがあるため、緊急度の高いものから順次補強工事を実施している。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（産業観光課）

- ア ため池の諸元、施設の構造及び下流の状況等について明記した台帳整備を行い、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告するものとする。
- イ 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備する。
- ウ ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。

#### (2) 関係機関

- ア 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに町に緊急連絡ができるようにする。
- イ 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに町に結果を報告する。



## 第 28 節 農林水産物災害予防計画

### 第 1 基本方針

---

地震による農林水産物関係の被害は、ハウス、養魚場等の生産施設の損壊や立木の倒壊、製材施設、農林水産物集出荷貯蔵・処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林水産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進するとともに、木曾農業改良普及センター、木曾農業協同組合等と連携し、農業団体、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。

また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 農作物の災害予防対策については、県農作物等災害対策指針をもとに農業改良普及センター等を通じて、農業団体、農業者に対し徹底指導を図る。
- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び町森林施業計画に基づき森林の整備を実施する。

### 第 3 計 画

---

#### 1 農水産物災害予防計画

##### 【現況・課題】

町は、生産施設等の破損に伴う農作物被害の軽減を図るため、県農作物等災害対策指針をもとに予防技術の周知徹底を図っているところであり、今後も継続した取組みが必要である。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（産業観光課）

木曾農業改良普及センター、木曾農業協同組合等と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。

##### (2) 住民、木曾農業協同組合、木曾農業改良普及センター等

ア 生産施設等における耐震診断や補強工事を実施し、施設の安全性を確保する。

イ 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意し、被害を最小限度にするための安全対策に努める。

#### 2 林産物災害予防計画

##### 【現況・課題】

町は、立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに、壮齢期の森林にあたっては、間伐による本数密度調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件に留意するとともに機械、施設を固定するなど安全対策を普及する必要がある。

## 【実施計画】

### (1) 町（産業観光課）

ア 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。

イ 県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

### (2) 中部森林管理局木曽森林管理署、木曽南部森林組合等

ア 中部森林管理局木曽森林管理署

国有林の地域別森林計画及び施業管理計画に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努める。

イ 木曽南部森林組合等

指導指針に基づいた適正な森林施業を実施する。

ウ その他関係業界

その他関係業界は、町及び県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

### (3) 住民

ア 町等が計画的に行う森林整備に協力する。

イ 施設の補強等対策の実施に努める。

## 第 29 節 積雪期の地震災害予防計画

### 第 1 基本方針

---

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、町、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所における雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強いまちづくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保を確保するための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 4 積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。
- 5 積雪時においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図る。
- 6 冬期の災害に対処できる備蓄等の確保に努める。

### 第 3 計 画

---

#### 1 道路交通の確保

##### 【現況・課題】

積雪期の地震においては、雪崩等が発生し、道路交通に支障が生じるおそれがあるため、町、県、関係機関は除雪機械及び要員の増強を図り、除雪体制の強化に努めることが重要である。

##### 【実施計画】

- (1) 町（建設水道課）
  - ア 町は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図る。
  - イ 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。
- (2) 中部地方整備局

地震時の円滑な道路交通を確保するための除雪体制の整備を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況や路面の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行う。
- (3) 自主防災組織・住民

地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪或いは圧雪による避難路の確保に努める。

#### 2 雪害予防計画

##### 【現況・課題】

積雪地帯で発生する雪害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業等を計画的に実施することが重要である。

### 【実施計画】

(1) 町（建設水道課）

町内の雪崩危険箇所の住民周知を図るとともに、雪崩対策の事業推進を図る。

(2) 中部地方整備局

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ予防措置を講ずる。

## 3 消防活動の確保

### 【現況・課題】

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。

このため、町及び消防団は消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める必要がある。

### 【実施計画】

(1) 町（危機管理課）、上松町消防団

ア 雪に強い消防資機材の整備拡充を図る。

イ 防火水槽および自然水利の取付箇所付近の除雪を励行する。

## 4 避難場所及び避難路の確保

### 【現況・課題】

積雪時において地震が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所および避難路の確保等を図ることが重要である。

### 【実施計画】

(1) 町（危機管理課）

ア 地域の人口および地形、雪崩等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定する。

イ 避難誘導のための標識は、住民が、安全に避難場所に到達することができるよう、降雪量の影響を考慮して設置する。

## 5 寒冷対策の推進

### 【現況・課題】

積雪の影響による長期間の停電やライフラインの停止あるいは、雪崩災害などにより避難が必要となる場合がある。

寒冷期間においては、避難施設において暖房が必要になるなど、冬期の災害に対処できる備蓄等を整えることが重要である。

### 【実施計画】

(1) 町（危機管理課）

ア 町は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄に努める。

イ 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

## 第 30 節 二次災害の予防計画

### 第 1 基本方針

---

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日ごろからの対策及び活動が必要である。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 建築物及び構造物について二次災害予防のための体制整備等を行う。また、県に被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士（以下「危険度判定士」という。）の養成を働きかけるとともに、町職員による資格取得を推進する。
- 2 それぞれの危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置を講ずる。
- 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講ずる。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制整備に努める。

### 第 3 計 画

---

#### 1 建築物、構造物に係る二次災害予防対策

##### 【現況・課題】

災害時において被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる応急危険度判定士を県に要請する必要がある。

道路は緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用されるが、構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

##### 【実施計画】

- (1) 町（総務課、危機管理課、建設水道課）

##### ア <建築物関係>

災害時において、被災建築物の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、県が認定した危険度判定士を受け入れる体制を整備する。また、町職員による資格取得を推進する。

##### イ <道路・橋梁関係>

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備する。

#### 2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

##### 【現況・課題】

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制を強化する。

##### 【実施計画】

- (1) 町（危機管理課）、木曾広域消防本部

以下の計画について、木曾広域消防本部と協力し実施する。

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- イ 立入検査の実施等指導の強化
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- エ 自衛消防組織の強化についての指導
- オ 近隣の危険物取扱事業所との協定締結の促進等の指導  
その他、「火薬関係」、「高圧ガス関係」、「液化石油ガス関係」、「毒物劇物関係」に関する実施計画については、木曾広域消防本部で対応する。

(2) 危険物取扱事業所

- ア 危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- イ 危険物施設の耐震性の向上
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備
- エ 自衛消防組織の強化促進
- オ 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

### 3 河川施設の二次災害予防対策

#### 【現況・課題】

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性があるため、現在工事中の箇所及び危険箇所等を把握するとともに、今後、さらに河川施設の整備（耐震性の向上等）を進めて行く必要がある。

また、ダム施設については、過去に地震によりダム機能に直接影響する被害が発生したことはないが、ダム管理者は定期的に点検を実施し、適切な維持管理を行っていくことが二次災害防止の観点からも必要である。

#### 【実施計画】

(1) 町（建設水道課）

- ア 河川管理施設の耐震性を向上させる。
- イ 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握する。

(2) 木曾建設事務所、水資源機構、関西電力㈱

- ア 木曾建設事務所  
改善の必要があると認められる施設について整備を図る。
- イ 関西電力㈱、水資源機構  
ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し、異常がないことを確認する。また、定期点検を行い、ダム及び貯水池の維持管理に努める。

### 4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

#### 【現況・課題】

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性がある。二次災害予防のため、土砂災害防止法に基づく土砂災害危険区域をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検が実施できるよう体制を整えておく。また、同

時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。(資料4「災害危険箇所」参照)

**【実施計画】**

- (1) 町(建設水道課)
  - ア 情報収集体制の整備
  - イ 警戒避難体制の整備

## 第 31 節 防災知識普及計画

### 第 1 基本方針

---

「自らの命は自分で守る」のが防災の基本であり、町、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、住民が常日頃から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

そこで、町、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。併せて、防災上重要な施設の管理者等、学校、町職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

### 第 3 計 画

---

#### 1 住民・自主防災組織・企業等に対する防災知識の普及活動

##### 【現況・課題】

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要か等、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）

##### ア 住民への啓発活動

新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、ホームページ、住民向け講座や防災講演会及びパンフレット等各種広報資料及び災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

- (ア) 最低でも 3 日分、可能な限り 1 週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備



- (イ) 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策地震及び津波に関する一般的な知識
- (ウ) 地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）、台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害情報に関する知識、警報等や、避難勧告・避難指示（緊急）等の意味や内容、警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動
- (エ) 「自分の命は自分で守る」という「自助」防災意識、地域、職場、家庭等コミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- (オ) 地震が発生した場合の出火防止、救助活動、応急手当、避難行動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (カ) 正確な情報入手の方法
- (キ) 要配慮者に対する配慮
- (ク) 男女のニーズの違いに対する配慮
- (ケ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (コ) 平素住民が実施しうる、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (サ) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (シ) 東海地震、東南海・南海地震を含む南海トラフ地震に関する知識
  - a 東海地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識
  - b 東南海・南海地震防災対策強化地域においては、東南海地震と南海地震が同時に発生する場合のほか、両地震が数時間から数日の時間差において連続して発生した場合に生じる危険等の知識
- (ス) 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について
- (セ) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (ソ) 各地域における避難地及び避難路に関する知識

#### イ 普及方法

- (ア) 広報誌（町誌）、印刷物（防災パンフレット等の）の配布
- (イ) 広報車、防災行政無線等による広報及び啓発放送
- (ウ) 講習会の開催
- (エ) 防災訓練の日の啓発
 

防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

#### ウ その他の活動

- (ア) 県所有の地震体験車等を利用して、住民が地震の恐ろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきか肌で体験できる機会を設ける。
- (イ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
  - a 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等で情報提供も行う。
    - (a) 避難の確保を図るため必要な事項

- (b) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地
- b 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等で情報提供も行う。
  - (a) 土砂災害に関する情報の伝達方法
  - (b) 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項
  - (c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
- c その他災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。
- (ウ) 自主防災組織における防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導を推進する。
- (エ) 前記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。

## (2) 自主防災組織

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載する上からも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に協力する。

## (3) 住民、企業等

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下のような活動を通じて防災意識を高める。

- ア 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- イ 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）
- ウ 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- エ 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認
- オ 備蓄食料の試食及び更新
- カ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- キ 地域の防災マップの作成
- ク 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

また、企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

## 2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

### 【現況・課題】

危険物を使用する施設、医療施設及び社会福祉施設等の要援護者利用施設、旅館・ホテル・民宿、駅等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害発生時における行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

## 【実施計画】

### (1) 町（危機管理課）

本町において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

### (2) 防災上重要な施設の管理者等

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

## 3 学校における防災教育の推進

### 【現況・課題】

小学校、中学校及び保育園（以下「学校等」という。）においては、幼児及び児童、生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校等における防災訓練などをより実践的なものにするとともに、学級活動などをおして、防災教育を推進する必要がある。

### 【実施計画】

#### (1) 町（教育委員会）

ア 学校等においては、大規模災害にも対処できるように、町及び関係機関と連携した、より実践的な防災訓練の実施に努める。

イ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

(ア) 防災知識一般

(イ) 避難の際の留意事項

(ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

(エ) 具体的な危険箇所

(オ) 要配慮者に対する配慮

ウ 教職員向けの指導資料の活用や研修の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

## 4 町職員に対する防災知識の普及

### 【現況・課題】

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても、防災知識の普及、防災意識のさらなる高揚を図る。

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）

各種防災訓練、防災に関する研修・講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても防災知識の普及、防災意識のさらなる高揚を図る。

- ア 災害に関する一般的な知識
- イ 地震発生時の地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- エ 職員等が果たすべき役割
- オ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後災害対策として取り組む必要のある課題

## 5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

### 【現況・課題】

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

### 【実施計画】

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

## 第 32 節 防災訓練計画

### 第 1 基本方針

---

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

また、災害発生時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

町、県、防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を積極的かつ継続的に実施する。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 年 1 回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

### 第 3 計 画

---

#### 1 防災訓練の種別

##### 【現況・課題】

現在、防災週間（8月30日～9月5日）に総合防災訓練を実施しており、関係機関の行う防災訓練に対して、随時協力を行っている。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）

##### ア 総合防災訓練

町は防災関係機関、住民、企業、その他関係団体の協力を得て、下記により総合防災訓練を実施する。

##### (ア) 実施時期

本町は、防災の日（9月1日）を挟む防災週間を中心に防災訓練を実施する。

##### (イ) 実施場所

訓練効果を考慮し、災害発生のおそれのある地域において実施する。

##### (ウ) 実施方法

町、県、県警察、指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び住民が参加して、あらかじめ災害の想定を行い、予想される事態に即応した応急活動を実施する。

実施にあたっては、ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫に努める。

##### イ その他の訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施するほかにも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施する。

(ア) 水防訓練

町及び水防管理者は、水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

(イ) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と併せて行う。

(ウ) 災害救助訓練

町及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

(エ) 通信訓練

町及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、信越地方非常通信協議会、近隣市町村等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練等を行う。非常無線の訓練を地区ごとに、又は数地区にわたって行う。

(オ) 避難訓練

町及び警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難勧告等の迅速化及び円滑化のため、住民の協力を得て、避難勧告、誘導、避難場所の設置等の訓練を実施する。

(カ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

町及び県は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上での抜き打ち的实施も検討する。

(キ) 情報収集及び伝達訓練

町及び県は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(ク) 広域防災訓練

町及び県は、広域応援協定をより実効力あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

(ケ) 複合災害を想定した訓練

町及び県は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

(2) 住民

住民は、町、県等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

ア 情報の収集伝達訓練

- イ 初期消火、避難誘導訓練、救出救護訓練、給食給水訓練
- ウ 地域における危険箇所の把握
- エ 要配慮者の安全対策訓練
- オ 家庭内における災害対策の点検

(3) 企業等

企業等においても、従業員等による初期消火訓練、避難誘導訓練、救出救護訓練、給食給水訓練等の防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努める。

## 2 実践的な訓練の実施と事後評価

### 【現況・課題】

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、次回以降の訓練の参考にするため、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

### 【実施計画】

(1) 町（危機管理課）

ア 実践的な訓練の実施

(ア) 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

(イ) 自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び住民等とも連携した訓練となるよう努める。

(ウ) 避難行動要支援者避難個別計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

## 第 33 節 災害復旧・復興への備え

### 第 1 基本方針

---

災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。

また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。
- 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

### 第 3 計 画

---

#### 1 災害廃棄物の発生への対応

##### 【実施計画】

##### (1) 町

ア 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。

イ 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

#### 2 データの保存及びバックアップ

##### 【現況・課題】

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。これらのデータが、災害により消失しないように、また、消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（全課）

ア あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

イ 町が保管している公図等の写しの被災回避のための手段を講ずる。

#### 3 災害復旧用資機材の供給体制の整備

##### 【現況・課題】

災害発生後の復興のためには、資機材を安定的に供給し、価格の安定を図る必要がある。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（産業観光課）



町は、県、町内建設業者及び森林組合等との資機材供給体制を整備しておく。

#### 4 罹災証明書の発行体制の整備

##### 【現況・課題】

罹災証明書の公布が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。

##### 【実施計画】

###### (1) 町

ア 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

## 第 34 節 自主防災組織等の育成に関する計画

### 第 1 基本方針

---

災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が町や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待されるなど、自主防災組織は今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。

今後、より積極的に自主防災組織の育成強化に努める。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 組織化が遅れている地域を中心に組織化を推進する。
- 2 平常時、発災時の自主防災組織の活動内容を明確化する。
- 3 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 4 防災リーダーに対する研修等を実施するなど組織を活性化するための対策を講ずる。
- 5 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

### 第 3 計 画

---

#### 1 地域住民等の自主防災組織の育成

##### 【現況・課題】

被害想定で想定している規模の災害が発生した際には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ない。また、他町村と連絡する国道 19 号が被災した場合には、消防隊の到着が困難となることも予想される。人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

町内には、上松町消防団の活動を後援する上松町連合防火会があり、地域の防火や防災活動を行っている。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課）

町内各地区にある防火会は、現在火災予防を中心とした活動からさらに踏み込んだ自主防災組織の機能を兼ね備える組織に充実するよう働きかける。

#### 2 自主防災組織の活動内容

##### 【実施計画】

##### (1) 平常時の活動

- ア 災害に対する日ごろの備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及
- イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
- ウ 地域の安全点検に基づく防災カルテの作成、配布

- エ 要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）
- オ 防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検
- (2) 発災時の活動
  - ア 情報の収集及び伝達
  - イ 出火防止、初期消火
  - ウ 避難誘導活動
  - エ 救助等の実施及び協力
  - オ 炊き出し等の給食給水活動

### 3 活動環境の整備

#### 【現況・課題】

現在、自主防災組織の活動環境に関しては、助成措置が講じられている。

自主防災組織がより有効な活動をするためには、これらの制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

#### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課）

町は、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

### 4 組織の活性化

#### 【現況・課題】

災害発生時に活発に活動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダーに対する教育、研修等を実施するとともに、青年層や女性の組織への参加など多様な主体が参画した組織づくりが求められている。

#### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課）

自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、青年層、女性など多様な主体の組織への参加を促進し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図る。また、県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進める。

### 5 各防災組織相互の協調

#### 【現況・課題】

地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、発災時に連携のとれた活動を行えるように日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。

また、自主防災組織の活動実態を把握するとともに、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。

#### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課）

ア 地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織、自主防犯組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。

- イ 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、発災時に機能する組織づくりを推進する。
- ウ 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

## 第 35 節 企業防災に関する計画

### 第 1 基本方針

---

災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など多岐にわたる役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 施設・設備の耐震診断や点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に発揮し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

### 第 3 計画

---

#### 【現況・課題】

大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

#### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課）

ア 住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

イ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

##### (2) 企業

ア 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

- イ 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- ウ 組織力を生かした地域活動への参加、防災住民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- エ 防災資機材や水、食糧等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

## 第 36 節 ボランティア活動の環境整備

### 第 1 基本方針

---

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。

このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。また、ボランティアが必要なときに、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 ボランティアの事前登録を、上松町社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等において実施する。
- 2 防災ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 ボランティアグループやボランティア団体の連携を図るため、連絡協議会の設置を図る。
- 4 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

### 第 3 計 画

---

#### 1 ボランティアの事前登録

##### 【現況・課題】

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障害者・外国籍住民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救護活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

##### 【実施計画】

- (1) 町（住民福祉課）

上松町社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図るなどその支援に努める。

- (2) 上松町社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体

災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。

#### 2 防災ボランティア活動の環境整備

##### 【現況・課題】

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

##### 【実施計画】

平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとと

もに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア団体と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。

### 3 ボランティア団体間の連携

#### 【現況・課題】

被害想定で想定している規模の災害が発生した場合は、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害援助等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

#### 【実施計画】

##### (1) 町（住民福祉課）

町は県と協力し、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるための連絡会議の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

他の地域のボランティア拠点との連絡調整を円滑に行うことができるようにするため、非常用電話、パソコン等の整備を図り、拠点相互のネットワークを構築する。

### 4 ボランティアコーディネーターの養成

#### 【現況・課題】

災害時におけるボランティアのニーズは、広範囲かつ大量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に把握するためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われる事が必要である。

こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

#### 【実施計画】

##### (1) 町（住民福祉課）

町は、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等関係機関と協力のもと、ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。



## 第 37 節 災害対策基金等積立及び運用計画

### 第 1 基本方針

---

町は、基礎的地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災対策を実施する責務がある。このため、地域防災計画に基づいた諸施策を実施するため、財政調整基金の積立に努め、的確な運用を図る。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 地域防災計画に基づく防災対策の実施を推進するため、有効かつ適切な財政措置に努める。
- 2 災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立を行う。

### 第 3 計 画

---

#### 1 災害対策基金等積立及び運用計画

##### 【実施計画】

##### (1) 町（企画財政課）

災害救助関係費用の支弁に要する財源をはじめ、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立を行い、その維持と的確な運用を図る。

## 第 38 節 震災対策に関する調査研究及び観測

### 第 1 基本方針

---

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究や観測を実施することが必要となる。

### 第 2 主な取組み

---

県・町・関係機関が協力し、活断層及び地質調査、地震に関する情報の収集・整理等を推進する。

### 第 3 計 画

---

#### 1 震災対策に関する調査研究及び観測

##### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課）

ア 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントの実施に努め、その結果を計画の中で明らかにする。

イ 国、県が行う地質の調査、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、町内のデータの蓄積に努める。

## 第 39 節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

### 第 1 基本方針

---

全国的には、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市町村と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、本町においても、必要に応じて、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を町地域防災計画に定めるものとする。

### 第 2 主な取組み

---

住民等の提案により町地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努めるものとする。

### 第 3 計 画

---

#### 【現況・課題】

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市町村等が活動の中心となる市町村地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。

なお地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。

#### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課）

町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。また地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

##### (2) 住民及び事業所を有する事業者

町内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うものとする。

## 第 40 節 観光地の災害予防計画

### 第 1 基本方針

---

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 町、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。

### 第 3 計画の内容

---

#### 1 観光地での観光客の安全確保

##### 【実施計画】

##### (1) 町（産業観光課）

ア 観光地での災害発生時の町、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。

イ 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。

ウ それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

#### 2 外国人旅行者の安全確保策

##### 【実施計画】

##### (1) 町（産業観光課）

ア 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備する。

イ 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。

## 第3章 災害応急対策計画

---

地震発生後の防災関係機関の動きとしては、まず被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進める。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、水、燃料等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊など）の防止を行っていく。この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う。

### 第1節 災害情報の収集・連絡

#### 第1 基本方針

---

災害が発生し、緊急地震速報を受信した県、市町村及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努める。

災害が発生した場合、町は、区長、事業所、防災関係機関と協力・連携を図りながら直ちに被害状況調査体制を取り、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる等、迅速・的確な被害情報の調査を行う。町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、本町内で行方不明となった者について、県警等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとする。

この場合における調査体制、調査報告様式及び連絡ルート等は次による。

#### 第2 活動の内容

---

##### 1 緊急地震速報等の伝達

緊急地震速報等を受信した県、市町村及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達ができるように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

###### (1) 町

受信した緊急地震速報等を住民及び来庁者に直ちに伝達する。

その後、気象庁地震火山部及び長野地方気象台から、地震発生後地震に関する情報が次のとおり発表・伝達される。町の防災行政無線等により住民等への伝達に努める。

ア 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。

地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と観測された震度を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

イ 地震情報（震源に関する情報）

震度3以上の地震が発生した場合に発表する情報。

地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）、震央地名とともに「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表する。

ただし、津波警報・注意報を発表したときには、この情報は発表しない。

ウ 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度3以上を観測した場合、津波警報・注意報を発表した場合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかに該当するときに発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名からなる。

また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その事実も含めて発表する。

エ 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや活発な群発地震時や余震活動時に、震度1以上を観測した地震の回数を知らせる情報。

オ 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度1以上を観測した場合に発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。

また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その事実も含めて発表する。

カ 地震情報（推計震度分布図）

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

## 2 町における災害情報の収集

### (1) 町（全課）

ア 被害状況等の調査と調査実施者

被害状況の調査は、調査担当課が区、事業所、関係機関及び団体の協力を得て実施する。被害状況の報告の種別、責任者等は次表による。

(ア) 調査担当課は、調査結果を危機管理課（災害対策本部設置時は総務部）に報告する。

(イ) 関係各課は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるが、被害が甚大であり、町において被害調査が実施できないときは、調査事項の内容に応じて木曾地域振興局、木曾建設事務所、木曾保健福祉事務所、県現地機関に応援を求める。

(ウ) 町は、自らの対応能力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

(エ) ダム施設（水資源機構、関西電力株）からの通報内容により被害の詳細を把握する。

#### イ 被害状況総括

(ア) 被害状況の総括は、危機管理課長が担当する。総括に必要な資料は、関係課、調査機関が提出する。

(イ) 被害状況の総括のため必要がある場合は、危機管理課長は期限を定めて資料の提出を求めることができる。この場合、関係課等は期限内に資料の提出ができるよう努めなければならない。

(ウ) 町長は被害状況について議会に報告する。

### 被害状況調査報告組織体制

報告の種別	担当課	協力機関
概況速報	危機管理課	木曾地域振興局、木曾広域消防本部、上松町消防団、行政区
人的及び住家の被害	住民福祉課	木曾地域振興局、木曾広域消防本部、上松町消防団
避難勧告・指示等避難状況	危機管理課	木曾地域振興局、木曾広域消防本部、上松町消防団、行政区
社会福祉施設被害	住民福祉課	木曾保健福祉事務所、施設管理者
農・畜・養蚕・水産業被害	産業観光課	木曾地域振興局、木曾農業改良普及センター、木曾農業協同組合
農地・農業用施設被害	産業観光課	木曾地域振興局、木曾農業改良普及センター、木曾農業協同組合
林業関係被害	産業観光課	木曾地域振興局、中部森林管理局木曾森林管理署、木曾南部森林組合、
公共土木施設被害	建設水道課	木曾建設事務所、中部地方整備局
土砂災害等による被害	建設水道課	木曾建設事務所、中部地方整備局
都市施設被害	建設水道課	木曾建設事務所、ブロック代表町村
水道施設被害	建設水道課	木曾地域振興局
廃棄物処理施設被害	建設水道課	木曾地域振興局、木曾広域連合
感染症関係被害	住民福祉課	木曾保健福祉事務所
医療施設被害	住民福祉課	木曾保健福祉事務所、施設管理者
商工関係被害	産業観光課	木曾地域振興局、上松町商工会
観光施設被害	産業観光課	木曾地域振興局、中部森林管理局木曾森林管理署
教育関係被害	教育委員会	中信教育事務所、施設管理者
町有財産被害	総務課	
火災速報	危機管理課	木曾広域消防本部、上松町消防団
危険物等の事故による被害	産業観光課	木曾広域消防本部、上松町消防団
水害等速報	危機管理課	木曾広域消防本部、上松町消防団、木曾建設事務所、中部地方整備局

### ウ 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除いて、次表のとおりとする。

項 目	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重 傷 者 ・ 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要がある者のうち、「重傷者」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住 家 全 壊 (全焼、全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
一 部 損 壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
罹 災 世 帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。

#### (2) 事業所

災害が発生したとき事業主は、事業所内の以下に掲げる事項をわかる範囲内で危機管理課（災害対策本部設置時は総務部）へ報告する。

- ア 人員
- イ 人的被害
- ウ 事業所内の被害状況（人的被害を除く）

#### (3) 区長

災害が発生したとき区長は、区内の以下に掲げる事項をわかる範囲内で危機管理課（災害対策本部設置時は総務部）へ報告する。

- ア 人員
- イ 人的被害
- ウ 物的被害



### 3 県への報告

#### (1) 町（全課）

災害が発生し、区長、事業所等から報告を受けた場合、その内容について県、関係機関に報告する。

##### ア 県への報告の種別

###### (ア) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部等を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告する。

###### (イ) 被害中間報告

被害状況を収集し、逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

###### (ウ) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

##### イ 災害情報の収集・連絡系統

災害が発生し、各課及び事業所、区長等から報告を受けた場合、その内容について関係機関に報告する。

(ア) 被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、資料21-1「被害状況等報告様式」の様式のとおりとする。

###### (イ) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、次表のとおりとする。これらのうち緊急を要する場合、町は直接県関係課に報告し、その後において木曾地域振興局等の県現地機関に連絡する。

災害情報収集連絡系統び使用する報告様式番号

報告の種別	担当課	報告先機関		様式
概況速報	危機管理課	木曾地域振興局	総務管理課	1
ア 人的及び住家の被害状況報告	住民福祉課	〃	〃	2
イ 避難勧告・指示等避難状況報告	危機管理課	〃	〃	2-1
社会福祉施設被害状況報告				
ア 社会福祉施設・職員訓練施設被害状況報告(精神障害者社会復帰施設に関するものを除く)	住民福祉課	木曾保健福祉事務所	福祉課	3
イ 社会福祉施設被害状況報告(精神障害者社会復帰施設に関わるもの)	住民福祉課	木曾保健福祉事務所	健康づくり支援課	3
農業関係被害状況報告				
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告	産業観光課	木曾地域振興局	農政課	5
イ 農地・農業用施設被害状況報告(農業集落排水施設を除く)	〃	〃	農地整備課	5
ウ 農業集落排水施設被害状況報告	〃	〃	環境課	5
林業関係被害状況報告	〃	〃	林務課	6
土木関係被害状況報告				
ア 公共土木施設被害状況報告等	建設水道課	木曾建設事務所	整備・建築課	7
イ 土砂災害等による被害報告	〃	〃	〃	7
都市施設被害	〃	〃	〃	8
	〃	ブロック代表町村	〃	8
水道施設被害状況報告	〃	木曾地域振興局	環境課	9
廃棄物処理施設被害状況報告	〃	〃	〃	10
感染症関係報告	住民福祉課	木曾保健福祉事務所	健康づくり支援課	11
医療施設関係被害状況報告	住民福祉課	〃	総務課	12
商工関係被害状況報告	産業観光課	木曾地域振興局	商工観光建築課	13
観光施設被害状況報告	〃	〃	商工観光建築課	14
教育関係被害状況報告				
ア 町施設	教育委員会	中信教育事務所	学校教育課	15
イ 文化財	〃	〃	総務課	15
市町村有財産被害状況報告	総務課	木曾地域振興局	総務管理課	17
火災即報	危機管理課	〃	〃	19
火災等即報(特定の事故)	危機管理課	〃	〃	19-2

注：様式は、資料 21-1「被害状況等報告様式」参照

(ウ) 町における体制のみでは、円滑な情報収集や連絡の実施が困難であると認められる場合は、木曾地域振興局長に応援を求める。

(エ) 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国(総務省消防庁)に、直接、被害情報等の連絡を行う。この場合の対象となる災害は、次に定めるとおりとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

- a 県において災害対策本部を設置した災害
- b 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
- c a又はbに定める災害になるおそれのある災害

ウ 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県からは、県が実施する応急対策の活動状況等の連絡を受ける。

(2) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県（危機管理防災課）に連絡する。

#### 4 通信手段の確保

災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行う。そのための災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

##### (1) 町（危機管理課）

- ア 町防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。
- イ 可搬型移動無線、携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

## 第2節 非常参集職員の活動

### 第1 基本方針

---

各機関は、町内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによって、その活動体制の万全を期する。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。

### 第2 主な活動

---

災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 非常参集体制

##### (1) 町

##### ア 責務

町は、地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。

##### イ 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じた活動体制をとる。

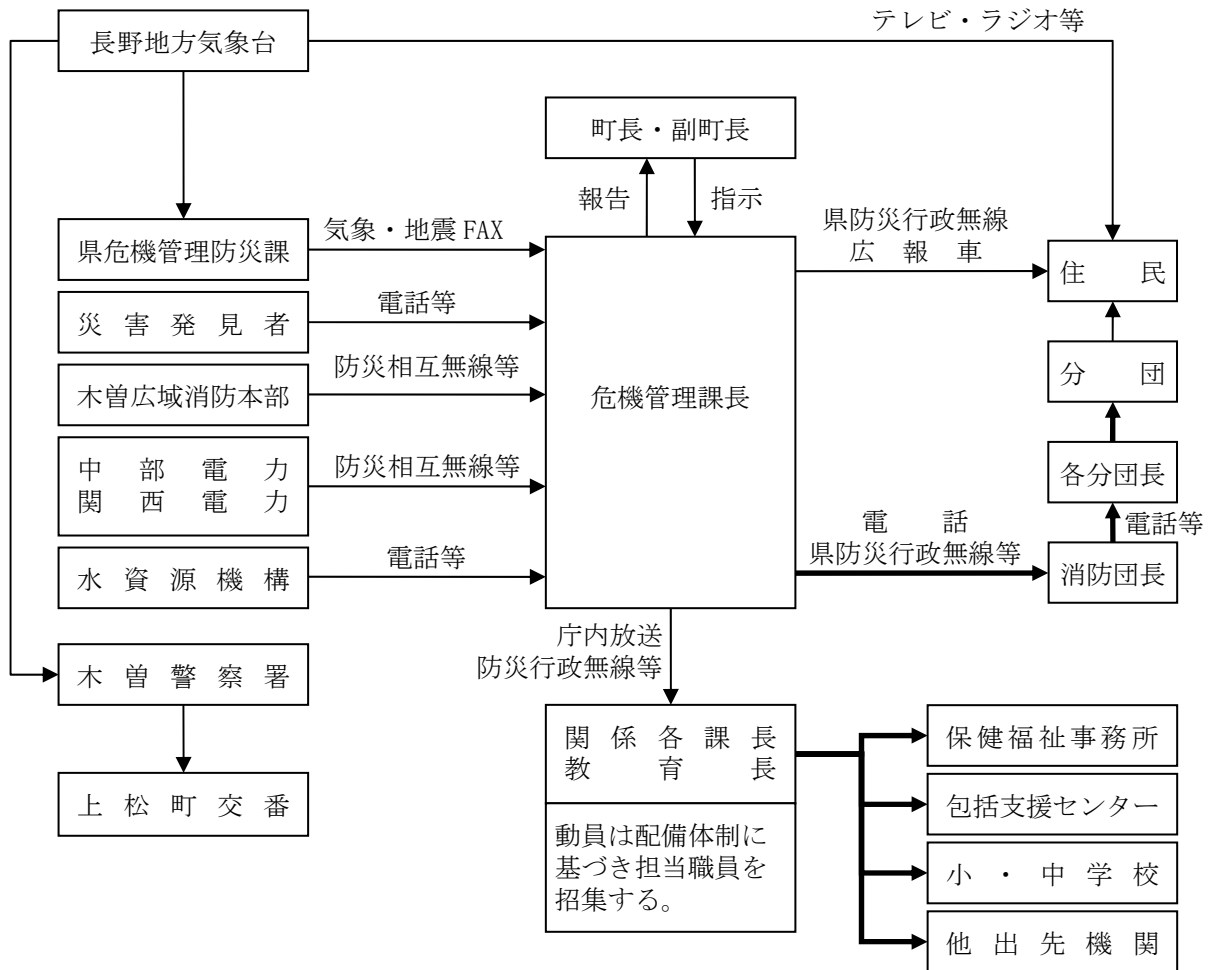
ウ 配備指令の伝達及び配備担当者の招集

(ア) 伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次の方法で行う。

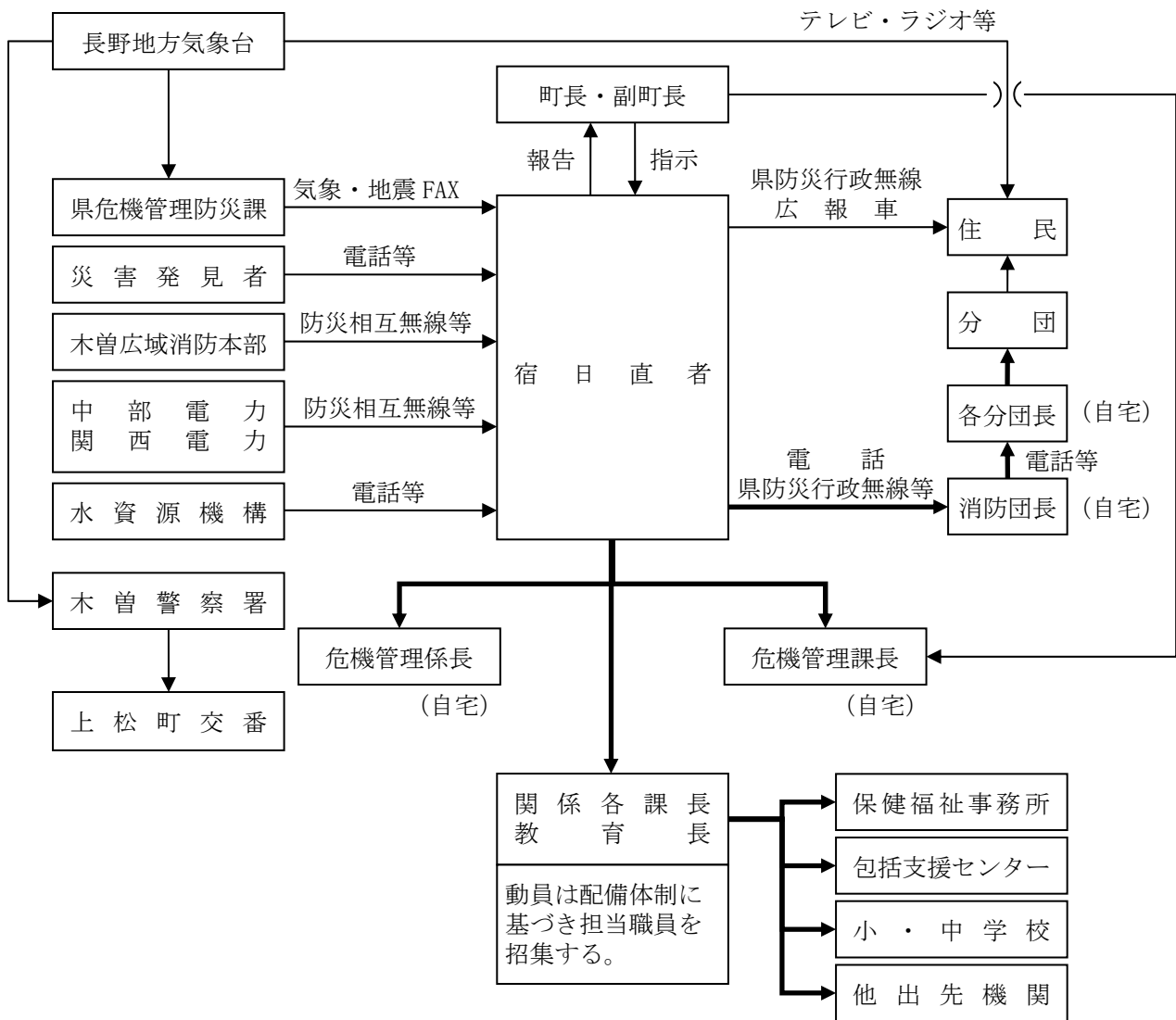
災害情報・配備指令伝達系統

■ 勤務時間内



注：太線は配備指令の伝達系統を兼ねる。

■ 勤務時間外



注：太線は配備指令の伝達系統を兼ねる。

(イ) 伝達の方法

a 勤務時間中における動員

危機管理課長は、庁内放送及び庁内電話、防災行政無線、携帯電話、電報等により、職員に動員の伝達を行う。

庁内放送及び庁内電話が使用不可能な場合は、危機管理課長は職員の使走により、動員の伝達を行う。

b 勤務時間外における動員

通常は電話連絡とし、電話が不通の場合は町内一斉の防災行政無線による。

(ウ) 動員に際しての留意事項

a 関係課長等は、あらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておく。

b 関係課長等は、出先機関を含めた職員の動員状況を速やかに把握し、危機管理課長に登庁人員等を報告する。

(エ) 自主参集

職員は、地震発災後速やかにテレビ、ラジオを視聴し、動員の基準により自主参集する。道路の寸断等により、登庁ができない場合は、携帯電話、避難所に設置された防災行政無線等で所属課等に現在の所在地等の連絡をした上で、指示を受ける。自ら又は家族が被災した職員は、家族の避難、病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。

動員体制

配 備 課 等	事 前 体 制	警 戒 体 制		非 常 体 制 (災害警戒本部)	緊 急 体 制 (災害対策本部)
		第 一 次	第 二 次		
総 務 課			総務課長	係 長 以 上	全 職 員
企画財政課			企画財政課長	係 長 以 上	全 職 員
危機管理課	危機管理課長 危機管理係長	危機管理課長 危機管理係長	全 職 員	全 職 員	全 職 員
住民福祉課			住民福祉課長	係 長 以 上	全 職 員
産業観光課			産業観光課長	係 長 以 上	全 職 員
建設水道課		建設水道課長 建設水道課長補佐	建設水道課長 建設水道課長補佐	係 長 以 上	全 職 員
議会事務局				議会事務局長	全 職 員
会 計 室				係 長 以 上	全 職 員
教育委員会			教 育 長 教 育 次 長	係 長 以 上	全 職 員
消 防 団			町長(本部長)から指示のあった場合は、団長は状況により団員の招集を行う。		全 職 員
計	2	5			

※各課長等は、災害の状況により人員を増減することができる。また、危機管理課長は、時間外については状況により当直者を増やす等の措置を講ずる。

エ 災害警戒本部の設置

(ア) 設置基準

町長は、各活動体制（後掲表参照）における非常体制を取るべき状況のときで必要があると認めるとき、又は震度5弱～5強の地震が発生したときは、上松町災害警戒本部（以下「町警戒本部」という。）を設置する。

(イ) 体制の種別

町長は、町警戒本部を設置したときは、後掲の「活動体制」における非常体制をとる。

(ウ) 警戒本部の組織

町警戒本部の組織等は、「上松町災害対策本部条例」に準じる。

また、本部長（町長）が不在の場合は副本部長（副町長）がその職務を代理する。

(エ) 活動要領

町警戒本部の活動は、町災害対策本部の活動要領に準じて行う。

(オ) 警戒本部の廃止

本部長は次に掲げる状況に達したと判断できるときは、町警戒本部を廃止する。

- a 予想された災害の危険性が解消したと認めた場合
- b 上松町災害対策本部が設置された場合

オ 災害対策本部の設置

(ア) 設置基準

町長は、各活動体制（後掲表参照）における緊急体制を取るべき状況のときで必要があると認めるとき、又は震度6弱以上の地震が発生したときは、上松町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置する。

(イ) 体制の種別

町長は、町本部を設置したときは、次表の「活動体制」における緊急体制をとる。



活動体制の種別・内容等

活動体制		活動内容	活動期間	活動開始基準
事前体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>○危機管理課及び関係職員により情報収集・伝達を行う。(警戒配備以降に継続するための事前対策)</li> <li>○危機管理課長が必要と認めた場合、関係課の職員による増員を行う。</li> </ul>	<p>右の基準に該当した時から注意報等が解除された時、又は危機管理課長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎大雨注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時</li> <li>◎臨時火山情報発表時</li> <li>◎震度3又は4の地震が発生した場合</li> <li>○災害が発生するおそれのある時で危機管理課長が必要と認めた時</li> </ul>
警戒体制	第一次	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生直前の体制で、関係課の連絡網の確認、情報収集等を行う。</li> <li>○危機管理課長は、警戒体制をとったあと、必要と認めた場合、関係課の職員による増員を行う。</li> </ul>	<p>右の基準に該当した時から、注意報等が解除された時、又は危機管理課長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。</p>	<p>事前体制の活動開始基準の状況下で危機管理課長が必要と認めた時</p>
	第二次 (土石流災害時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生直前の体制で、関係課の連絡網の確認、情報収集等を行う。</li> <li>○危機管理課長は、警戒体制をとったあと、必要と認めた場合、関係課の職員による増員を行う。</li> </ul>	<p>右の基準に該当した時から、注意報等が解除された時、又は危機管理課長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。</p>	<p>前記基準の状況下で危機管理課長が必要と認めた時。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎土砂災害警戒情報が発表された時</li> </ul>

※活動開始基準の◎は、自主参集基準である。

活 動 体 制	活 動 内 容	活 動 期 間	活 動 開 始 基 準
非 常 体 制 (災害警戒本部設置)	○災害発生直前、又は発生後の体制で、警戒体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。 ○町長は、非常体制をとったあと、必要と認めた場合、配備職員の増員を行う。	右の基準に該当した時から、警報等が解除された時、又は町長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。	○以下のいずれかの状況下で町長が必要と認めた時 ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・災害が発生した時 ・激甚な災害が発生するおそれのある時 ◎緊急火山情報発表時 ◎震度5弱又は5強の地震が発生した時 ◎東海地震に係る警戒宣言発表時 ◎南海トラフ巨大地震発生時
緊 急 体 制 (災害対策本部設置)	○災害発生後の体制で、非常体制を強化し、大規模災害に対処する体制とする。 ○町長は、緊急体制をとったあと、必要と認めた場合、配備職員の増員を行う。	右の基準に該当した時から、町長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。	○大規模な災害が発生した場合で町長が必要と認めた時 ◎震度6弱以上の地震が発生した時 ◎長野県への特別警報発表時

※活動開始基準の◎は、自主参集基準である。

(ウ) 本部の組織

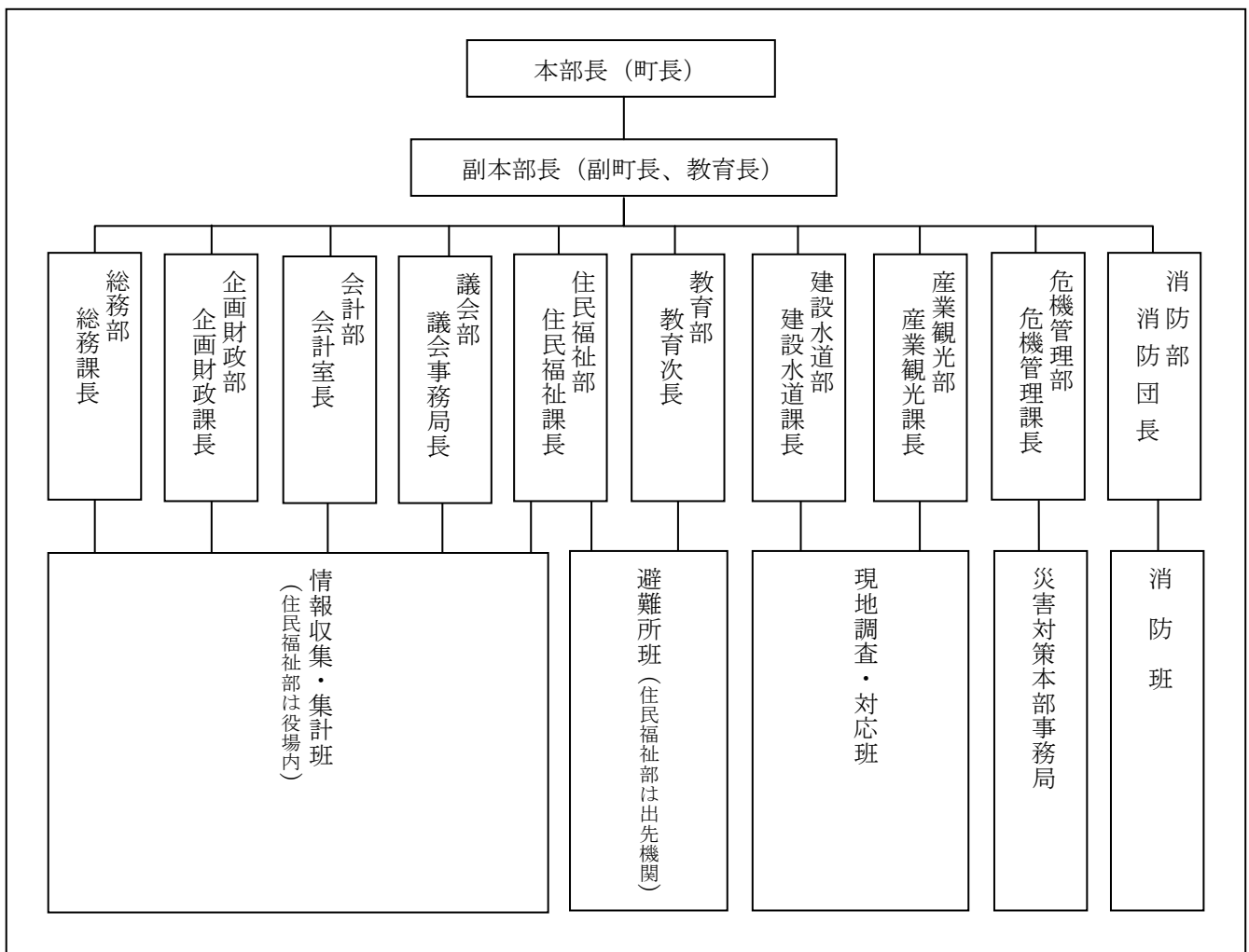
町本部の組織等は、「上松町災害対策本部条例」に定めるところによる。

町本部は原則として庁内の会議室に設置する。

なお、町本部を設置する役場の施設、設備は、災害時に防災中枢機能を果たせるようその安全性の確保等に努めているが、万一、町本部が被災し使用不能となったときは、代替施設として、上松町ひのきの里総合文化センターに、町本部を置く。

また、本部長（町長）が不在の場合は副本部長（副町長）がその職務を代理する。

災害対策本部の組織



(エ) 活動要領

- 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに関係機関からの情報を班員を通じ副本部長に報告する。
- 副本部長は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告する。
- 副本部長は、災害の状況、当該災害についての町の対策及び被災者に対する要望事項等を必要な住民、関係機関に周知する。
- 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。
- 本部長は、必要に応じ、本部会議を招集する。

災害対策本部組織任務分担表

部・部長・部付	班	班員	分 担 事 項
<p>【総務部】 部 長 危機管理課長 部 付 総 務 課 長 企画財政課長 議会事務局長 会 計 室 長</p>	〔総務班〕	<p>危機管理係 総務係 管財係 庁舎建設係 企画政策係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部の運営全般に関する事。</li> <li>2. 防災会議に関する事。</li> <li>3. 被害状況の統括、収集及び伝達に関する事。</li> <li>4. 避難勧告又は指示に関する事。</li> <li>5. 庁舎、通信施設及び公用車の保全、管理全般に関する事。</li> <li>6. 民間車両の調達、運輸業者の応援体制づくり及び連絡、調整に関する事。</li> <li>7. 自衛隊派遣要請に関する事。</li> <li>8. 関係機関、団体に関する協力・応援要請に関する事、並びに連絡調整に関する事。</li> <li>9. 行政区の応援体制づくり及び連絡、調整に関する事。</li> <li>10. 職員の動員に関する事。</li> <li>11. 緊急輸送車両に関する事。</li> <li>12. 防災行政無線に関する事。</li> <li>13. 広報活動に関する事。</li> <li>14. 臨時広報紙の発行に関する事。</li> <li>15. 放送・新聞機関との連絡に関する事。</li> <li>16. 放送施設の保守、管理に関する事。</li> <li>17. 気象情報等の収集、伝達に関する事。</li> <li>18. 被災者に対する広聴活動に関する事。</li> <li>19. 木曾広域連合との連絡調整に関する事。</li> <li>20. 災害の記録に関する事。</li> <li>21. 議会において必要とする事務に関する事。</li> <li>22. 災害救助法による救助の適用に関する事。</li> <li>23. 警戒区域の設定に関する事。</li> <li>24. その他他の部の分担任務に属さない事項に関する事。</li> </ol>
	〔住民財務班〕	<p>財政係 税務係 収納係 会計係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策経費の予算措置に関する事。</li> <li>2. 町有財産、公の施設の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>3. 応急対策物資の購入経理に関する事。</li> <li>4. 被災納税者の減免、徴収猶予に関する事。</li> <li>5. 町民税関係被害の調査、報告に関する事。</li> <li>6. 資産税関係被害の調査、報告に関する事。</li> </ol>

部・部長・部付	班	班員	分 担 事 項
<b>【住民福祉部】</b> 部 長 住民福祉課長 部 付 住民福祉課長補佐	〔福祉班〕	福祉係	1. 必要物資の斡旋に関する事。           2. 被災者調査に関する事。           3. 被災者の証明に関する事。           4. 連絡、情報収集、報告に関する事。           5. 日赤並びに奉仕団との連絡調整に関する事。 (救護班含む)           6. 部内の連絡調整に関する事。           7. 被害者に関する拠出年金の保険料免除に関する事。           8. 社会福祉に関する事。           9. 災害時要配慮者の緊急輸送に関する事。           10. 災害義援品の取扱いに関する事。(救護物資)           11. 地域包括支援センター施設の災害対策全般に関する事。           12. 高齢者障害者等の被害調査に関する事。           13. 高齢者障害者等の避難対策に関する事。           14. 災害義援金品、見舞金に関する事。           15. 災害弔慰金の支給等に関する事。
	〔保健衛生班〕	保健衛生係 生活環境係	1. 木曾保健福祉事務所との連絡に関する事。           2. 災害時の衛生全般に関する事。           3. 医療関係者の動員配置に関する事。           4. 医師会、医療機関との連絡調整、協力要請に関する事。           5. 死傷病者の調査に関する事。           6. 遺体の埋火葬に関する事。           7. 災害対策医薬品に関する事。           8. 災害時における医療助産に関する事。           9. 診療施設の災害現場の調査に関する事。           10. 被災者の健康管理、心のケアに関する事。           11. 災害時の公害排除防止に関する事。           12. 災害時における防疫清掃及び食品衛生に関する事。           13. 災害に伴う水質汚濁等公害に係る調査及び防止対策に関する事。           14. 住宅の応急対策に関する事。
	〔住民班〕	住民係 厚生係	1. 主食等の調達配給に関する事。           2. 生活必需品の調達配給に関する事。           3. 炊き出しに関する事。           4. 避難所に関する事。
	〔ボランティア 担当班〕	福祉係	1. ボランティア活動の支援に関する事。

部・部長・部付	班	班員	分 担 事 項
【教育部】 部 長 教 育 長 部 付 教 育 次 長	〔教育班〕	総務教育係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校教育施設の災害対策全般に関すること。</li> <li>2. 学校教育施設の被害調査、応急対策に関すること。</li> <li>3. 学校教育施設利用者の安全確保に関すること。</li> <li>4. 教育施設の保健衛生に関すること。</li> <li>5. 部内の連絡調整に関すること。</li> <li>6. 災害時の授業、給食その他に関すること。</li> <li>7. 児童、生徒の被害調査に関すること。</li> <li>8. 児童、生徒の避難対策に関すること。</li> <li>9. 避難所の協力に関すること。</li> <li>10. 災害活動に協力する婦人会、青年団等の連絡・調整に関すること。</li> <li>11. 学用品の確保・調達に関すること。</li> <li>12. 教職員の動員に関すること。</li> </ol>
	〔社会教育班〕	社会教育係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 文化財・社会教育施設の災害対策全般に関すること。</li> <li>2. 文化財・社会教育施設の被害調査に関すること。</li> <li>3. 社会教育及び体育施設利用者の避難及び安全対策に関すること。</li> <li>4. 避難所の協力に関すること。</li> </ol>
	〔児童班〕	子育て支援係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育園児の避難、救護対策に関すること。</li> <li>2. 保育施設の災害対策に関すること。</li> <li>3. 保育施設の被害調査に関すること。</li> <li>4. 被害園児の臨時保育に関すること。</li> </ol>
【産業観光部】 部 長 産 業 観 光 課 長	〔商工観光班〕	商工観光係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商工業、観光施設の被害調査に関すること。</li> <li>2. 観光客等の安全対策調査に関すること。</li> <li>3. 商工業、観光施設に対する応急対策に関すること。</li> <li>4. 商工業者に関わる被災証明に関すること。</li> <li>5. 観光施設の災害対策に関すること。</li> <li>6. 登山道の被害調査に関すること。</li> </ol>

部・部長・部付	班	班員	分 担 事 項
	〔農林班〕	農林係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部内の連絡調整に関する事。</li> <li>2. 災害の現場調査のとりまとめに関する事。</li> <li>3. 主要食料の調達に関する事。</li> <li>4. 農協、漁協との連絡調整に関する事。</li> <li>5. 農業協同施設等の応急対策に関する事。</li> <li>6. 農畜産物関係の災害対策に関する事。  (ア) 農作物不良天候対策本部の設置と被害状況及び被害額の取りまとめに関する事。  (イ) 技術対策会議の開催と資料の作成。  (ウ) 病害虫防除と家畜防疫等の徹底指導。</li> <li>7. 水産物関係の災害対策に関する事。  (ア) 魚族の被害及び漁業施設の被害状況と被害額のまとめ。  (イ) 被害の技術対策会議の開催と資料のまとめ。</li> <li>8. 魚族の病害予防対策。</li> <li>9. 必要物資の斡旋に関する事。</li> <li>10. 食糧事務所支所との連絡に関する事。</li> <li>11. 農業用施設の復旧に関する事。</li> <li>12. 林業施設、林道関係の災害対策に関する事。</li> <li>13. 防災個所の点検調査に関する事。</li> <li>14. 林業施設、林道関係の被害調査及び被害額のとりまとめに関する事。</li> <li>15. 造林地の被害状況の調査と報告。</li> </ol>
<b>【建設水道部】</b> 部長 建設水道課長 部付 建設水道課長補佐	〔上下水道班〕	上下水道係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活用水の調達・確保に関する事。</li> <li>2. 上下水道施設の災害対策・被害状況調査に関する事。</li> <li>3. 災害時における上下水道施設の応急対策に関する事。</li> <li>4. 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事。</li> <li>5. 飲料水の確保及び供給に関する事。</li> <li>6. 給水機器及びその修理資材の確保に関する事。</li> <li>7. 仮設トイレの調達、設置に関する事。</li> </ol>

部・部長・部付	班	班員	分 担 事 項
	〔土木班〕	土木住宅係 建設管理係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害現状の調査のとりまとめに関する事。</li> <li>2. 建設事務所との連絡調整に関する事。</li> <li>3. 部内の連絡調整に関する事。</li> <li>4. 被害状況の工法指導に関する事。</li> <li>5. 建設業者の災害対策の連絡調整に関する事。</li> <li>6. 交通（道路）の応急対策に関する事。</li> <li>7. 河川の応急対策に関する事。</li> <li>8. 水防対策に関する事。</li> <li>9. 急傾斜地、がけ崩れ、地すべり、砂防施設等の応急対策に関する事。</li> <li>10. 被害住宅等建築及び住宅の応急対策に関する事。</li> <li>11. 資材の輸送に関する事。</li> <li>12. 土木施設の被害調査に関する事。</li> <li>13. 応急対策に伴う資材の確保に関する事。</li> <li>14. 道路・橋梁・河川等の障害物除去等の応急交通対策に関する事。</li> </ol>
【消防部】 部長 消防団長	〔消防班〕	全 団 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防団への進路とその調整に関する事。</li> <li>2. 消防施設の被害調査に関する事。</li> <li>3. 消防本部との連絡調整に関する事。</li> <li>4. 消防統計及び消防情報の報告に関する事。</li> <li>5. 火災警戒区域の設定と災害時の火気制限に関する事。</li> <li>6. 危険物施設の災害時の統制制限に関する事。</li> <li>7. 消防、水防活動報告に関する事。</li> <li>8. 消防、水防関係被害状況調査に関する事。</li> <li>9. 災害の記録に関する事。</li> <li>10. 河川等の巡視、警戒に関する事。</li> <li>11. 火災の防御、鎮圧に関する事。</li> <li>12. 救急、救助に関する事。</li> <li>13. 防災資材、原料の受払いに関する事。</li> <li>14. 被災者避難及び誘導について警察官との連絡に関する事。</li> <li>15. 救急薬品、酸素等の確保に関する事。</li> <li>16. 火災に関する情報収集、伝達に関する事。</li> <li>17. 水防関係団体との連絡調整に関する事。</li> <li>18. 水防上重要な資機材の調達に関する事。</li> </ol>



- (オ) 本部員会議
  - a 本部員会議は、本部長が指定する場所で開催する。
  - b 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出する。
  - c 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、本部長に申し出る。
  - d 会議には必要に応じて指定（地方）公共機関等防災関係機関の職員の出席を要請する。

- (カ) 災害対策現地本部の設置
  - a 町長は、現地の情報を把握し、応急対策の実施に必要があると認めた場合は、災害地に現地災害対策本部を置く。
  - b 現地本部の任務等については、上松町災害対策本部規程の定めるところによる。

- (キ) 国及び県の現地対策本部との連携
 

国の非常災害現地対策本部もしくは、緊急災害現地対策本部又は県の現地災害対策本部が町内に設置された場合は、その本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

カ 災害対策本部の廃止

本部長は、町内の地域において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

- (ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき。
- (イ) 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。
- (ウ) 災害救援資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。
- (エ) 被災数値がおおむね確定したとき。
- (オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

キ 県等への設置・廃止の通知公表

町災害警戒本部及び町災害対策本部を設置・廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表を行う。

町災害警戒本部及び町災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責 任 者
各 班	庁 内 放 送	危機管理課長
住 民	防 災 行 政 無 線	危機管理課長
県 本 部	県 防 災 無 線	危機管理課長
地 方 部	県 防 災 無 線	危機管理課長

ク 災害救助法が適用された場合の体制

町に災害救助法が適用されたときは、町長は県知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行い、必要に応じて知事と連絡をとる。

(2) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

ア 責務

(ア) 指定地方行政機関

町内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画

及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。

(イ) 指定公共機関及び指定地方公共機関

町内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。

(ウ) 町の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により防災に関する責任を有する者

町内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。

イ 活動体制

(ア) 指定地方行政機関等は、前記アの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

(イ) 町に災害対策本部が設けられたときは、災害応急対策の円滑な実施を図るため、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び自衛隊は、町の要請に基づいて、その所属職員を町災害対策本部又は同現地本部に派遣する。

## 第3節 広域相互応援活動

### 第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から上松町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、本町が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請にあたっては、受入れ体制に不備がないよう十分配慮する。

また、協定先の市町村等が被災した場合については、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。

<p>①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発令された場合</p> <p>②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p>また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正)</li> <li>・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定)</li> <li>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会申合せ)</li> </ul>
<p>東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東南海・南海地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定)</li> <li>・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ)</li> </ul>	

### 第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 他市町村の災害時には、災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請をしたときは、円滑な受入れ体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費負担を考慮する。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 応援要請

##### (1) 町（総務部）、木曾広域消防本部

###### ア 消防に関する応援要請

###### (ア) 県内市町村に対する応援要請

町長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的で必要であると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他市町村の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

###### (イ) 他都道府県への応援要請

町長は、この長野県消防相互応援協定に基づく、県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

###### a 緊急消防援助隊

###### b 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（資料2-5）に基づくヘリコプターの応援

###### c その他、他都道府県からの消防隊

###### イ 消防以外に関する応援要請

###### (ア) 他市町村に対する応援要請

町長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的で必要であると認められる場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料2-3）、「長野県市町村災害時相互応援協定実施細則」（資料2-4）に基づき、速やかにブロック代表の木曾町長に応援を要請し、その旨を知事に連絡する。

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣する。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供する。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、近隣のブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

###### <応援の要請事項>

###### a 応援を求める理由及び災害の状況

###### b 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等

###### c 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等

###### d その他必要な事項

(イ) 県に対する応援要請等

町長等は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(ウ) 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

町長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又は斡旋を求める。

(2) 関係機関

公共機関及びその他事業者は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己の持つ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他の事業者に応援を要請する。

## 2 応援体制の整備

### 【基本方針】

応援活動は、被災した他の市町村等が必要とする応急措置を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、町では、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となって支援を行う。

### 【実施計画】

(1) 町（総務部）

ア 情報収集及び応援体制の確立

町は、大規模地震等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

イ 指揮

応援側は、要請側の指揮のもとで、緊密な連携を図りながら、応援活動を実施する。

ウ 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

エ 自主的活動

応援側は、通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

(2) 長野県合同災害支援チーム

ア 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となつて的確な支援を行う。

イ 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行う。

ウ 主な支援内容は以下のとおり。

(ア) 被災県等への職員派遣及び物資の提供

(イ) 被災者の受入及び施設の提供

a 県内医療機関での傷病者の受入

b 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

(ウ) その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

### 3 受援体制の整備

#### 【基本方針】

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

#### 【実施計画】

(1) 町（総務部）

円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討する。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。

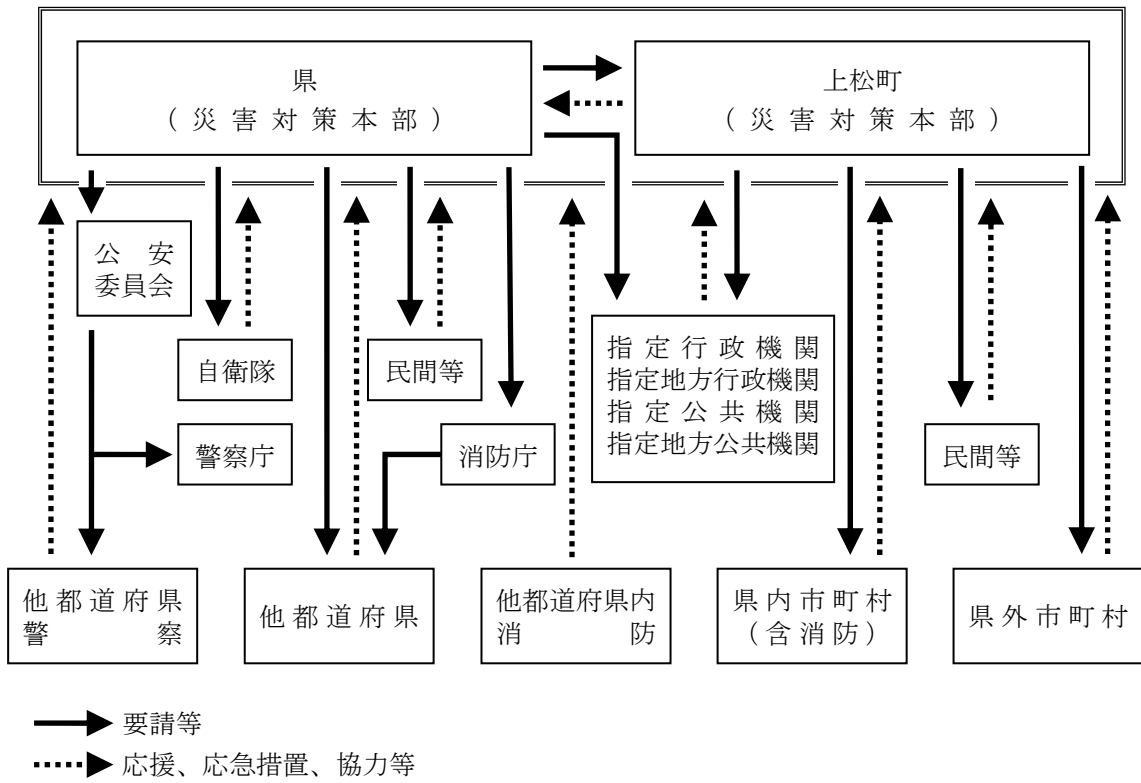
### 4 経費の負担

(1) 町（総務部）

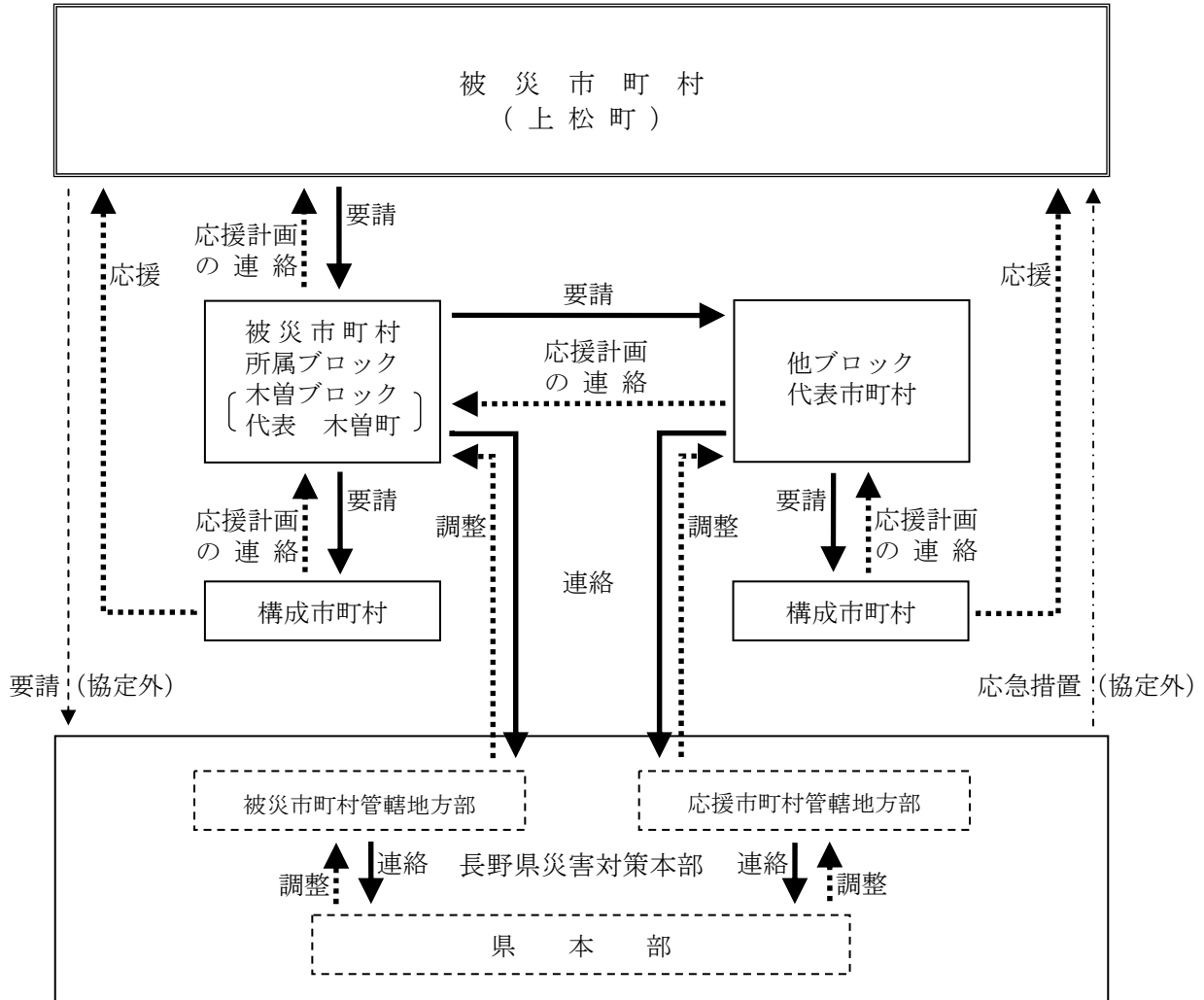
ア 国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

イ 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

広域相互応援体制図



長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統



凡例	↓	要請に係る系統 (応援協定)
	↑	応援に係る系統 (応援協定)
	↓	要請に係る系統 (協定外)
	↑	応援に係る系統 (協定外)



## 第4節 ヘリコプターの運用計画

### 第1 基本方針

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

### 第2 主な活動

- 1 災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを迅速に活用するとともに、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。(参考 県が実施)
- 2 災害発生時には迅速な要請手続を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 ヘリコプターの要請

##### 【基本方針】

陸上の道路交通の寸断等が発生した場合、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策を実施するためのヘリコプターを県へ要請する。

##### 【実施計画】

#### (1) 町(総務部)

災害の状況に応じ、迅速な判断の下にヘリコプターの要請を行う(別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり)。

#### 2 活動内容に応じたヘリコプターの選定(参考 県が実施)

##### 【基本方針】

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

機 種	定 員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災ヘリコプター	15	○	○	○	
県警ヘリコプターユーロコプター	13	○		○	○
県警ヘリコプターアグスタ	17	○		○	○
広域航空消防応援ヘリコプター	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	○	○	○	
ドクターヘリ	6				

注：救助ホイスト …被災者救助装置

ヘリテレ ……ヘリコプターテレビシステム

### 3 出動手続の実施

#### 【基本方針】

各ヘリコプター出動系統に基づき、迅速な出動手続きを行う。

#### 【実施計画】

##### (1) 町（総務部）

ア 町長は必要と認める場合、各ヘリコプター出動系統に基づき、迅速な出動要請を行う。  
急を要する場合は口頭で要請し、文章による手続きが必要な場合は、後刻速やかに行う。

イ ヘリコプターの出動要請にあたっては、次の事項について可能な限り調査をする。

- (ア) 災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等）
- (イ) 活動に必要な資機材等
- (ウ) ヘリポート及び給油体制
- (エ) 要請者、現場責任者及び連絡方法
- (オ) 資機材等の準備状況
- (カ) 気象状況
- (キ) ヘリコプターの誘導方法
- (ク) 他のヘリコプターの活動状況
- (ケ) その他必要な事項

ウ 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、障害物の除去等の場内整備、一般住民、観光客の一時立ち入り禁止等の安全確保を行う。

（資料 10-1「指定避難所、指定緊急避難場所及びヘリポート一覧」参照）

エ 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。

オ 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じて、機長等との連絡にあたる。

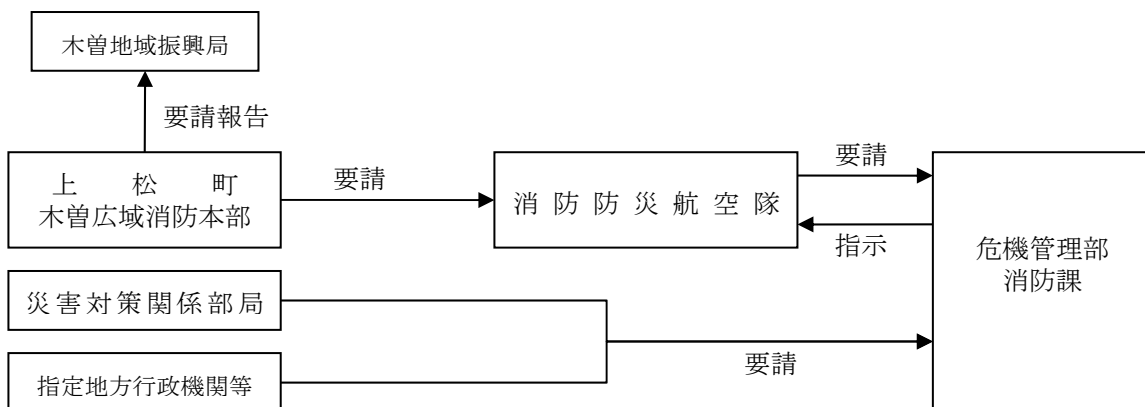
カ 自衛隊の派遣要請手続については、本章第 5 節「自衛隊災害派遣活動」による。

キ ヘリコプター要請手続要領

前記により、各種ヘリコプターの出動を要請する場合の具体的な手続は以下のとおりである。

##### (ア) 消防防災ヘリコプター

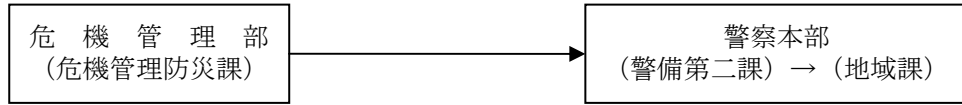
災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。



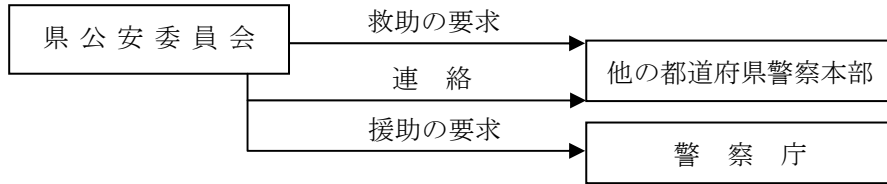
※ 連絡用無線 消防県内共通波 152.81MHz  
呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1」

(イ) 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するにあたり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合  
又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。

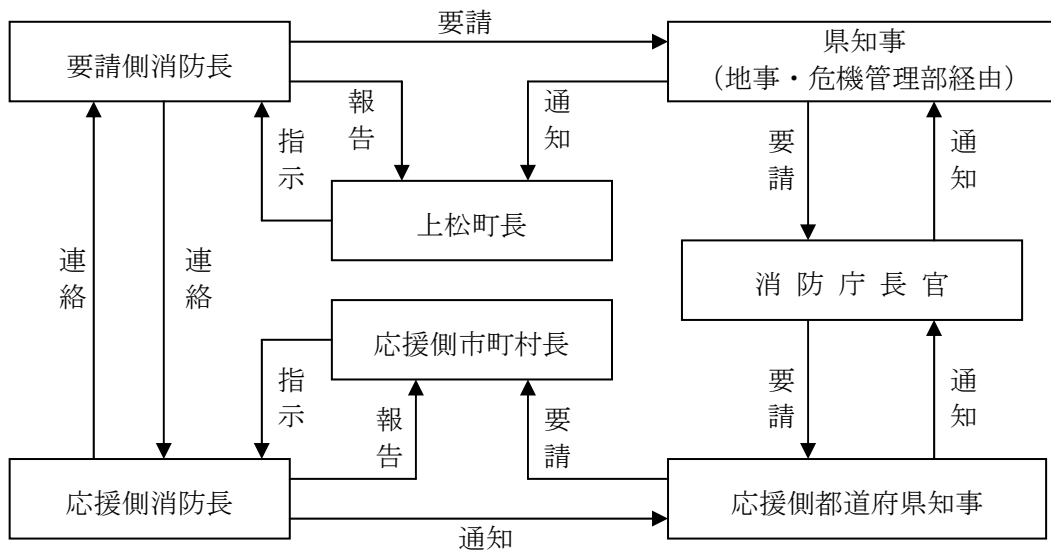


また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、  
援助の要請を行う。



(ウ) 広域航空消防応援ヘリコプター

広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航  
空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。



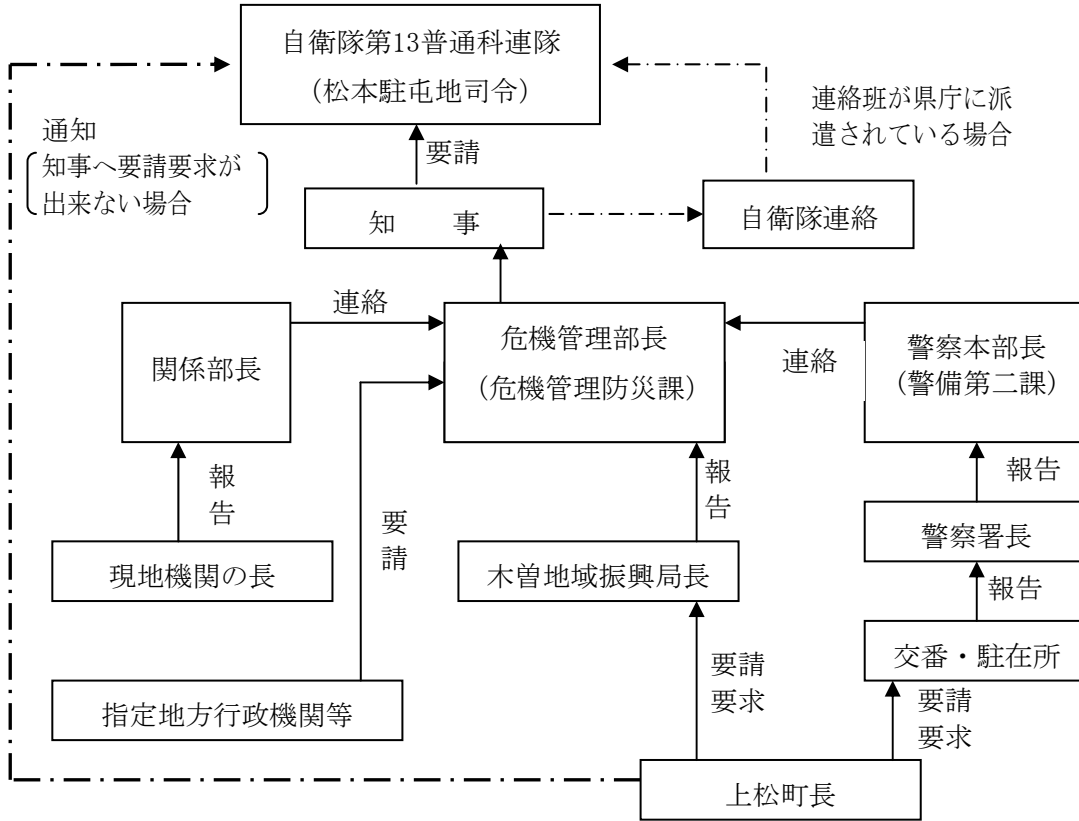
- a 大規模災害または特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空部隊を第一次航空部隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次航空部隊は以下のとおり。

群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県
埼玉県	富山県	静岡市	浜松市	名古屋市

- b 第1出動航空部隊のほか、大規模災害または特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空部隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空部隊は以下のとおり。

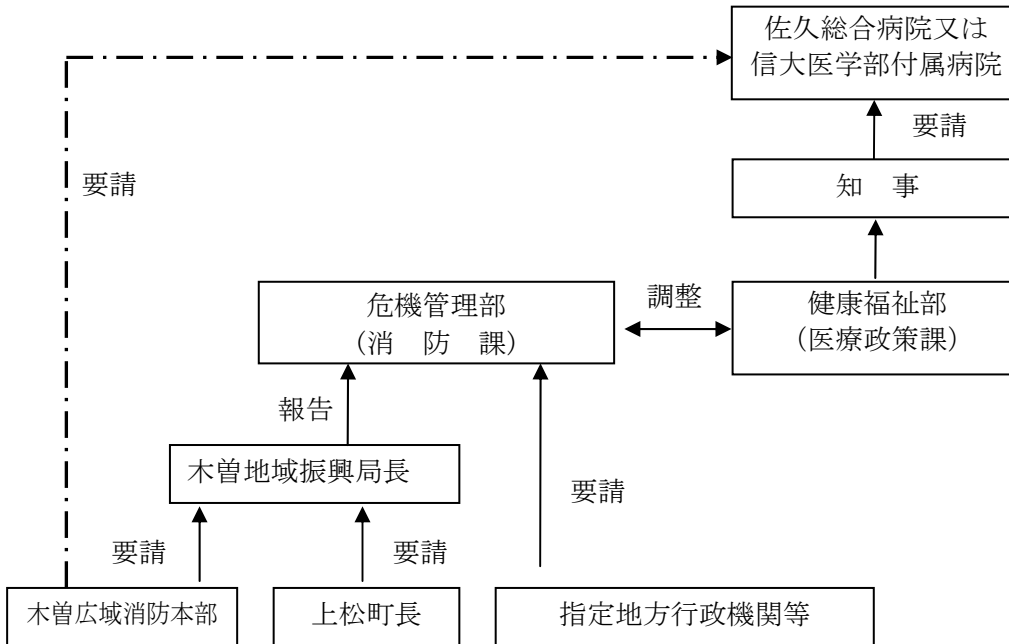
栃木県	茨城県	京都府	千葉市	横浜市	川崎市
福井県	静岡県	石川県	愛知県	三重県	大阪市

(4) 自衛隊ヘリコプター



(5) ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院へドクターヘリの出動を要請する。



---▶ 急を要する場合  
 —▶ それ以外

## 第5節 自衛隊災害派遣活動

### 第1 基本方針

---

大規模な災害が発生したときには、町及び県並びに関係機関だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。このような場合には、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。

また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努める。

### 第2 主な活動

---

- 1 自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続きについて定める。
- 2 町・県等と派遣部隊の連絡調整について定め受入れ態勢を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 派遣要請

##### 【基本方針】

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、町は、県及び自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに県に派遣要請を求め、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を県に連絡する。

##### 【実施計画】

#### (1) 町

##### ア 派遣要請の範囲

町長は次の要請範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、イにより要請を求めるものとする。

##### (ア) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による偵察

##### (イ) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助

##### (ウ) 遭難者等の捜索、救助

行方不明者、負傷者等の捜索、救助

##### (エ) 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土嚢の作成、積込み及び運搬

##### (オ) 消防活動

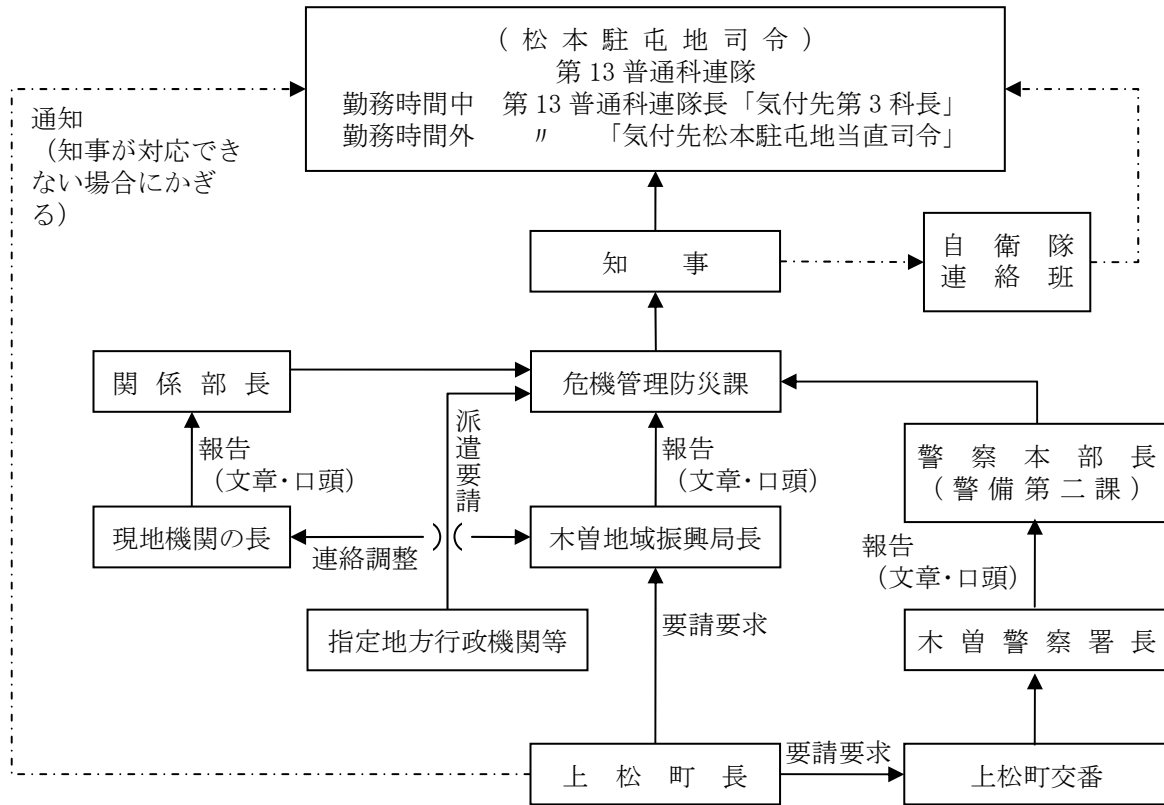
利用可能な消防車、防火器具(空中消火が必要な場合は航空機)による消防機関への協力

##### (カ) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去

- (キ) 応急医療、救護及び防疫  
被災者に対する応急医療、救護及び防疫
  - (ク) 人員及び物資の緊急輸送  
緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
  - (ケ) 炊飯及び給水  
被災者に対する炊飯及び給水
  - (コ) 物資の無償貸与又は譲与  
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
  - (サ) 危険物の保安及び除去  
能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等、危険物の保安措置及び除去
  - (シ) その他  
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置
- イ 派遣要請手続・系統 (後掲参照)
- (ア) 町長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって木曾地域振興局長もしくは木曾警察署長に派遣要請を求める。
  - (イ) 町長は、(ア)により口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに木曾地域振興局を通じ文書による要請処理をする。
  - (ウ) 町長は、(ア)の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。  
自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、前項の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。
- ウ 派遣要請理由等  
要請にあたっては、次の事項を明らかにする。
- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
  - (イ) 派遣を希望する期間
  - (ウ) 派遣を希望する区域、作業箇所及び内容
  - (エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項
  - (オ) ヘリコプターの要請を必要とする場合にあっては、本町のヘリポート (資料10-1「指定避難所、指定緊急避難場所及びヘリポート一覧」参照)

### 派遣要請系統図



### 第13普通科連隊要請先

時間内	時間外
第三科 N T T 0263 - 26 - 2766 (内線 235) 防災行政無線 8 - 535 - 79 F A X ( N T T ) 0263 - 26 - 2766 (内線 239) 防災行政無線 8 - 535-76	松本駐屯地当直司令 N T T 0263 - 26 - 2766 (内線 302) 防災行政無線 8 - 535 - 79 F A X ( N T T ) 0263 - 26 - 2766 (内線 239) 防災行政無線 8 - 535-76

#### (2) 指定地方行政機関

指定地方行政機関等の長は、1 (1) アの要請の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求める。

ア 指定地方行政機関の長は、その管理に属する施設の災害応急復旧について自衛隊の派遣を要するときは、文書又は口頭をもって危機管理部長 (危機管理防災課) に要求する。

イ 指定地方行政機関の長は、アにより口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに文書による要求をする。

## 2 派遣部隊との連絡調整

### 【基本方針】

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、町及び県等は、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入れ態勢を整備する。

### 【実施計画】

#### (1) 町（総務部）

ア 町が部隊の活動等について、部隊、その他関係機関に対し行う要請は、すべて県が指定する現地連絡調整者を通じて行う。なお、県の現地連絡調整者は、以下のとおりである。

区 分	現 地 連 絡 調 整 者
県に災害対策本部が置かれていない場合	地 域 振 興 局 長
県に災害対策本部が置かれている場合	地 方 部 長
県に現地対策本部が置かれている場合	現 地 本 部 長

イ 町長は、連絡交渉の窓口の一本化を図るため、通常は危機管理課危機管理係、災害対策本部設置時は総務部総務班を連絡交渉の担当係とし、現地連絡調整者に報告する。

ウ 町は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

#### (2) 指定地方行政機関、自衛隊等

ア 指定地方行政機関等における措置

(ア) 指定地方行政機関等が部隊の活動等について、部隊、その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。

(イ) 指定地方行政機関等は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

イ 自衛隊における措置

(ア) 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁もしくは地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。

(イ) 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、事情真にやむを得ないと認めた場合は、知事の要請を受け、連絡班等及び部隊を派遣する。

#### (3) 住民

住民は、自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行う。

## 3 派遣部隊の撤収

### 【実施計画】

#### (1) 町（総務部）

町長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告する。

#### (2) 指定地方行政機関、自衛隊等

ア 指定地方行政機関等における措置



指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告する。

イ 自衛隊における措置

(ア) 第13普通科連隊長は、知事から撤収の要請を受けた場合、又は災害派遣の必要がなくなったと認める場合は部隊を撤収する。

ただし、災害が大規模である場合については、知事からの撤収要請があった場合を除き、命により撤収する。

(イ) 部隊を撤収する場合にあつては、町長、木曽警察署、木曽広域消防本部、その他公共機関と綿密に調整するとともに、知事にその旨通知する。

#### 4 経費の負担

##### 【実施計画】

(1) 町（総務部）

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として町等が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。なお、負担に疑義のある場合は、県に調整を求める。

ア 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材機材（自衛隊の装備に係るものを除く。）

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償

(2) 自衛隊

第13普通科連隊長は、前記の経費について、文書により、町長に請求する。

## 第6節 救助・救急・医療活動

### 第1 基本方針

---

大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

### 第2 主な活動

---

- 1 町、木曽警察署、木曽広域消防本部及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。
- 2 災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。大規模災害に対応した救助・救急活動を行う。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 救助・救急活動

##### 【基本方針】

消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

##### 【実施計画】

#### (1) 町

##### ア 被害状況の早期把握及び応援要請

木曽広域消防本部、木曽警察署、上松町消防団、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて他の市町村等への応援を要請する等、住民の安全確保を図る。なお、応援要請は、第3-4節「広域相互応援活動」及び第5節「自衛隊災害派遣活動」により行う。

##### イ 効率的出動・搬送体制の確保

木曽広域消防本部は、県警察本部、上松町消防団、道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をする。

#### ウ 効率的救助活動体制の構築

木曾広域消防本部は、救助活動に当たり、県警察本部、上松町消防団等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

#### エ 的確な傷病者の搬送

木曾広域消防本部は、救急活動に当たり、県警察本部、救助班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。

また、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第4節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

#### オ 他の応急対策との関係

救出する必要がある者を知ったときは、人命に係わる作業を最優先に行う。

### (2) 日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、木曾医師会、長野県歯科医師会等

#### ア 日本赤十字社長野県支部

(ア) 各赤十字病院に救護班を編成し、医療救護（巡回診療を含む）を実施する。

(イ) 災害の状況に応じ、救護班の派遣に併せ、又は単独で長野県赤十字救護隊を出动させ、傷病者の搬送等にあたる。

#### イ 長野県医師会、木曾医師会、長野県歯科医師会等

あらかじめ救護班を編成し、効率的な救助活動を行う。

#### ウ 災害派遣医療チームを有する医療機関

災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、要請に基づきチームを派遣し、救助活動を行う。

### (3) 住民、自主防災組織

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、住民及び自主防災組織は、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

## 2 医療活動

### 【基本方針】

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を決め、関係機関との連携を充分にとりながら受入体制の確保を図る。

更に、地方行政の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

### 【実施計画】

#### (1) 町

町が医療機関の協力を得て実施する医療・助産活動は、次のとおりとする。

#### ア 医療の範囲

- (ア) 診療
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

#### イ 助産の範囲

助産の範囲は、次のとおりとする。

- (ア) 分娩の介助
- (イ) 分娩前、分娩後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

#### ウ 医療救護活動

- (ア) 災害時においては、上松町ひのきの里総合文化センターに救助部本部を設置し、医療救護体制を整備する。
- (イ) 第二次避難所での救護所の開設にあたっては、施設管理者等と連携し、避難所が学校施設の場合は、保健室を利用する。

#### エ 救護班の編成

- (ア) 救護班の編成  
木曾医師会及び関係医療機関の協力を得て、救護班を編成する。
- (イ) 応援要請等  
自らの体制では対応が困難な場合は、日本赤十字社長野県支部の救護班を要請するほか、必要に応じて県、隣接市町村、郡市医師会、災害派遣医療チーム（DMAT）等への応援を要請する。

#### オ 救護班の業務

- (ア) 負傷の程度の判定
- (イ) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- (ウ) 救急処置の実施
- (エ) 救急活動の記録
- (オ) 遺体の検案
- (カ) その他必要な事項

#### カ 後方医療体制・搬送体制

- (ア) 後方医療機関への搬送  
医療又は助産の処置を行った者のうち、施設等への収容を必要と認めるときは、後方医療機関へ搬送する。
- (イ) 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。
- (ウ) 比較的軽症の被災者の被災場所から救護所及び医療機関への搬送は、自主防災組織、消防団及び家庭の協力を得て行う。
- (エ) 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。
- (オ) 車両等の利用が可能な場合

車両等が利用可能な場合は、救急車、消防団車両、町の公用車及び町内医療機関の所有する移送車両によって行う。

(カ) ヘリコプターによる搬送

町は、車両による搬送が困難と認められるときは、ヘリコプターによる搬送を検討し、県に要請する。

キ 医薬品等の調達

(ア) 町は、地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立木曾病院の在庫備蓄及び取り扱い業者等の協力を得て流通備蓄により医薬品を調達する。

(イ) 必要に応じて、県または関係機関に対し、供給の要請を行う。

ク 整備書類（資料 21-1「被害状況等報告様式」参照）

(ア) 救護班診療記録

(イ) 医薬品衛生材料使用簿

(ウ) 救護班編成及び活動記録

(エ) 医薬品衛生材料受払簿

(オ) 病院・診療所医療実施状況

(カ) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

(キ) 助産台帳

(ク) 助産関係支払証拠書類

(2) 日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、木曾医師会、長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立木曾病院、長野県医薬品卸協同組合等

医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域防災・救急医療システム等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。

ア 日本赤十字社長野県支部

(ア) 日本赤十字社長野県支部長は、県、市町村から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めたときは、救護班を派遣し、避難所・救護所等、前記イに掲げる医療救護活動等又は巡回診療にあたる。

(イ) 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において、関係機関との密接な連携のもとに、傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行う。

(ウ) 日本赤十字社長野県支部長は、県内3箇所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送する。

(エ) 当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請する。

イ (一社)長野県医師会、木曾医師会、(一社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、(公社)長野県看護協会等

(ア) 医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、あらかじめ救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行う。

(イ) 県、市町村から協力要請があったとき、あるいは派遣の必要性が認められたときは、被災地へ救護班を派遣する。

ウ 災害派遣医療チームを有する医療機関

災害派遣医療チーム（DMA T）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編

成し、医療救護活動を実施する。

エ (一社)長野県薬剤師会

(ア) 医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行う。

(イ) 県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣する。

オ 災害拠点病院（地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立木曾病院）

傷病者の受入れ体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。その際、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、医療機関の診療状況を迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。

カ 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会

備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図る。

キ 長野県厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院

県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。

ク (公社)長野県柔道整復師会

県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行う。

(3) 住民

ア 発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日ごろから認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心がける。

イ 比較的軽症の被災者の被災地から救護所及び医療機関への搬送は自主防災組織、消防団、家庭の連携により実施する。

### 3 惨事ストレス対策

#### 【基本方針】

救助・救援活動にあたる職員等の惨事ストレスへの理解とその対応に努める。

#### 【実施計画】

(1) 町

ア 救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

## 第7節 消防・水防活動

### 第1 基本方針

---

大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における監視・警戒等の水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

### 第2 主な活動

---

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 堤防その他、施設の損壊による浸水等の被害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 消防活動

##### 【基本方針】

大規模災害発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

##### 【実施計画】

- (1) 町（総務部、消防部（上松町消防団）、木曾広域消防本部

木曾広域消防本部と協力し、以下の対策を実施する。

#### ア 消火活動

- (ア) 出火防止及び初期消火

木曾広域消防本部は、上松町消防団と連帯し住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

- (イ) 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び木曾警察署・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。特に、大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

- (ウ) 応援要請等

- a 町は、木曾消防本部と連携して速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況

から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を本章第3節「広域相互応援活動」及び本章第5節「自衛隊災害派遣活動」により行う。

b 町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第4節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

#### イ 救助・救急活動

大規模地震発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うように努める。

なお、本項については、本章第6節「救助・救急・医療活動」に定める。

#### ウ 消防団活動

町防災計画の防災活動の中核機関となる消防団は、消防本部（署）と情報交換を密にして相互間の防災効率を高める。

##### (ア) 活動の主眼

消防団は、管轄区域の自主防災組織等の協力を得て、分団管轄区域を守備範囲として自衛自守することを活動の主眼とする。

##### (イ) 消防団本部

消防団長は、災害対策本部内に消防団本部を開設し、災害の発生状況、消防団員の参集状況及び消防団の活動状況を掌握して、消防本部長と連絡を密にするとともに消防団の総力を挙げて災害に対処する。

##### (ウ) 分団の活動

分団長は、定められた場所へ分団本部を開設し、分団本部は、消防団本部の指示を受けるとともに消防署及び消防団本部並びに自主防災組織等の情報交換を密にして分団区域内の自衛自主防災活動を行う。

- a 出火防止の広報と初期消火の指導督励
- b 災害時の通報
- c 消防隊の活動
- d 消防署への協力
- e 警防活動
- f 救護
- g 避難の指示等

#### (2) 住民、事業所、自主防災組織等

##### ア 出火防止、初期消火活動等

住民等は、地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等は、直ちにその使用を中止して、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。



## イ 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

## 2 水防活動

### 【基本方針】

大雨や大規模地震による河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、はん濫等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

### 【実施計画】

#### (1) 町

##### ア 監視・警戒活動

水防管理者（町長）は、その管轄する水防区域において、ダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

##### イ 通報・連絡

水防管理者（町長）は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

##### ウ 水防活動の実施

水防管理者（町長）は、損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限りはん濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

##### エ 水防資材の調達及び運搬

(ア) 資材は、水防倉庫に備蓄した資材並びに業者又は地元より調達する。

(イ) 資材の運搬は、町の保有する消防自動車・積載車及びトラックをこれにあてる。

(ウ) 重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得る。

##### オ 応援による水防活動の実施

(ア) 水防管理者（町長）は、速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請を本章第3節「広域相互応援活動」及び本章第5節「自衛隊災害派遣活動」により行う。

(イ) 町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第4節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

##### カ 公用負担

水防のため緊急の必要があるときに限り、水防管理者又はその権限を委任されたものは、水防法第21条の規程に基づいて、必要な土地、資材、運搬具、工作物その他物件の

公用負担を命ずる。

(ア) 公用負担命令書

公用負担命令の権限を行使する場合は、原則として、公用負担命令伝票（資料21-1「被害状況等報告様式」参照）を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずるべき者に手渡し、これを行う。

(イ) 公用負担命令権限書

水防法第21条に基づいて、公用負担を命ずる権限を行使する者は、公用負担命令権限証（資料21-1「被害状況等報告様式」参照）を携行し、必要がある場合は、これを提出する。

(2) 関西電力㈱、水資源機構、中部地方整備局

ア 関西電力㈱、水資源機構

関西電力㈱、水資源機構のダム管理者は、地震発生後、所管するダム等の巡視を行い、破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、住民の避難等が迅速に行えるように措置する。

また、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、はん濫等による水害時又は水害のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行う。

特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水防管理者及び施設管理者等へ迅速に通報する。

イ 中部地方整備局

水防管理者の備蓄する水防資機材に不足が生じたときは、所管する水防資機材の貸与等を行う。

## 第8節 要配慮者に対する応急活動

### 第1 基本方針

---

災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、町、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の安全を確保するとともに、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

### 第2 主な活動

---

- 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難場所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・配分を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。
- 5 要配慮者の心身両面の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて保健福祉サービスの供給を行う。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 避難受入れ活動

##### 【基本方針】

災害発生直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、県、町及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。

高齢者、障害者、子ども、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（住民福祉部）

ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、ケーブルテレビ、防災行政無線、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行う。

イ 避難行動要支援者等の避難支援及び安否確認

災害が発生した際は、避難支援計画等に基づき、要配慮者に関する台帳の活用や地域住民の協力等により、安否及び保健福祉サービスの要否等について速やかに確認するとともに、必要な救助・避難支援を行う。

傷病者、高齢者、障害者、児童、妊産婦等の避難誘導を優先的に行う。なお、避難誘

導する際には、要配慮者の態様に応じて、介助員等の付き添いや車両・車椅子等を活用する。

また、社会福祉施設や医療機関等の利用者に関しても安否確認を行うとともに、被災者の救助・避難支援を行う。

なお発災時には、本人の同意の有無に関わらず、要配慮者名簿を効果的に利用し、要配慮者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

#### ウ 避難場所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

##### (ア) 避難施設・設備の整備

段差解消やスロープ・身体障害者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

##### (イ) 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

##### (ウ) 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

##### (エ) 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

#### エ 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

##### (ア) 在宅者の訪問の実施

町は在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

##### (イ) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

##### (ウ) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

##### (エ) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

オ 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

(2) 関係機関

ア 医療機関・社会福祉施設等における受け入れの推進

福祉避難所（室）や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受け入れ等について、町から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

イ 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

## 2 広域相互応援体制の確立

### 【基本方針】

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設への一時的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要なことが考えられる。

このような場合、市町村の区域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難受入れ活動を行う。

### 【実施計画】

(1) 町（住民福祉部）

町は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活に関し、市町村の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

(2) 関係機関

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、県・市町村等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難場等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努める。

## 要配慮者に配慮すべき項目リスト

配慮すべき項目	実施機関	対象者
<p><b>【避難収容等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者の状況把握                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認、保健福祉サービスの要否等</li> </ul> </li> <li>○災害情報及び避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の周知                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達</li> </ul> </li> <li>○避難誘導                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者、高齢者、障害者、児童、妊産婦等の優先的避難誘導</li> <li>・必要に応じて傷病者、高齢者、障害者、児童、妊産婦等を車両により移送</li> </ul> </li> <li>○避難場所での生活環境の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の整備                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設置等</li> </ul> </li> <li>・医薬品、介護機器等の手配、確保                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子、障害者用携帯便器等</li> </ul> </li> <li>・要援護者に対する相談体制の整備</li> </ul> </li> <li>○情報提供体制の確保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置</li> <li>・手話通訳者、外国語通訳者の派遣</li> <li>・インフォメーションセンターの設置等</li> </ul> </li> <li>○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、里親への委託等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・受入れ先の確保</li> <li>・安全な移送体制の整備</li> <li>・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ</li> </ul> </li> <li>○応急仮設住宅等の確保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者向けの応急仮設住宅の設置</li> <li>・高齢者、障害者、児童、妊産婦等の応急仮設住宅への優先的入居</li> </ul> </li> </ul>	<p>町</p> <p>町、関係機関</p> <p>町、関係機関</p> <p>県、町、関係機関</p> <p>県、町、関係機関</p> <p>県、町、医療機関 社会福祉施設等</p> <p>県、町</p>	<p>全要配慮者</p> <p>全要配慮者</p> <p>全要配慮者</p> <p>全要配慮者</p> <p>高齢者、障害者、外国籍住民</p> <p>傷病者、高齢者、障害者、児童、妊産婦</p> <p>傷病者、高齢者、障害者、児童、妊産婦</p>
<p><b>【生活必需品等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配</li> </ul>	<p>県、町、関係機関</p>	<p>傷病者、高齢者、障害者、児童、妊産婦</p>
<p><b>【保健衛生、感染症予防】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○心身両面の健康管理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルケア、巡回健康相談等の実施</li> </ul> </li> <li>○保健福祉サービスの提供                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員等の派遣</li> <li>・入浴サービス等の実施</li> </ul> </li> </ul>	<p>県、町、関係機関</p> <p>県、町、関係機関</p>	<p>傷病者、高齢者、障害者、児童、妊産婦</p> <p>傷病者、高齢者、障害者、児童、妊産婦</p>
<p><b>【ライフライン等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフラインの優先的復旧</li> <li>・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給</li> <li>・マンパワーの確保等</li> </ul> </li> </ul>	<p>県、町、関係機関 医療機関、社会福祉施設等</p>	<p>入院患者、利用者等</p>



## 第9節 緊急輸送活動

### 第1 基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。輸送活動を行うに当たっては、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施、に配慮して推進する。

### 第2 主な活動

- 1 被害の状況、緊急度、重要度に応じた輸送活動を行う。
- 2 主要道路を優先した応急復旧活動を行うとともに、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 3 支援物資等の輸送、応急復旧活動等を行うための車両を確保する。
- 4 公安委員会(警察署)又は知事に対して、応急復旧等に従事する緊急通行車両の確認申請を行う。
- 5 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。
- 6 支援物資の集積と各避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

### 第3 活動の内容

#### 1 緊急輸送の優先順位

##### 【基本方針】

輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として輸送対象は、次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 人命救助</li><li>・ 消防等災害拡大防止</li><li>・ ライフライン復旧</li><li>・ 負傷者等の搬送</li><li>・ 交通規制</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ (第1段階の続行)</li><li>・ 食料、飲料水等の輸送</li><li>・ 被災者等の救出搬送</li><li>・ 応急復旧</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ (第1・2段階の続行)</li><li>・ 災害復旧</li><li>・ 生活必需物資輸送</li></ul>

#### 2 緊急交通路確保のための交通規制等

##### 【基本方針】

緊急交通路確保のための交通規制等は県公安委員会が行うが、町は町道の道路管理者として必要な措置命令等を行う。



## 【実施計画】

### (1) 町（建設水道部）

#### ア 道路管理者による措置命令等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

## 3 緊急交通路確保のための応急復旧

### 【基本方針】

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、応急復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。

また、応急復旧にあたっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できるかぎり早期の緊急交通路確保に留意する。

### 【実施計画】

### (1) 町（建設水道課）

ア この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。

イ 緊急交通路が使用不能となった場合は、町道、林道、農道等指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて、県等の関係機関に対して応援を要請する。

### (2) 関係機関

#### ア 中部地方整備局

直轄国道について、直ちに被災状況を把握するとともに、被災箇所については速やかに応急復旧を行うものとする。

#### イ 中部森林管理局木曾森林管理署

国有林林道の被災状況の早急な把握に努めるとともに、緊急交通路の使用不能等により県、町の要請に基づき、代替路として利用する国有林林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努める。

## 4 緊急通行車両確認事務

### 【基本方針】

災害応急対策を円滑・迅速に実施するためには、対策用車両が優先して通行できる交通規制を速やかに実施することが重要であるが、その前提として、一般車両と応急対策用車両を区別するために、緊急通行車両であることの確認を行う。

### 【実施計画】

### (1) 町（総務部）

災害応急対策による緊急輸送をする場合は、所轄地域振興局又は警察署へ緊急車両の確認の申出をし、緊急通行車両確認証明書並びに標章の交付を受ける。



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 5 輸送手段の確保

### 【基本方針】

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進する。

### 【実施計画】

#### (1) 町

ア 町は、自ら輸送力の確保に努めるが、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請する。

#### イ 車両による輸送

(ア) 輸送路の確保

(イ) 車両の確保

a 災害対策本部各班がその所管事務遂行上必要とする車両は、町保有車両を総務部が調達し配分する。

b 町保有車両が不足し、又は調達不納のため輸送が不可能となった場合は、次により民間業者又は関係機関等に対して調達の要請をし、輸送力を確保する。

(a) 民間業者への依頼

町内の自家用及び営業用車両の保有者に対して協力を依頼し、災害の程度に応じて出動の要請を行う。

(b) 県への要請

町内で調達が不可能な場合は、県に対して調達の要請を行う。

ウ 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。

エ ヘリコプターによる輸送

(ア) 輸送の要請

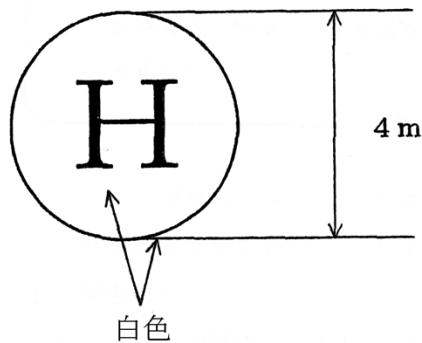
ヘリコプターの要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細に連絡する。ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第4節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(イ) ヘリポートの整備

ヘリコプター発着可能地点は原則として「指定避難所、指定緊急避難場所及びヘリポート一覧」(資料10-1)のとおりとするが、状況に応じて適宜確保する。

a 離着陸時の風圧により、砂じんの舞い上がるおそれがある場合は、十分に散水し、積雪時には、除雪又は圧雪を行う。

b ヘリポートに次に示す標識を行う。



※ 通常は白色、積雪時は赤色で着陸中心を示す。

c 上空から風向、風速が判定できるように紅白の吹き流し、又は赤旗をヘリポートの近くに立てる。

積雪時には、赤色の発炎筒を用意する等着陸に当たって進入方向を示す。

d ヘリポートにおける指揮所、駐車場、物資集積場所等は、地理的条件に応じた機能的配置を行う。

e 離着陸時は、危険防止のため関係者以外の者を接近させないように十分警備を行う。

オ 道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であると認めるときは、東海旅客鉄道株式会社に協力を要請し、輸送を実施する。

## 6 輸送拠点の確保

### 【基本方針】

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定する。

## 【実施計画】

### (1) 町（総務部）

ア 町は、各避難所での必要物資について、輸送拠点と連携を密接にとる。

イ 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地である町があたることを原則とし、運営にあたっては、県と密接に連携する。

## 7 災害救助法に基づく措置基準

応急救助のための輸送費等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。（資料 18-3、18-4「災害救助法施行細則別表第1・第2」）

## 第 10 節 障害物の処理活動

### 第 1 基本方針

---

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

また、障害物の集積、処分にあたっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるように措置する必要がある。

### 第 2 主な活動

---

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として、障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 障害物除去処理

##### 【基本方針】

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

##### 【実施計画】

#### (1) 町

ア 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

#### イ 放置車両等の移動等

(ア) 町管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

(イ) 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

#### ウ 応援協力体制

(ア) 町に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(イ) 町限りでの実施が困難なときは、県、近隣市町村等に応援協力を要請する。

#### (2) 関係機関

#### ア 実施機関

自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む。）の除去は、その者が行う。

#### イ 障害物除去の方法

(ア) 緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去等

により、速やかに緊急輸送機能の回復を図る。

(イ) 巡回の強化を図り、障害となる物の除去等に努める。

(ウ) 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

ウ 必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てる。

エ 応援協力体制

(ア) 各機関限りで実施困難なときは、町長に応援協力を要請する。

(イ) 町等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

## 2 除去障害物の集積、処分方法

### 【基本方針】

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となる等の事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

### 【実施計画】

(1) 町

ア 障害物の集積場所は、交通及び住民生活等に支障のない公用地を原則とする。ただし、規模が大きい場合は民有地についても所有者と協議の上集積場所とする。

イ 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。また、リサイクルを考慮して、障害物の分別処分に努める。

ウ 応援協力体制

(ア) 町に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

(イ) 町限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

(2) 関係機関

ア 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。

イ 障害物の集積、処分方法

(ア) 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

(イ) 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

ウ 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てる。

エ 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

(ア) 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所

(イ) 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所

(ウ) 障害物が二次災害の原因にならないような場所

- (エ) 広域避難地として指定された場所以外の場所
- オ 応援協力体制
  - (ア) 各機関限りで実施困難のときは、町長に応援協力を要請する。
  - (イ) 町等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

### 3 災害救助法に基づく措置基準

障害物の除去に係る費用限度額、期間等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。(資料 18-3、18-4「災害救助法施行細則別表第1・第2」)

## 第 11 節 避難受入れ及び情報提供活動

### 第 1 基本方針

---

地震時においては、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され、住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第一次の実施責任者である町長が中心に計画作成をしておく。その際、要配慮者についても十分考慮する。

特に、土砂災害危険区域等に所在する要配慮者関連施設における、避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これら施設に十分配慮する。

### 第 2 主な活動

---

- 1 避難勧告、避難指示（緊急）の実施者は、適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 町長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 避難者のために建物の安全性を十分確認して避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 県及び町は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 被災者等への的確な情報伝達を行う。

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 自主避難及び避難勧告、避難指示（緊急）

##### 【基本方針】

災害から、人命、身体の保護を図るとともに、災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

避難勧告、避難指示（緊急）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ適確な収集に努めるとともに、避難勧告、避難指示（緊急）を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

##### 【実施計画】

#### (1) 実施機関

ア 地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

避難の勧告・指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難の勧告又は指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。



避難の勧告・指示の実施機関、根拠等

実施事項	機 関 等	根 拠	対 象 災 害
避難準備・高齢者等避難開始	町 長	災害対策基本法第 56 条	災害全般
避難勧告	町 長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
避難指示（緊急）	町 長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
避難指示（緊急）	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
避難指示（緊急）	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり災害全般
避難指示（緊急）	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	〃
避難指示（緊急）	自衛官	自衛隊法第 94 条	〃
避難所の開設、受入れ	町 長		

イ 知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における町長の事務を、町長に代わって行う。

(2) 住民による自主避難

地震災害は、時期、時間、規模等殆どの場合突然発生し、通信手段も一時的に不通となることから、行政機関でも被害状況の把握に手間取り、避難勧告、避難指示（緊急）の発令のタイミングが遅れることが予想される。このため、住民は、避難が必要と認める場合には、住民自らの判断で自主避難を行うことが重要となる。その場合、自主防災組織等で事前に決めている避難所や町の指定避難所へ安全な避難経路を選び避難する。

(3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の意味

「避難準備・高齢者等避難開始」とは、人的被害が発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

「避難勧告」とは、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促す行為をいう。「避難指示（緊急）」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

(4) 避難勧告、避難指示（緊急）及び報告、通知等

ア 町長及び消防機関の長の行う措置

(ア) 避難勧告、避難指示（緊急）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方法又は避難場所を示し、早期に避難の指示、勧告を行う。

- a 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的被害が予測される地域
- b 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- c 避難路の断たれる危険のある地域
- d 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- e 酸素欠乏もしくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想

される地域

f 気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断される地域

g 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等）

h 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

i 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域

j 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域

k 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域

l 地すべりにより著しい危険が切迫している地域

(イ) 報告（災害対策基本法第60条）

(報 告)

町 長

知 事

(木曾地域振興局長経由)

(報告様式は、本章第1節「災害情報の収集・連絡活動」参照)

※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

イ 水防管理者の行う措置

(ア) 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。

(イ) 通知（水防法第29条）

(通 知)

水防管理者（町長）

木曾警察署長

ウ 知事又はその命を受けた職員の行う措置

(ア) 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ。

(イ) 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。

(通 知)

知事又はその命を受けた職員

木曾警察署長

エ 警察官の行う措置

(ア) 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、木曾警察署は調査班を編成し、住宅

地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、町災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

- a 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- b 町関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- c 町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は町長から要求のあったときには、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

この避難指示（緊急）に従わない者に対する直接強制は認められない。

- d 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。
- e 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- g 避難誘導にあたっては、高齢者及び障害者等要配慮者については可能な限り、車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- h 交番に一次的に受け入れた避難住民については、町等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- i 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

(イ) 報告、通知

前記(ア)cによる場合（災害対策基本法第61条）

（通知）

（報告）



（木曾地域振興局長経由）

前記(ア)dによる場合（警察官職務執行法第4条）

（順序を経て報告）

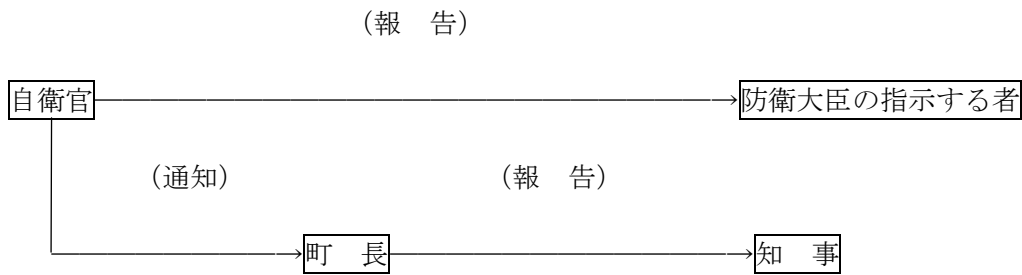


オ 自衛官の行う措置

(ア) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいらない場合に限り、「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

(イ) 報告（自衛隊法第94条）



（木曾地域振興局長経由）

(5) 避難勧告、避難指示（緊急）の時期

地震災害時の火災の延焼、ガス等の流出拡散、がけ崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。なお、避難指示（緊急）、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

(6) 避難勧告、避難指示（緊急）の内容

避難の勧告、指示を行うに際して、次の事項を明確にする。

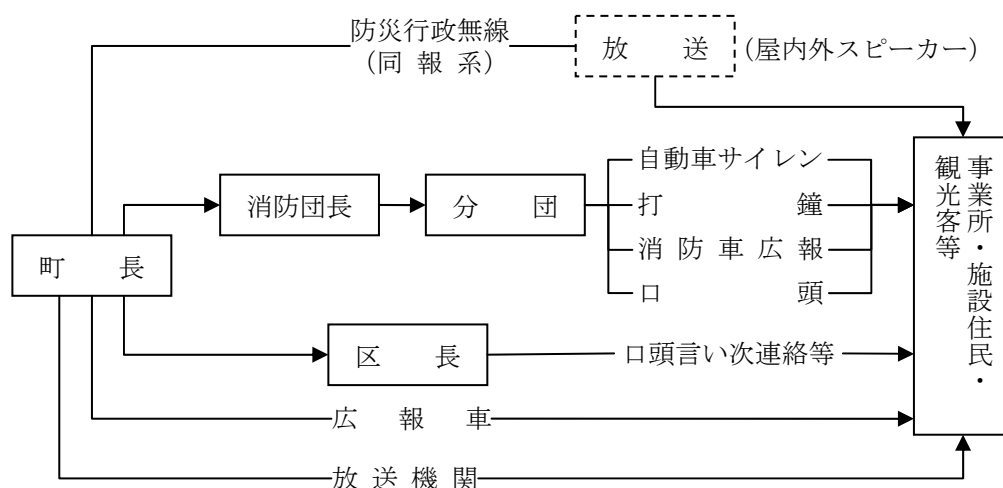
- ア 発令者
- イ 発令日時
- ウ 避難情報の種類
- エ 避難すべき理由
- オ 対象地域及び対象者
- カ 緊急避難場所
- キ 避難の時期・時間
- ク 避難の経路又は通行できない経路
- ケ 住民のとるべき行動や注意事項
  - (ア) 火の始末や電気のブレーカーを切るなどの出火防止措置
  - (イ) 家具の転倒防止や浴槽への貯水など家庭での防災対策
  - (ウ) 家の戸締り
  - (エ) 携行品は非常持ち出し品の限定
  - (オ) 行動し易い服装
  - (カ) 車での避難は禁止
  - (キ) 消防署員、消防団員、役場職員、警察官等の避難誘導に従うこと
- コ 危険の度合

(7) 住民への周知

避難勧告、避難指示（緊急）は、次の要領により関係地域の住民に知らせる。

- ア 伝達系統

## 伝達系統



### イ 伝達方法

(ア) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行った者は、速やかにその内容を町防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段、又は直接住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

(イ) 町長以外の指示者は、住民と直接関係している町長と緊密な連絡をとり、周知徹底を図る。

(ウ) 町長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。

(エ) 消防団長は、町長より連絡を受けたときは、各消防団長に指示し、サイレンの吹鳴、警鐘、消防車広報、口頭、自動車サイレンをもって住民に伝達する。

(オ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、町長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は、危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

(カ) 災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

(キ) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討

する。

(8) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

町は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、区長、消防団、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

(9) 町有施設における避難活動

地震災害発生時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

ア 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合、又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は、避難の誘導を行う。

イ 避難の勧告及び指示、避難準備・高齢者等避難開始は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

(10) 地震による被害を勘案した避難の実施

大規模地震が発生した場合は、同時多発火災が発生し、避難経路には倒壊建物や落下物、亀裂等が発生し大変危険な状態となるため、次の事項に留意し避難を実施する。

ア 地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、直ちにガスやブレーカー等火の始末を済ませた後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、同時多発火災等による輻射熱から安全を確保できる場所にある公園、広場、学校のグラウンド等にまず避難する。

イ 当該指定緊急避難場所でラジオや防災行政無線等から正確な災害情報等を収集し、家族、近隣住民の安否確認をした後、必要により安全が確認された指定避難所へ移動するものとする。

ウ 止む無く車両による避難を実施する場合は、地震情報や交通情報を踏まえ、安全運転に心掛けるとともに、駐車をする場合は、緊急通行車両等の走行を妨げないように配慮する。

## 2 警戒区域の設定

### 【基本方針】

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

### 【実施計画】

(1) 実施者

ア 町長、町職員（災害対策基本法第 63 条）

イ 水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）、消防職員（水防法第 21 条）

ウ 消防吏員、消防団員（消防法第 23 条の 2、消防法第 28 条）

エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）

オ 自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項―町長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

(2) 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域からの退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

ア 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ウ 避難の指示については、その罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(3) 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。

(4) 前記(1)オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

### 3 避難誘導活動

#### 【基本方針】

避難勧告、避難指示（緊急）を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

住民は、最寄りの公民館、集会所等、地区であらかじめ決めた指定緊急避難場所に集合した後、町長の指示する指定避難所へ移動する方法が原則であるが、安全の確保を優先する。なお、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

#### 【実施計画】

##### (1) 避難の誘導員

避難の誘導は、区、自主防災組織、消防団、消防本部、木曾警察署等の協力を得て実施する。

##### ア 誘導の優先順位

高齢者、障害者、傷病者、幼児、妊産婦、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

##### イ 避難誘導の方法

(ア) 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及びその方向を的確に指示する。

(イ) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(ウ) 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

(エ) 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

(オ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(カ) 高齢者、障害者、妊産婦、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立退くことが困難な者については、車両及びヘリコプター等の要請等により優先的に避難させる。また、住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

(キ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

- (ク) 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、本町において処置できないときは、木曾地域振興局を經由して県へ応援を要請する。
- (ケ) 学校長、保育園及び施設の管理者は、町長からの避難勧告又は指示の伝達を受けたときは、各避難所へ児童、生徒などを避難させる。その他の要領については、学校長、保育園及び施設の管理者はあらかじめ定めておく。
- (コ) 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。
- (サ) 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

#### ウ 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きにあたっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

#### エ 外国籍住民等、観光客に対する対策

地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違い等から迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。誘導等ができない場合は、警察官、消防団の協力を求める。

#### カ 避難時の指導

誘導員は、避難立ち退きに際し、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置、ガスの元栓を完全に止める等の指導を行う。又、誘導員はあらかじめ決めた指定緊急避難場所（それが危険な場合にはその他の安全な場所）に誘導する。

### (2) 住民

#### ア 要避難地区で避難を要する場合

住民等は、避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等の出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。

#### イ 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、ア同様、出火防止措置をとった後、互いに協力し、避難場所、安全な場所等へ自主的に避難する。

## 4 避難所の開設・運営

### 【基本方針】

受入れを必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

避難所の開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険があるか、安全性の確認を行う。

### 【実施計画】

#### (1) 町（住民福祉部）

ア 町長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に受入れ保護するため避難所を開設する。避難所の開設が必要と認められるときは、役場職員を派遣し当該地区の区長の協力を得て開設するとともに、区との連絡調整に当たる。管理運営は区長、役員及び役場職員の協議に基づいて行う。なお、事前に指定している避難所だけでは、避難者の受入れが困難な場合には、対策本部



事務局で他の公共施設、民間施設等の管理者に対し、避難所としての施設の提供を要請する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。

イ 避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査の結果を町災害対策本部へ報告する。報告に基づき、必要により被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

ウ 要配慮者に配慮して、上松町地域包括支援センターに福祉避難所を設置する。必要に応じて、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している社会福祉法人木曾社会福祉事業協会の障がい者支援施設上松荘など、他の社会福祉施設の協力を得るものとする。

エ 被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。また、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

オ 避難所を開設したときは、その旨を公表し、避難所に受入れるべき者を誘導し保護する。避難所が不足する場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、避難所提供等の応援を要請することができる。

この場合、県、警察署、消防機関に対して次の事項を連絡する。

- (ア) 開設の日時、場所
- (イ) 収容人員、収容状況
- (ウ) 開設期間の見込み
- (エ) 水、食料、生活用品の充足状況等

カ 避難所を開設し、住民を受入れたときは、直ちに各避難所に、避難担当職員を派遣駐在させ、受入れ者の保護、避難所の防疫、避難所の管理にあたる。避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、町において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

なお、駐在員は次の事務を処理する。

- (ア) 避難所受入れ台帳
- (イ) 避難所物品受払い簿（救助の種目別物資受払状況）
- (ウ) 避難所設置及び収容状況
- (エ) 避難所設置に要した支払い証拠書類及び物品受払い証拠書類の整備

キ 避難所における情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力を得られるよう努める。

- (ア) 避難者
- (イ) 住民
- (ウ) 自主防災組織
- (エ) 他の地方公共団体
- (オ) ボランティア
- (カ) 日赤奉仕団

ク 避難所ごとに避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、被災状況や応急対策の内容等について、役場等防災関係機関の職員による説明、掲示、防災行政無線、インターネット等の活用により随時提供する。

ケ 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

コ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。

サ 避難が長期間に及ぶ場合は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

シ 避難所への受入れ及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車イスや障害者用携帯便器等の供給等の整備を行う。

(イ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。

(ウ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的、継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。

a 介護職員等の派遣

b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

c 医療施設や社会福祉施設等への受入れの委託、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等

(エ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(オ) 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

ス 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、町の地域防災計画を踏まえ適切な対策を行う。

(ア) 学校が避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。

(イ) 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ町に協力する。なお、町の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。

(ウ) 児童生徒等が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、児童生徒等と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達

に万全を期するとともに、避難者と児童生徒等の避難場所を明確に区分する。

セ 保育園における対策

保育園が避難所となった場合、園長は前記「ス」に準じて適切な対策を行う。

ソ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

タ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

チ ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。

ツ 避難の必要がなくなり、避難所を閉鎖したときは直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(2) 関係機関

ア 避難所の運営について、必要に応じ町長に協力する。

イ 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者援護の必要性の高い者から優先的に被災者の受入れを行う。

ウ 日本赤十字社長野県支部は、町の災害対策本部と連携をとり、被災者救援に協力する。

(ア) 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・日用品セットの提供

(イ) 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）

(3) 住民

ア 避難所の管理運営については、町長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

イ 避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心がける。

(ア) 自治組織の結成とリーダーへの協力

(イ) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守

(ウ) 要配慮者への配慮

## 5 広域的な避難を要する場合の活動

### 【基本方針】

災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、県を通じて、若しくは避難収容関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）に広域避難受入れに関する支援を要請する。

### 【実施計画】

(1) 町（総務部）

ア 被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。

- イ 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- ウ この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- エ 避難者を受け入れる際は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- オ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

## 6 住宅の確保

### 【基本方針】

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び町は相互に連携し、公共住宅、民間賃貸住宅の斡旋等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、災害救助法が適用されない場合は、必要に応じて町が住宅の提供を行う。

### 【実施計画】

#### (1) 町（建設水道部）

- ア 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。
  - (ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流出戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
  - (イ) 応急仮設住宅の建設のため、公有地又は私有地を提供する。
  - (ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行う。
  - (エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- エ 災害救助法が適用されない場合
  - (ア) 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。
  - (イ) 建設用地を確保する。ただし、私有地を選定する場合は、町長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。
  - (ウ) 応急仮設住宅の設計を行う。
  - (エ) 建設業者との請負契約を行う。
  - (オ) 工事監理、竣工検査を行う。
  - (カ) 入居者の決定を行う。
  - (キ) 応急仮設住宅の維持管理を行う。
- オ 利用可能な賃貸住宅の情報を被災者に提供する。
- カ 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。
- キ 各応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成

及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

## 7 被災者等への的確な情報伝達

### 【基本方針】

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供できるよう努める。

### 【実施計画】

#### (1) 町（総務部）

ア 被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

イ 被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

ウ 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

エ 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

## 8 避難の長期化への対処

地震災害の場合は住家の損壊等により避難所生活が長期化することが多いので、本来の施設利用に支障が出ないよう必要な対策を行う。

### 【実施計画】

#### (1) 町

ア 避難所が学校である場合は、立入禁止区域の設定など、避難者と児童生徒の住み分けを行う。

イ 他の避難所の避難者の状況を勘案して避難所の設置計画を随時見直しする。

ウ 学校機能を早期に回復するため、入居者の仮設住宅への早期移行等に努める。

## 9 災害救助法に基づく措置基準

避難所及び応急仮設住宅の設置並びに住宅の応急修理に係る費用限度額、期間等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

## 第12節 孤立地域対策活動

### 第1 基本方針

---

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

孤立が予想される地域の災害応急対策は、常に上記のことを念頭に置き、

- 1 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速な実施
  - 2 緊急物資等の輸送
  - 3 道路の応急復旧による生活の確保
- の優先順位をもってあたる。

### 第2 主な活動

---

- 1 孤立予想地域に対しては、町から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに県に報告し、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 孤立実態の把握対策

##### 【基本方針】

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平素からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（総務部）

- ア 孤立予想地域に対し、NTT回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。
- イ 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。

#### 2 救助・救出対策

##### 【基本方針】

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動

を実施する。

#### 【実施計画】

##### (1) 町（総務部）

本章第4節「ヘリコプターの運用計画」、本章第6節「救助・救急・医療活動」、本章第11節「避難受入れ及び情報提供活動」等を参考に以下の活動を実施する。

ア ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を県に速報する。

イ ヘリコプターの要請に関しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。

ウ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。

エ 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難所の有無等について検討して、必要に応じて、県又は他市町村の応援を得て、救出を推進する。

### 3 通信手段の確保

#### 【基本方針】

NTT回線が不通となった場合、防災行政無線等の設置されていない場所にあつては、孤立地域への必要な連絡をする事が不可能になる。

情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

#### 【実施計画】

##### (1) 町（総務部）

被災の状況に応じ、職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継、アマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

##### (2) 東日本電信電話㈱長野支店

ア 携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。

イ 避難場所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設置する。

##### (3) 住民

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、町との連絡確保に自ら努める。

### 4 食料品等の生活必需物資の搬送

#### 【基本方針】

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合において、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

#### 【実施計画】

##### (1) 町（住民福祉部）

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

(2) 住民

ア 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力し合う。

イ 住民自らも、隣接地域及び町との連絡確保に努める。

5 道路の応急復旧活動

**【基本方針】**

孤立地域に対する最低限度の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保する。

**【実施計画】**

(1) 町（産業観光部）

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。



## 第13節 食料品等の調達供給活動

### 第1 基本方針

---

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、町や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

### 第2 主な活動

---

- 1 県への要請、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体との協定により食料品等を調達する。
- 2 備蓄食料、協定、援助等により調達した食料を速やかに供給する。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 食料品等の調達

##### 【基本方針】

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀が供給されるまでの間、町や県の備蓄により対応する。また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（総務部）

第2章第12節「食料品等の備蓄・調達計画」に基づく備蓄により必要量を満たせない場合は、近隣市町村及び県（木曾地域振興局長）に対して、食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。

##### (2) 農林水産省、米穀卸売業者、卸売市場業者

##### ア 農林水産省

知事又は市町村長からの政府所有米穀の緊急引渡要請を踏まえ、災害救助用米穀の引渡しを行う。

##### イ 米穀卸売業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」（資料11-3）に基づき供給を行う。

##### ウ 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行う。

#### 2 食料品等の供給

##### 【基本方針】

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するための活動が必要である。

各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。また、

ボランティア等の協力も得られるようにする。

**【実施計画】**

(1) 町（住民福祉部）

ア 町は、災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず町の備蓄食料の供給を行う。

イ 自らの備蓄により必要量を満たせない場合は、近隣市町村及び県（木曾地域振興局長）に対して食料の供給の要請を行って調達した食料を、被災者等に対して供給する。

ウ 食料の供給活動に際しては、必要に応じて、ボランティア等の協力を得て実施する。

(2) 日本赤十字社長野県支部

町の災害対策本部並びに当該日赤地区・分区と連携を取り、赤十字防災ボランティア（赤十字奉仕団等）の労力を提供し、炊き出し等、被災者援護に協力する。

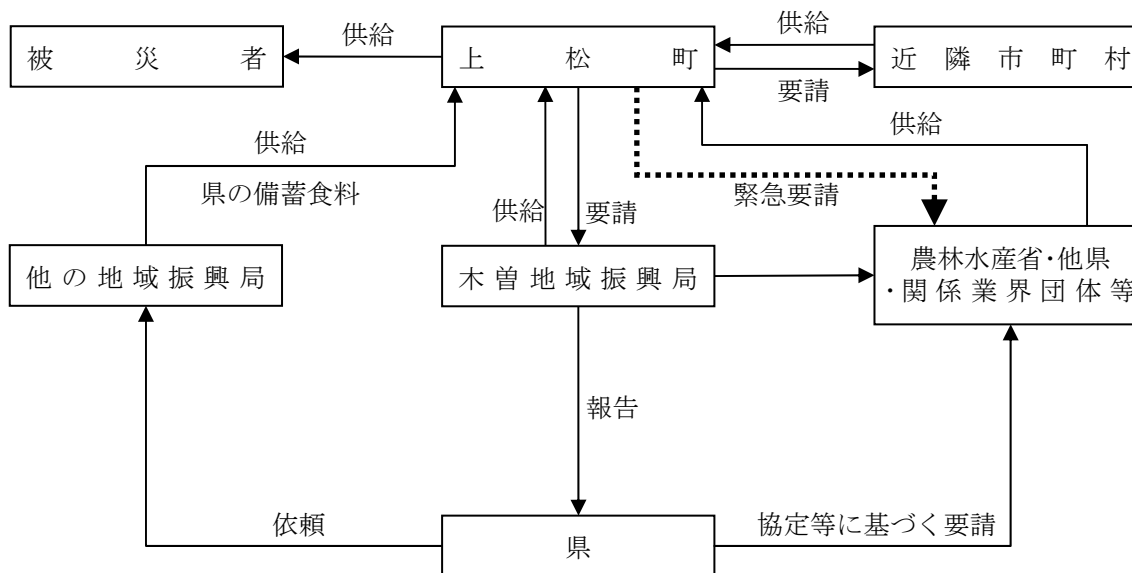
(3) 住民

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた活動を行うよう努める。

**応急用米穀の供給基準**

供給の対象	精米必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 200g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 300g

**食料の調達供給体制**



注： ..... は、農林水産省等に対する緊急要請

### 3 食料の応急配給・炊き出し

#### 【基本方針】

炊き出しは避難所ごとに指定した責任者が中心となって配給、炊き出し活動を行う。なお、高齢者、乳幼児に配慮した食品、調理法等、要配慮者に配慮した活動を行う。

#### 【実施計画】

##### (1) 町（住民福祉部）

##### ア 応急配給対象

- (ア) 避難所に受入れた被災者及び避難者
- (イ) 住居の被害が全滅（焼）、流失、床上浸水等であって炊事ができない者
- (ウ) 被災地において救助作業、応急対策、復旧作業に従事する者
- (エ) その他食料供給を必要と認められた者

イ 炊き出しは原則として、指定避難所において行うものとするが、必要に応じ災害現場で行う。このほか、学校給食施設等へ状況に応じ依頼する。

ウ 炊き出しは、社会福祉協議会、日赤奉仕団等の協力を得て実施する。

エ 炊出し施設、器材は自主防災会備品のほか、指定避難所備え付けのもの等を使用する。

オ 配分もれ又は重複支給者がいないようにするため、班等を組織し、各班に責任者を定め人員を掌握する。

カ 炊き出しに関する事務の責任者は、住民福祉課長が各避難所ごとに決める。

キ 帳票の整備（資料 21-1「被害状況等報告様式」参照）

各避難所等の責任者は次の帳票を整理し、正確に記帳し保管しておかなければならない。

- (ア) 炊き出し受給者名簿
- (イ) 食料品現品給与簿
- (ウ) 炊き出し、その他による食料品等給与物品受払簿
- (エ) 炊き出し、その他食品等購入代金等支払い証拠書類

### 4 災害救助法に基づく措置基準

炊き出しその他による食品の給与に係る費用限度額、期間等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。（資料 18-3、18-4「災害救助法施行細則別表第1・第2」）

## 第 14 節 飲料水の調達供給活動

### 第 1 基本方針

---

飲料水の調達は、配水池、浄水池の貯留水、プール等へ濾過機等を搬入して確保された水及びボトルウォーターにより行うこととし、本町のみでは水の確保が困難な場合は、他市町村に応援給水を要請する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、医療機関等を中心に、町において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により町での給水活動が困難となる場合には、「長野県市町村災害時相互応援協定」及び長野県水道協議会の「水道施設災害相互応援要綱」により他市町村が給水応援を行う。

### 第 2 主な活動

---

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 飲料水の調達

##### 【基本方針】

飲料水については、配水池、浄水池の貯留水、プール等へ濾過機等を搬入して水を確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

被災地での水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（建設水道部）

- ア 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。
- イ 配水池等の貯留水のみでは飲料が不足すると想定される場合は、プール等へ濾過機等を搬入して確保を行う。（資料 13-2「水利状況一覧」参照）
- ウ 確保した水が飲料に適するかどうかの検査、消毒、ろ過等により水質保全を図る。
- エ 本町のみで対応が困難な場合は、「長野県水道協議会災害等相互応援要綱」（資料 13-3）により応援要請を行う。

#### (2) 住民

ポリタンク等給水用具の確保を行う。

#### 2 飲料水の供給

##### 【基本方針】

本地域防災計画の定めるところにより、断水世帯、避難所、医療施設等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。

また、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

## 【実施計画】

### (1) 町（建設水道部）

- ア 断水地域の把握等、情報の収集を行う。
- イ 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。
- ウ 給水用具・機材の確保を行う。
- エ 災害のために水道の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、ポリ容器、パック詰め飲料水等により、1人1日3ℓ以上を供給する。
- オ 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。
- カ 被災の状況により、本町のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。
- キ 復旧作業にあたっては、水道工事指定事業者等の協力を得て応急復旧を図る。
- ク 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

### 3 災害救助法に基づく措置基準

飲料水の供給に係る費用限度額、期間等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。（資料 18-3、18-4「災害救助法施行細則別表第1・第2」）

## 第 15 節 生活必需品の調達供給活動

### 第 1 基本方針

---

災害発生後、被災者の生活の維持のため必要な燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

### 第 2 主な活動

---

- 1 被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、町では調達できないものについて、県への協力を要請する。
- 2 生活必需品の迅速な供給を行う。

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 生活必需品の調達

##### 【基本方針】

被災者の生活維持に必要な生活必需品の量、種類等について、被災者ニーズを把握し、必要な物資の調達、確保に努める。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（住民福祉部）

ア 災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の調達・確保に努める。その際、要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品）の調達・確保に努める。なお、輸送の方法については、本章第 9 節「緊急輸送活動」による。

イ 本編 第 2 章第 14 節「生活必需品の備蓄・調達計画」に基づく備蓄により必要量を満たせない場合は、県へ要請する。

#### 2 生活必需品の供給

##### 【基本方針】

調達・確保した生活必需品等を被災状況に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（住民福祉部）

ア 世帯別被害状況の調査結果に基づいて、配給計画を策定し、物資の配送の手配等必要な措置を講ずる。

イ 給与又は貸与の対象者は、全壊（全焼）・流失・埋没・半壊（半焼）、又は床上浸水で生活上必要な家財等が喪失、又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

ウ 供給の迅速、円滑化を図るため、避難所への集団収容者については、直接避難所へ、その他の場合には、消防団、赤十字防災ボランティア等の協力を得て供給する。特に、

高齢者、障害者等要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど十分配慮する。また、必要に応じて、ボランティア団体等の協力を得る。

エ 救護物資の集積場所は、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

オ 支給には次の帳簿を整理し、保管しておく。(資料 21-1「被害状況等報告様式」参照)

(ア) 物資受払簿

(イ) 物資給与及び受領簿

(ウ) 救助物資給与関係調達支払い証拠書類

(2) 日本赤十字社長野県支部

日本赤十字社長野県支部は、町の災害対策本部並びに当該日赤地区・分区と連携をとり、赤十字防災ボランティア（赤十字奉仕団等）の労力を提供し、生活必需品の供給に協力する。

### 3 災害救助法に基づく措置基準

被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与に係る費用限度額、期間等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。(資料 18-3、18-4「災害救助法施行細則別表第1・第2」)

## 第 16 節 保健衛生、感染症予防活動

### 第 1 基本方針

---

被災後・復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。また、地域の衛生状態にも十分配慮する。

### 第 2 主な活動

---

- 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに、食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。
- 2 平常時から感染症予防用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時には、衛生指導、健康調査等の感染症予防活動を行う。また、疫学調査や患者への医療提供、患者の隔離、消毒等のまん延防止措置を行う。

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 保健衛生活動

##### 【基本方針】

災害発生直後より、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める。

また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

この他、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（住民福祉部）

ア 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告する。

イ 被災による精神的ショック、避難生活の長期化による精神的ストレスに対応するため、必要に応じ精神科医師等を派遣する。

ウ 被災者の心身双方の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。

エ 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。

オ 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達についても県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

#### (2) 木曾医師会、看護協会等

ア 木曾医師会等

木曾医師会等は、町との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。

イ 看護協会等

看護協会等は、町との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行う。



ウ 栄養士会等

栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、栄養指導・炊き出し等を行う。

(3) 住民

ア 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努める。

イ 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行う。

## 2 感染症予防活動

### 【基本方針】

感染症予防対策の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、県、関係機関との連携のもとに衛生指導、健康調査等の感染症予防を行う。

なお、感染症が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

### 【基本計画】

(1) 町（住民福祉部）

ア 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、感染症予防対策組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し被災時には迅速に対応する。

イ 災害発生に備え、感染症予防対策活動用器具の整備及び訓練（点検を含む。）、機材の確保を図る。

ウ 感染症発生の予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防対策活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。

エ 感染症の発生を未然に防止するため、木曾保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じるものとする。また、避難所の施設管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

オ 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、町保有分で不足する分については、町内取扱業者からの調達のほか、協定締結市町村、県等から入手に努める。

カ 感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫などの駆除等の予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

キ 関係機関の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症予防対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、木曾保健福祉事務所長を経由して知事へ報告する。

ク 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、木曾保健福祉事務所長を経由して知事に提出する。

ケ 災害感染症予防対策活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防対策活動に要した経費とは明確に区分して把握する。なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がな

された場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、木曾保健福祉事務所長を経由して知事に提出する。

(2) 住民

町の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。

また、避難所においては、町の指導のもと施設管理者が中心となり、衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

## 第 17 節 遺体の捜索及び処置等の活動

### 第 1 基本方針

---

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、町が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行われてはいるが、検視にあたっては、臨床法病医理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、木曾医師会、木曾郡歯科医師会、医療機関等による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、棺等の調達など広域的な応援により、その遺体の捜索、検視、火葬等の処理を遅滞なく進める。

### 第 2 主な活動

---

関係機関との連携を密にし、遺体の捜索及び検視準備等を行うとともに、多数の死者が生じた場合、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な遺体対策を施す。

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 遺体の捜索及び処置

##### 【基本方針】

遺体の捜索は、町が県警察本部、消防機関等の協力の下に行う。

災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な処置を行う。

多数の遺体の検視については、木曾警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。

検視場所、遺体安置所等をあらかじめ把握する。避難場所との兼ね合い、また、建物の崩壊等による使用不可能な場合は、空き地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。

遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の市町村等からの応援を必要とする場合は、県等に要請する。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（総務部、住民福祉部）

##### ア 行方不明者及び遺体の捜索

(ア) 行方不明者及び遺体の捜索は、災害の状況から優先すべき地域を判断し効果的に行う。

(イ) 行方不明者及び遺体の捜索は、木曾警察署、木曾広域消防本部、上松町消防団等の協力のもとで実施する。

##### イ 遺体の収容

(ア) 身元確認のための一時収容場所及び安置所は、被災現場付近の寺院、神社などの建物に収容するものとし、やむを得ない場合は、テント等を手配し収容する。また、葬儀業者、遺体安置機材等取扱者の把握、確保を行う。

(イ) 遺体の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査表を作成する。

#### ウ 身元不明者の引受け

- (ア) 本籍地の不明の遺体及び遺体の引渡しを受ける遺族等が日本にいない外国人で警察から引渡しの通知を受けたときは、遺体の引渡しを受ける。
- (イ) 引渡しを受けた遺体及び遺留品等は、その性別、推定年齢、遺品などを遺体処理台帳に記録し、安置所に掲示する。地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行う。
- (ウ) 身元が判明し、引取り人がある場合は引渡し、引取り人がない者については、一定期間経過した後、火葬許可証を発行のうえ火葬処理する。
- (エ) 外国籍住民の遺体を引受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。
- (オ) 遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して応援を要請する必要があるときは、速やかに県に要請する。

#### エ 埋葬・火葬

- (ア) 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。
- (イ) 遺体の埋葬は、遺族が行うことが困難であるときは、町が実施する。  
身元の確認ができない遺体については、一時仮埋葬を行う。手続を完了した行方不明者の遺体は、近隣の火葬場に依頼し火葬を行う。死者が多数のため一時的に火葬処理が困難な時は、火葬場の広域手配を県に要請する。また、遺体処理台帳、埋葬台帳の整備を行う。

#### オ 整備書類（資料 21-1「被害状況等報告様式」参照）

- (ア) 遺体捜索状況記録簿
- (イ) 捜索用機械器具燃料受払簿
- (ウ) 捜索用機械器具修繕簿
- (エ) 遺体処理台帳

#### 火葬場の状況

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
木曾葬斎センター 「緑聖苑」	上松町大字上松 1085 番地 1	0264-52-3139	火葬炉 3 基

#### (2) 日本赤十字社長野県支部、(社)長野県医師会、木曾医師会等

日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、木曾医師会等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検案等の処理を行う。

## 2 災害救助法に基づく措置基準

遺体の捜索、処理、埋葬に係る費用限度額、期間等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。（資料 18-3、18-4「災害救助法施行細則別表第 1・第 2」）

## 第 18 節 廃棄物の処理活動

### 第 1 基本方針

---

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

本町におけるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、処理能力を超える場合等、必要に応じて、広域応援による処理を図る。

### 第 2 主な活動

---

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合及び施設の損壊等の場合は、広域応援による処理を行う。
- 3 飼育動物や死亡獣畜に対する対策を行う。

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 ごみ、し尿処理対策

##### 【基本方針】

被災地における衛生的環境を確保するため、廃棄物処理活動を行うとともに、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等を県に報告する。

##### 【基本計画】

#### (1) 町（住民福祉部）

##### ア ごみ処理

- (ア) 木曾広域連合に協力を求めて実施するとともに、被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて、廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
- (イ) 木曾広域連合に被災地域を重点、優先的に収集するよう協力を依頼する。
- (ウ) 収集にあたっては、処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ、できる限り平常の分別区分による収集に努める。
- (エ) 収集方法
  - a 通常行っているごみ収集車を災害現場へ優先配車して収集作業にあたる。
  - b 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。
- (オ) ごみの仮置き  
通常木曾広域連合で処理するが、災害により粗大ごみ、不燃ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。

##### イ し尿処理

- (ア) 災害によりトイレが使用不能になった場合又は避難所開設に伴い必要な場合は、仮設トイレの設置を行う。仮設トイレは民間リース会社から確保する。
- (イ) し尿の収集処分については、木曾広域連合と協議のうえ、最善の方策により速やかに処理する。
- (ウ) 浸水地域等の悪条件の地域や、重要性の高い施設のし尿を優先的に収集処理する。

ウ ごみ処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請する。

エ 費用の負担

被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について、国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに木曾保健福祉事務所へ報告する。

(2) 住民

住民は、災害により発生したごみを町が指定した場所に搬入する。搬入にあたっては、分別区分等、町が指定した方法を遵守し、集積場所の衛生確保に協力する。

## 2 廃棄物処理の広域応援

### 【基本方針】

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、町又は木曾広域連合のみで廃棄物処理が困難と認められる時は、県を通じ広域的な応援の要請を行う。

### 【実施計画】

(1) 町（総務部）

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村、県に応援を求める。

## 3 飼育動物及び死亡獣畜対策

### 【基本方針】

飼い主の避難等で放置された犬猫等の飼育動物の保護や災害によって死亡した獣畜を適正に処理する。

### 【実施計画】

(1) 町

ア 災害によって死亡し、放置された犬猫等の飼育動物を発見した場合は、直ちに収集し、消毒等の衛生処置を実施した後、焼却等適正処分をする。

イ 飼育動物の放浪による住民への危害防止のため、保健福祉事務所、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等の協力を得て、一時的な保護等の対策を実施する。

ウ 牛、馬、豚等の死亡獣畜は飼育農家による処理が原則であるが、経営者が被災等で処理できない場合は、収集処置の対応を行う。

(2) 住民

ア 災害時に飼育動物を放置して見殺しにしたり、解き放すことにより第三者に危害を加える可能性を生じさせないよう飼い主として責任を果たす。

イ 死亡した飼育動物や、獣畜は飼い主の責任で適正に処分する。

## 第 19 節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

### 第 1 基本方針

---

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、警察による災害に便乗した悪質事犯の取締り等社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

### 第 2 主な活動

---

- 1 警察等との連携による災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 社会秩序の維持

##### 【基本方針】

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。したがって、社会秩序を維持するため、木曾警察署等の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

##### 【実施計画】

- (1) 木曾警察署
  - ア 災害に便乗した窃盗事犯の取締り
  - イ 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り
  - ウ 災害に便乗した産業廃棄物の不法処分事犯の取締り
  - エ 広報啓発活動の推進
  - オ 防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施
- (2) 町（総務部）
  - ア 広報活動

被災地域において、情報不足等により混乱や犯罪が発生するおそれがあるときは、速やかに住民がとるべき措置について、防災行政無線等を活用した広報活動を行う。また自主防災組織等を通じて正確な情報伝達を行い、混乱等の防止に努める。
  - イ 情報収集

自主防災組織等に協力を求め、社会的混乱の原因となる次の事例等の情報の収集に努め、必要に応じて木曾警察署等関係機関に通報し、対応について依頼する。

    - (ア) 災害に便乗した窃盗事犯に関する情報
    - (イ) 災害に便乗した悪質商法事犯に関する情報
    - (ウ) 災害に便乗した産業廃棄物等の不法処分事犯に関する情報
    - (エ) デマ、うわさなど真実でない情報
    - (オ) その他生活の安全に関わる情報

## 2 物価の安定、物資の安定供給

### 【基本方針】

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。

このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

### 【実施計画】

#### (1) 町（産業観光部）

ア 買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。

イ 適正な価格もしくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。

ウ 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。

エ 買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

オ 町内又は木曾地域圏で流通業者との連携を図る。

#### (2) 住民

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

#### (3) 企業等

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店等では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。



## 第 20 節 危険物施設等応急活動

### 第 1 基本方針

---

災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、地震発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

### 第 2 主な活動

---

危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 危険物施設応急対策

##### 【基本方針】

大規模地震等発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（総務部）、木曾広域消防本部

木曾広域消防本部と協力し、以下の対策を実施する。

##### ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

町長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。

##### イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

##### ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

#### (ア) 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

#### (イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

#### (ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去

等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、消防団、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

c 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

d 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

## 第 21 節 電気施設応急活動

### 第 1 基本方針

---

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- ・ 早期復旧による迅速な供給再開
  - ・ 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害の防止
- を重点に応急対策を推進する。

### 第 2 主な活動

---

- 1 職員、電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧体制を確立する。
- 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努める。

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 応急復旧体制の確立

##### 【基本方針】

被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連会社との連携により、早期復旧体制を確立する。

##### 【実施計画】

- (1) 中部電力㈱、関西電力㈱
  - ア 計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行う。
  - イ 被害状況に応じ、関連会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立する。
  - ウ 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立する。

#### 2 迅速な応急復旧活動

##### 【基本方針】

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。

##### 【実施計画】

- (1) 中部電力㈱、関西電力㈱
  - ア 県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性和被害状況や復旧の難易度とを勘案して、医療機関、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。
  - イ 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達する。
  - ウ 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保する。
  - エ 応急工事にあたっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行う。

また、緊急復旧を必要とする場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して応急送電を行う。

オ 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。

### 3 二次災害防止

#### 【基本方針】

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

#### 【実施計画】

(1) 町

電力会社からの要請に基づき、町の防災行政無線等により、住民に対する広報活動を行う。

(2) 中部電力㈱、関西電力㈱

ア 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努める。

(ア) 停電による社会不安除去に関する事項

- a 停電の区域
- b 復旧の見通し

(イ) 感電等の事故防止に関する事項

- a 断線垂下している電線に触れないこと。
- b 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと。
- c 屋外に避難するときは、安全機又はブレーカーを必ず切ること。

(ウ) 送電再開時の火災予防に関する事項

- a 電熱器具等の開放確認
- b ガスの漏洩確認

イ 広報にあたっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、防災行政無線を活用するなど、住民に対する周知徹底に努める。

## 第 22 節 上水道施設応急活動

### 第 1 基本方針

---

大規模災害等により、長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、町は、水道施設の計画的な復旧作業を行い、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るなどの早期応急復旧のための手段を講ずる。

### 第 2 主な活動

---

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 上水道施設応急復旧対策

##### 【基本方針】

応急復旧作業については、町自らが行う直営工事、又は、専門業者への外部委託により復旧工事を行う。

なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等により、復旧要員、資材、機材、及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。

##### 【実施計画】

- (1) 町（建設水道部）
  - ア 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。
  - イ 復旧体制の確立を行う。
  - ウ 被災の状況により支援要請を行う。
  - エ 住民への広報活動を行う。
  - オ 指定給水装置工事事業者等との調整を行う。

## 第 23 節 下水道施設応急活動

### 第 1 基本方針

---

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震等の災害時においてもライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。

このため、地震による被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

### 第 2 主な活動

---

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 情報の収集連絡、被害規模の把握

##### 【基本方針】

下水道施設について、その被害状況を早期にしかも的確に把握する必要がある。このため、下水道施設台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（建設水道部）

下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

#### 2 応急対策の実施体制

##### 【基本方針】

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び被害の状況を把握するとともに、対策本部の設置等必要な体制を整えなければならない。また、被害が甚大である場合には、あらかじめ締結してある広域応援協定に基づき、他の市町村に応援を求める等の措置を講ずる必要もある。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（建設水道部）

ア 速やかに担当職員を非常召集し、対策本部等必要な体制をとる。

イ 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講ずる。

#### 3 応急対策の実施

##### 【基本方針】

下水道は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震等の災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。町は、備蓄してある応急資材等の活用を図るほか、必要に応じて建設業者、建設業協会等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講ずる。

## 【実施計画】

### (1) 町（建設水道部）

#### ア 応急対策の実施

##### (ア) 管渠

- a 管渠、マンホール内部の土砂の凌渌、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。
- b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

##### (イ) 処理場

- a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。
- b 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置として放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
- c 処理場での下水処理機能が麻痺した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

イ 速やかな復旧が不可能な場合、住民に対して水洗トイレ、風呂等での使用を極力控えるよう広報活動等により協力を要請する。その際、管路等の下水道施設の異常を発見した場合には役場へ情報提供するよう併せて呼びかける。

### (2) 施工業者等

下水道の建設、維持管理に携わる業者（下水道排水設備指定業者）は、町の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力する。

### (3) 住民

下水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。

## 第 24 節 通信・放送施設応急活動

### 第 1 基本方針

---

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

関係機関は、通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

### 第 2 主な活動

---

- 1 町防災行政無線システムの復旧活動、通信機能維持を行う。
- 2 通信事業者は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信確保を行う。

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 町防災行政無線通信の応急活動

##### 【基本方針】

災害情報が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保にあたる。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（総務部）

- ア 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握し  
する。
- イ 通信施設が被災した場合には、町職員と保守業者により復旧活動を行い、通信の確保  
に努める。
- ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供  
給を図る。
- エ 孤立防止無線など災害時用通信手段により、通信の確保を図る。
- オ 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものと  
し、中部森林管理局、水資源機構、関西電力(株)等近隣の使用可能な通信手段を持つ機関  
に通信を依頼する。

#### 2 電信電話施設の応急活動

##### 【基本方針】

- (1) 被災地の通信確保を図るため、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共  
団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。
- (2) 避難場所等に特設公衆電話を設置する。

##### 【実施計画】

- (1) 東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)
  - ア 重要通信のそ通確保
    - (ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努める。
    - (イ) 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。
    - (ウ) 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先  
して取り扱う対策を講じる。



イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所に、特設公衆電話を設置に努める。

ウ 災害用伝言ダイヤルの提供

災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言板・web171を速やかに提供する。

エ 情報提供等

通信のそ通、利用制限の措置状況および通信の被災と復旧状況の情報提供に努める。

## 第 25 節 鉄道施設応急活動

### 第 1 基本方針

---

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、関係機関と密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は、部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。

### 第 2 主な活動

---

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、災害発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 応急活動

##### 【実施計画】

##### (1) 町（建設水道部）

- ア 町道との交差部において鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る。
- イ 鉄道施設管理者が、道路区域内で応急活動する場合は、道路管理者に協議のうえ、応急活動に入るものとする。
- ウ 道路内には色々なライフラインが地下埋設されていることから、掘削工事を伴う場合は、道路管理者は、他の占用物件の情報を提供する。
- エ 2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が輻輳しないよう調整する。

##### (2) 東海旅客鉄道(株)

##### ア 危険防止措置

保守担当区長は、線路及び周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施し列車運転の可否を決定する。

##### イ 応急体制の樹立

部内規程の定めるところにより、対策本部、現地に復旧本部を設置し、応急対策の推進を図る。

##### ウ 災害発生時の動員体制

非常呼び出し体制をとり、社員の召集を行う。

##### エ 資機材及び車両の確保

鉄道復旧に必要な資機材及び車両の確保を図るため、常に生産者、工事業者等の在庫量の確認を行うとともに、その確保に努める。

## 第 26 節 災害広報活動

### 第 1 基本方針

---

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障害者、外国籍住民等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

### 第 2 主な活動

---

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 住民等からの問い合わせなどに対して、的確で迅速な対応を行うために、窓口を設置する。

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 住民等への的確な情報の伝達

##### 【基本方針】

県、関係市町村、放送局及び関係機関と相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を、可能な限り多くの媒体を活用して適切に提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるので、的確な情報の伝達、効果的な応急活動を実施するためには、報道や取材について報道機関の協力も必要である。

##### 【実施計画】

#### (1) 町

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、テレビ、ラジオ、ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、コミュニティ放送、広報紙等を通じて住民に対して迅速に情報を提供する。

災害の規模に応じ、次のような情報を提供する。

- ア 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- イ 二次災害の防止に関する情報
- ウ 避難場所、経路、避難方法等に関する情報
- エ 医療機関等の生活関連情報
- オ ライフラインや交通施設等公共施設等に関する情報
- カ 交通規制等に関する情報
- キ 関係機関が講じている施策に関する情報
- ク 安否情報
- ケ その他必要な情報

#### (2) 放送会社（日本放送協会長野放送局、信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野 FM 放送(株)）

- ア 法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送局は速やかに放送を実施する。

なお、町からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行う。

法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。

(ア) 町及び県（担当者＝危機管理防災課）

(イ) 長野地方気象台（日本放送協会長野放送局、信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱に通知）

(ウ) 日本赤十字社長野県支部

イ 臨時ニュース等の送出

放送局は、災害などの緊急事態に際して進んで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施する。

### (3) 報道機関

報道機関は、災害報道にあたっては可能な限り、高齢者、障害者や外国籍住民等の要配慮者に対する配慮した報道を行うよう努める。

### (4) 関係機関

町、県と緊密な関係を取り、相互に協力しながら広報資料の収集に努めるとともに、住民に対しそれぞれの業務について、テレビ、ラジオ、チラシ、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、広報活動を行う。

## 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

### 【基本方針】

県、関係機関と緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

### 【実施計画】

#### (1) 町（総務部）

ア 必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置などによる被災住民、自主防災組織の相談に応じる窓口を開設し、相談を受け付ける。

イ 住民等からの問い合わせ内容から被災者のニーズを把握し、応急対策に活用する。

## 3 要配慮者への広報活動

高齢者、障害者など要配慮者への情報の提供は、FAX、電話、防災行政無線、パソコンネットワーク等の活用等音声と掲示の組合せや、手話通訳ボランティアの派遣等の措置を講ずる。

また、外国籍住民の問い合わせにも対応できるように通訳ボランティアの活用等、外国語による広報活動にも努める。

## 第 27 節 土砂災害等応急活動

### 第 1 基本方針

---

地震により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

### 第 2 主な活動

---

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等、現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 大規模土砂災害対策

##### 【基本方針】

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示（緊急）の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（総務部、建設水道部）

- ア 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講じる。
- イ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- ウ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

#### 2 地すべり、崖崩れ等応急対策

##### 【基本方針】

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限にするために応急工事を実施する。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（総務部、建設水道部）

- ア 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講ずる。（本章第 11 節「避難受入れ及び情報提供活動」参照）
- イ 地すべりや崩壊被害の拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。
- ウ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- エ 災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

##### (2) 木曾建設事務所、中部地方整備局、気象台

- ア 地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を実施する。

- イ 余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、地すべり防止施設等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置を講ずる。
- ウ 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに町及び関係機関に必要な情報を提供する。
- エ 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。
- オ 町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

(3) 住民

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合、これに迅速に従う。

### 3 土石流対策

#### 【基本方針】

被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

#### 【実施計画】

(1) 町(総務部)

- ア 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて、避難勧告等の措置を講ずる。（本章第11節「避難受入れ及び情報提供活動」参照）
- イ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出勤を要請する。
- ウ 災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

(2) 木曾建設事務所、中部地方整備局、気象台

- ア 砂防施設の被害状況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を行う。
- イ 余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況及び河道等における土砂の堆積状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置を講ずる。
- ウ 防災施設の被災状況、土石流の発生状況等について、速やかに町及び関係機関に必要な情報を提供する。
- エ 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。
- オ 町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

(3) 住民

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合、これに迅速に従う。

## 第 28 節 建築物災害応急活動

### 第 1 基本方針

---

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

### 第 2 主な活動

---

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 公共建築物

##### 【基本方針】

公共建築物は、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（全課）

- ア 役場、社会福祉施設、医療施設、町営住宅、小中学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。
- イ 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対して、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。
- ウ 被害状況により、応急危険度判定士の派遣要請を行う。

##### (2) 関係機関

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

#### 2 一般建築物

##### 【基本方針】

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（建設水道部）

- ア 被害状況を把握し、被災住宅の危険度判定を行い、危険防止のための必要な措置を講ずる。
- イ 災害の規模が大きく、町において人員が不足する場合は、応急危険度判定士の派遣要請を行うほか、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。
- ウ 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により住居継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の内容

種 別	実 施 事 項
被災建築物応急危険度判定士による調査	相当数の建築物に被害が生じたときは、被災建築物応急危険度判定士を活用した応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することにより、被災建築物の余震等による倒壊や部材落下等による二次災害の発生を防止し、住民の安全を確保するとともに、住民に対する注意喚起及び建築物の被災状況の把握に努める。
被災宅地危険度判定士による調査	宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し危険度判定を実施することにより、二次災害の発生防止及び住民への注意喚起に努める。

(2) 建築物の所有者等

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置を講ずる。

### 3 文化財

#### 【基本方針】

文化財は、貴重な国民財産であるため、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

#### 【実施計画】

(1) 町（教育委員会）

町教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財等に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

(2) 所有者

ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。

ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のため、応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、町教育委員会の指導を受けて実施する。

(資料 16-1 「町内の文化財の状況」参照)



## 第 29 節 道路及び橋梁応急活動

### 第 1 基本方針

---

地震により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援協定に基づき応援要請を行い処理する。

### 第 2 主な活動

---

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに、交通規制を行い、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援協定に基づき応援要請を行い処理する。

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 道路及び橋梁応急対策

##### 【基本方針】

地震により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回路の選定を行うとともに、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置を取る。

また、交通機能確保のため、路上の障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業者、建設防災協会の協力を得ながら、速やかに応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（建設水道部、産業観光部）

ア 災害の発生が予想されるとき及び災害が発生したときは、警戒巡回を実施し、道路の保全、安全通行の確保に努める。

イ 道路及び橋梁に危険箇所及び被害箇所が発見された場合は、速やかに県に報告する。

ウ 建設業者等の関係機関と連携を図りながら、応急復旧を行う。（本章第 10 節「障害物の処理活動」参照）

エ 建設機械等が不足する場合は、木曾建設事務所を通じ、使用場所、使用期間、作業内容、種類別の所要台数、その他必要な事項を明らかにして県に要請する。

オ 道路の保全、安全通行の確保のため必要があると認めるときは、交通規制を実施し、併せて迂回路を選定して道路情報板等を用い、規則の方法、理由、区間、期間等を表示して未然に事故防止を図る。

カ 町及び関係機関の輸送の円滑な実施を図るため、主要道路から順に輸送を行う。実施にあたっては、町及び関係機関が協議し、効率的で安全な輸送を行う。（本章第 9 節「緊急輸送活動」参照）

## 2 関係団体との協力

### 【基本方針】

地震により道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、各関係機関と締結した相互応援協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

### 【実施計画】

#### (1) 町（総務部）

本町のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、「長野県市町村災害時相互応援協定」等に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。（本章第3節「広域相互応援活動」参照）

## 第 30 節 河川施設等応急活動

### 第 1 基本方針

---

地震による被害を軽減するため、町の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資機材の調達体制
- 3 水門等の適切な操作
- 4 市町村間における相互の協力及び応援体制

### 第 2 主な活動

---

- 1 水防上必要な資機材の調達、技術的な支援、危険箇所への応急復旧及び速やかな復旧計画の策定を行う。
- 2 大規模な地震が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 河川施設等応急対策

##### 【基本方針】

河川施設の応急復旧の実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

##### 【実施計画】

- (1) 町（建設水道部）
  - ア 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。（本章第 7 節「消防・水防活動」参照）
  - イ 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
  - ウ 地震による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させ、改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。
- (2) 中部地方整備局
  - ア 町の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図る。
  - イ 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
  - ウ 地震による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。
  - エ 堤防決壊時のような重機による水防活動が必要な場合において、民間業者との協定に基づき、業者の協力を得て応急対策業務を行う。
- (3) 住民

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

## 2 ダム施設応急対策

### 【基本方針】

異常出水が生じた場合、大規模地震が発生した場合、ダム施設に障害が生じた場合、またはその恐れのある場合には、速やかに臨時点検を実施する。その結果ダムの安全管理上必要があると認められた場合は、応急措置を行い安全を確保する。

### 【実施計画】

#### (1) 町（総務部）

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるよう要請する。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規程等の規程による。

#### (2) 中部地方整備局、水資源機構、関西電力㈱

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定による。

## 第 31 節 二次災害の防止活動

### 第 1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

### 第 2 主な活動

- 1 建築物に係る二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣等の活動を行う。また、構造物の二次災害を防止するための活動を行う。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険箇所の緊急点検等の活動を行う。
- 5 土砂災害の発生、拡大防止活動を行う。

### 第 3 活動の内容

#### 1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

##### 【基本方針】

<建築物関係>

被災した建築物について余震等による倒壊等、地盤沈下による浸水等の二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

<道路及び橋梁関係>

道路・橋梁等の構造物についても余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講ずる必要がある。

##### 【実施計画】

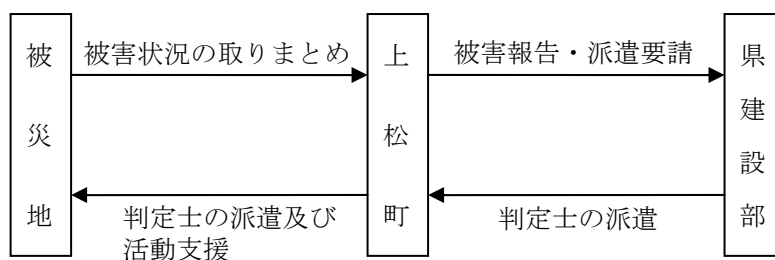
- (1) 町（総務部、建設水道部）

<建築物関係>

ア 被災地において応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備する。

- (ア) 応急危険度判定士の派遣要請
- (イ) 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定
- (ウ) 被災地域への派遣手段の確保
- (エ) 応急危険度判定士との連絡手段の確保

イ 町長は、必要に応じ、倒壊等の危険のある建築物について立入禁止等の措置をとる。



<道路及び橋梁関係>

町内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。(本章第 29 節「道路及び橋梁応急活動」参照)

(2) 建築物や宅地の所有者等

<建築物関係>

建築物や宅地の所有者等は、応急危険度判定士により危険度を判定された建築物の所有者等は、判定結果に基づき、必要な措置を講ずる。

(3) 中部地方整備局

<道路及び橋梁関係>

ア 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。

イ パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて、迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

ウ 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

エ パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行う。

## 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

### 【基本方針】

<危険物関係>

地震発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による地震から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

<液化石油ガス関係>

地震発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援も含めた体制が必要である。

### 【実施計画】

(1) 町(総務部)、木曽広域消防本部

木曽広域消防本部と協力し、以下の対策を実施する。

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

町長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、町内における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

エ その他火薬、高圧ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害の防止活動については、木曾広域消防本部と協力して、関係機関、住民等に対して指導を徹底する。

(2) 危険物施設の管理者等

ア 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止する。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したとき、自衛消防組織は現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

オ 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

カ 従業員及び周辺地域住民に対する措置

木曾広域消防本部、木曾警察署等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺住民の安全確保のための措置を行う。

### 3 河川施設の二次災害防止対策

#### 【基本方針】

地震発生後の洪水、又は余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する。

#### 【実施計画】

(1) 町（建設水道部、消防部（上松町消防団））

ア 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。また、危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行うものとする。（本章第7節「消防・水防活動」参照）

イ 危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。（本章第26節「災害広報活動」参照）

ウ 災害防止のため、応急工事を実施する。

エ 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。(本第 11 節「避難収容活動」参照)

オ 必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、水防活動を実施する。(本章第 7 節「消防・水防活動」参照)

(2) 中部地方整備局

ア 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

イ その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

ウ 災害防止のため、応急工事を実施する。

(3) 関西電力㈱、水資源機構

ア あらかじめ定めた規模以上の地震が発生した場合は、速やかにダム施設の臨時点検を実施する。

イ 臨時点検の結果、漏水、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ、急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

ウ この際、各ダムの操作規則等の規定により、関係機関及び一般住民への連絡及び警報等を行う。

#### 4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

##### 【基本方針】

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

##### 【実施計画】

(1) 町(建設水道部)

ア 県が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

イ 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急対策を行う。



## 第 32 節 ため池災害応急活動

### 第 1 基本方針

---

地震発生に伴うため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認められた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

### 第 2 主な活動

---

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 応急活動

##### 【基本方針】

あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、定めた規模のため池について速やかに緊急点検をする。

ため池が決壊した場合、もしくは決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について把握するとともに、応急工事を実施する。必要に応じ、県等関係機関へ協力を要請する。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（産業観光部）

ア 地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県関係機関へ報告する。

イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。

ウ 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

#### (2) 関係機関

ア 管理団体において、地震発生後はため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに町へ報告する。

イ 地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊の恐れが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。

ウ 町が実施する応急対策について協力する。

## 第 33 節 農林水産物災害応急活動

### 第 1 基本方針

---

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物・森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

### 第 2 主な活動

---

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 農水産物災害応急対策

##### 【基本方針】

被災を受けた作物の技術的指導は、県、町及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した農業施設等の速やかな復旧を進める。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（産業観光部）

ア 木曾農業改良普及センター、木曾農業協同組合等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を木曾地域振興局に報告する。

イ 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を木曾農業協同組合等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

#### (2) 木曾農業協同組合、木曾農業改良普及センター等

ア 町等と連携をとり、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努める。

イ 被災した農業施設等の速やかな復旧を進める。

#### (3) 住民

ア 町等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、木曾農業協同組合等の指導に基づき、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施する。

イ 被災した農業施設等の速やかな復旧を進める。

作物別の主な応急対策は、次のとおりである。

##### (ア) 水稲

a 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後ただちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病等の防除を行う。

b 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。

c 水路等が損傷した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

- (イ) 果樹
  - a 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕等を行う。
  - b 倒伏・枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。
  - c 果実や葉に付着した泥は、ただちに洗い流す。
  - d 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。
- (ウ) 野菜及び花き
  - a 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図る。
  - b 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。
  - c 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
  - d 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。
- (エ) 畜産
  - a 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
  - b 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努める。
- (オ) 水産
  - 養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。

## 2 林産物災害応急対策

### 【基本方針】

倒木や損傷した製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去し、森林病害虫の駆除の徹底に努める。

また、被災した生産、流通加工施設等の速やかな復旧を進める。

### 【実施計画】

#### (1) 町（産業観光部）

被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

#### (2) 中部森林管理局木曾森林管理署

ア 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講ずるとともに、二次災害のおそれがある場合は、下流域等の関係市町村と連携を図り、その防止に努める。

イ 町と連携をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに町、県に報告するとともに、応急復旧措置をとる。

#### (3) 住民、木曾南部森林組合

町等が行う被災状況調査や応急復旧に協力する。

## 第34節 文教活動

### 第1 基本方針

---

小学校、中学校及び保育園（以下この節において「学校等」という。）は、多くの幼児及び児童、生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時には学校長及び園長の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、町は、あらかじめ定められた計画等に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与、就学援助等の措置を行う。

### 第2 主な活動

---

- 1 児童生徒等に対する安全な避難誘導、保護者への引渡しを行う。
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保を行う。
- 3 被災した児童、生徒に対する教科書の供与、就学援助等を行う。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 児童生徒等に対する避難誘導

##### 【基本方針】

学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（教育部、学校長）

学校長等は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定められた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

##### ア 児童生徒等が登校する前の措置

地震及びその被災状況に関する情報の収集に努め、二次的なものを含め災害が発生又は発生するおそれのある場合は、休校の措置をとるものとし、防災行政無線、連絡メール等により、児童生徒等に周知するとともに、町教育委員会にその旨を連絡する。

##### イ 第一次避難場所への避難誘導

- (ア) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。
- (イ) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

##### ウ 第二次避難場所への避難誘導

- (ア) 第一次避難場所が危険になった場合は、指定緊急避難場所等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。
- (イ) 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校等に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。
- (ウ) 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたりるとともに避難状況を町教育委員会及び関係機関に報告又は連絡する。

エ 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

- (ア) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、同一方向又は同一地区ごとに集団行動をとらせる。
- (イ) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- (ウ) 災害の状況及び児童生徒等の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

オ 保護者との連絡方法

児童生徒等の名簿から電話、連絡メール等により連絡する。

## 2 応急教育計画

### 【基本方針】

学校においては、災害時の教育活動に万全を期すため、教職員及び学校施設・設備等を早急に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

### 【実施計画】

(1) 町（教育部、学校長）

ア 災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

(ア) 学校施設・設備の確保

- a 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、学校運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所については、応急修理又は補強をするなど学校教育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じ、圧縮学級の編成などをして、できるかぎり休校を避ける。
- b 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎建設の計画をたて、その具体化を図る。また、公民館等の公共施設の建物に応急収容し、分散授業を実施するなどの調整を行う。

(イ) 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

なお、不足する場合は臨時的任用により補充し、これが困難な場合は、県教育委員会を通じて隣接学校からの協力を求める。

(ウ) 学校給食の確保

学校給食物資（小麦粉、米穀、牛乳等）の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

イ 学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

(ア) 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、町教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。その際、火気使用場所（家庭科教室、湯沸し室等）及び薬品類保管場所（理科教室、実験室、保健室等）の危険箇所につい

ては速やかに安全点検を実施する。

(イ) 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は町教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

(ウ) 教育活動

a 災害の状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

b 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

c 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導にあたる。

d 授業の再開時には、町及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

(エ) 児童生徒等の健康管理

a 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

b 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(オ) 教育施設・設備の確保

a 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。

b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

c 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた公共施設等の利用を図り授業の実施に努める。

(カ) 学校給食の確保

学校給食物資(小麦粉、米穀、牛乳等)の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

### 3 教科書の供与等

#### 【基本方針】

被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や就学援助等を実施する。

#### 【実施計画】

(1) 町(教育部、学校長)

ア 教科書の供与

教科書の必要量を把握し、調達及び配分を行う。調達が困難な場合は教育事務所を経由して県教育委員会にあつせんを依頼する。

イ 就学援助

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

## 第 35 節 飼養動物の保護対策

### 第 1 基本方針

---

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても捕獲・収容・救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。

### 第 2 主な活動

---

被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。

### 第 3 活動の内容

---

#### 【基本方針】

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、ペットが飼い主とともに避難所へ避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。

#### (1) 町（産業観光部）

ア 関係機関等と協力して被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。

イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他の関係機関との連携の下必要な措置を講じる。

ウ ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。

#### (2) 飼養動物の飼い主

ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成 21 年長野県条例第 16 号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。

イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

## 第 36 節 ボランティア活動の受入れ体制

### 第 1 基本方針

---

災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても、窓口を設置し適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

### 第 2 主な活動

---

- 1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。
- 2 災害対策本部にボランティアの活動拠点を設置し、必要に応じ資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

##### 【基本方針】

災害時におけるボランティアの受入れにあたっては、被災地のニーズに合わせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地におけるボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図る。

##### (1) 町（住民福祉部）

ア 被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。

イ 災害対策本部において、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

ウ ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部に報告する。

##### (2) 上松町社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体

町及び県の災害対策本部において、それぞれの本部の支援のもとに、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。

#### 2 ボランティア活動拠点の提供支援

##### 【基本方針】

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立する。

##### (1) 町（住民福祉部）

必要に応じボランティアに対し、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供及び物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。

##### (2) 上松町社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部

ア 上松町福祉協議会



上松町社会福祉協議会は、福祉救援現地本部を設置し、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の調達等の支援を行う。

イ 日本赤十字社長野県支部

町及び県の災害対策本部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

## 第 37 節 義援物資、義援金の受入れ体制

### 第 1 基本方針

---

大規模な災害が発生した場合には、町及び県は、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金品を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

### 第 2 主な活動

---

- 1 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼び掛ける。なお、小口・混載の支援物資の受け取りは、配分時の負担となるため、状況に応じて対応する。
- 2 大規模な災害が発生した場合、義援金配分委員会を組織し、寄託された義援金を引継ぎ、迅速かつ公正に被災者に配分する。また、義援物資についても、迅速かつ公正に被災者に配分する。
- 3 寄託された義援金品は、被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 義援金品の募集、受入れ

##### 【基本方針】

義援金品の募集にあたっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受け入れを希望するものを十分に把握して情報提供を行う。

##### (1) 町（住民福祉部）

ア 町は、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金品の募集を行う。

イ 町は県及び関係機関等の協力を得ながら、被災地が受け入れを希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。

ウ 町、県及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

##### (2) 住民、企業

ア 義援物資を提供する場合は、被災地が受け入れを希望する義援物資とするよう配慮する。

イ 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

#### 2 義援金品の引継ぎ及び配分

##### 【基本方針】

寄託された義援金は、配分委員会に確実に引き継ぐとともに、配分委員会においては協議の上、迅速かつ公正に配分する。また、義援物資については、被災者の需給状況を勘案し、効果

的に配分する。

(1) 町（住民福祉部）

寄託された義援金は配分委員会が、義援物資は町が引継ぎを受ける。配分委員会は、被災状況等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、迅速かつ適正に配分する。

町は、ボランティアの協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。

なお、配分にあたっては、高齢者、障害者等要配慮者に十分配慮する。

### 3 義援金品の管理

#### 【基本方針】

寄託された義援金品は、被災者に配分されるまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

(1) 町（住民福祉部）

町は、寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、義援物資にあつては、被災者に配分するまでの間、一時保管場所を確保し、損傷、紛失のないよう適正に管理する。

## 第 38 節 災害救助法の適用

### 第 1 基本方針

被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、町長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

### 第 2 主な活動

- 1 被害情報の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法を適用する。
- 2 町及び県はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

### 第 3 活動の内容

#### 1 災害救助法の適用

##### 【基本方針】

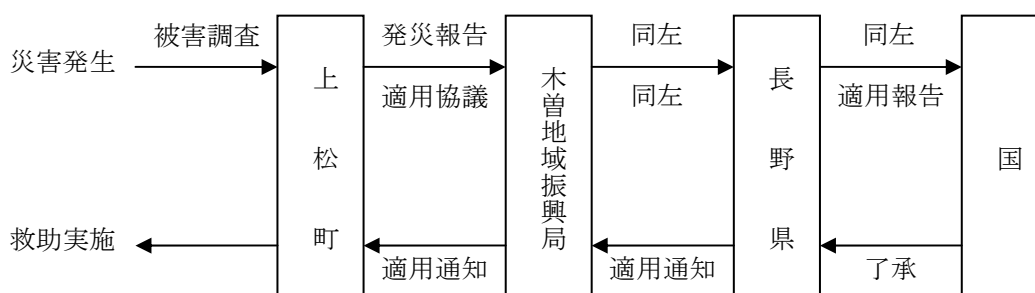
災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

##### (1) 町（総務部）

ア 町長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに木曾地域振興局長に報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。

イ 町長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

##### 【法の適用事務】



#### 2 救助の実施

##### 【基本方針】

町及び県は関係機関と協力のうえ、速やかに援助を実施する。

##### (1) 町（総務部）

##### ア 救助の役割分担

町長は、知事から救助について委任された場合、職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

イ 救助の実施基準

救助の実施は、(資料 18-3、18-4「災害救助法施行細則別表第 1・第 2」)の基準により行う。

(2) 日本赤十字社長野県支部

ア 日本赤十字社長野県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。

イ 日本赤十字社長野県支部は、知事から委任された「医療及び助産活動」の業務の実施に努める。

## 第 39 節 観光地の災害応急対策

### 第 1 基本方針

---

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、町、関係機関が連携し、対応していく。

### 第 2 主な取組み

---

- 1 観光地で災害が発生した際には県、町、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

### 第 3 活動の内容

---

#### 1 観光地での観光客の安全確保

##### (1) 町（産業観光部）

ア 観光地での災害発生時の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。

イ 観光地での災害発生時には、市町村消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。

##### (2) 木曾広域消防本部

観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

##### (3) 住民、自主防災組織及び観光事業者

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行う。

#### 2 外国人旅行者の安全確保

##### (1) 町（産業観光部）

必要に応じ、県を通じて、事前登録されている通訳ボランティアの避難所への派遣を要請し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。

## 第4章 災害復旧計画

---

### 第1節 復旧・復興の基本方針の決定

#### 第1 基本方針

---

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

#### 第2 主な活動

---

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興にあたり必要に応じて他の自治体への支援を求める。

#### 第3 活動の内容

---

##### 1 復旧・復興の基本方針の決定

###### 【基本方針】

町は迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方針を早急に決定し、実施に移る。

###### 【実施計画】

###### (1) 町（全部）

ア 町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知する。

イ 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

###### (2) 関係機関

防災関係機関は、町及び県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

###### (3) 住民

住民は、町及び県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

##### 2 支援体制

###### 【基本方針】

復旧・復興にあたり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。

###### 【実施計画】

###### (1) 町（全部）

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の市町村等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

## 第2節 迅速な原状復旧の進め方

### 第1 基本方針

---

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた災害廃棄物の適切な処理が求められる。

関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

### 第2 主な活動

---

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し、災害防止の観点から改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。
- 3 被災市町村からの要請により、応援市町村や県の職員派遣を行う。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 被災施設の復旧等

##### 【基本方針】

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために、関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（全部）

ア 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

イ 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。

ウ 地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

エ ライフライン・交通・輸送等の事業者は、復旧にあたり、可能な限り地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。

オ 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては、総合的な復旧事業の推進を図る。

カ 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等を具体的に検討の上、事業期間の短縮に努める。

キ 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。

ク 復旧事業に要する費用について補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。

ケ 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。



- コ 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

## 2 災害廃棄物処理

### 【基本方針】

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

町等は、災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

### 【実施計画】

#### (1) 町（総務部、住民福祉部、建設水道部）

ア 災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。また、災害廃棄物の処理にあたっては、下記事項について留意する。

(ア) 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

(イ) 復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うよう努める。

(ウ) 環境汚染の防止及び住民、作業者の健康管理のための適切な措置を講ずる。

イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村に応援を求める。

## 3 職員派遣

### 【基本方針】

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、町のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、町は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。

### 【実施計画】

#### (1) 町（総務部）

ア 被災市町村の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、町は、県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入態勢を明示し、職員の派遣の要請を行う。

イ 被災市町村から要請を受けた市町村は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣する。

## 第3節 計画的な復興

### 第1 基本方針

---

大規模地震等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

### 第2 主な活動

---

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、体制の整備を推進する。
- 2 再度災害の防止と、より快適な環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興を促進する。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 復興計画の作成

##### 【基本方針】

被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、町土の構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障害者・高齢者等の参加促進に努める。

また、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。

なお、当該計画の迅速的確な作成と遂行のため、県、他市町村及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（総務部）

関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に町における復興計画を作成する。

#### (2) 関係機関

町及び県等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

#### 2 防災まちづくり

##### 【基本方針】

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害の防止と、より快適な環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成

段階で町のあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障害者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

## 【実施計画】

### (1) 町（総務部、建設水道部）

ア 復興のため市街地及び集落地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用し、合理的かつ健全な住宅地の形成を図る。

その際、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

イ 防災まちづくりにあたっては、必要に応じ、次の事項を目標とする。

- (ア) 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の都市基盤施設等の整備
- (イ) 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
- (ウ) 耐震性貯水槽の設置等

ウ 前記イの目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意する。

- (ア) 都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に避難地としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。
- (イ) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあつては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。
- (ウ) 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、その解消に努める。
- (エ) 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り、迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は戦略的な実施を行う。

建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

(オ) 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

### (2) 関係機関

町及び県等と連携を図り、整合性のある事業を実施する。

### (3) 住民

再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努める。

### 3 特定大規模災害からの復興

#### 【基本方針】

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

#### 【実施計画】

##### (1) 町（総務部、建設水道部）

ア 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

イ 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

## 第4節 資金計画

### 第1 基本方針

---

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

### 第2 主な活動

---

町は起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 資金計画

##### 【基本方針】

町が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、地方債、地方交付税の繰上交付等の制度を活用し、資金の調達に努める。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（総務部）

##### ア 町の財政措置

次の制度を活用し、資金の調達に努める。

##### (ア) 地方債

歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債

##### (イ) 地方交付税

普通地方交付税の繰上交付、特別地方交付税

##### (ウ) 一時借入金

災害応急融資

##### (エ) 基金の取り崩し

財政調整基金の取り崩し

##### イ 国による財政援助

大規模な災害であって、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を満たす場合には、県に災害状況等を報告するとともに、県の実施する調査に協力し、激甚災害指定に基づく財政援助等の促進に努める。

#### (2) 関東財務局長野財務事務所

関東財務局長野財務事務所は、町の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付けを行う。

## 第5節 被災者等の生活再建等の支援

### 第1 基本方針

---

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

また、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付する。

### 第2 主な活動

---

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の整備を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は、速やかに適用手続き等を実施する。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による生活福祉資金の貸付等を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を行う。
- 10 被災者に対する罹災証明の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
- 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 住宅対策

##### 【基本方針】

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の整備等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の整備等を行うとともに、公営住宅への優先入居の措置を講ずる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（総務部、住民福祉部、建設水道部）

##### ア 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な罹災証明書の発行を行う。

#### イ 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、もしくは、町の域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

#### ウ 既存町営住宅の再建

既存町営住宅が、災害により滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

#### エ 町営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し町営住宅への優先入居の措置を講ずる。

#### オ 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

## 2 被災者生活再建支援法による復興

### 【基本方針】

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し生活再建の支援を行う。

### 【実施計画】

#### (1) 町（住民福祉部）

ア 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。

イ 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに所管の木曽地域振興局長へ報告する。

ウ 被災者に対し、被災者生活再建支援制度の周知を行い、被災者生活再建支援法が適用された場合、被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。

エ 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

オ 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

#### (2) 被災者生活支援法人

県から提出された申請書類の審査及び県から委託された支援金の支給事務を行う。

### <対象となる自然災害>

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のいずれかである。

なお、適用には町から県への被害報告に基づき、県の公示が必要となる。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当すると思われる被害が発生した自然災害であること。

イ 町内において10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生していること。

ウ 県全体で100世帯以上住宅が全壊する被害が発生していること。

エ 県がア又はイに該当し、町が5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生していること。

オ 町がアからウに該当する区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生していること。

カ アもしくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、町が5世帯以上の住宅全壊被害が発生していること、2世帯以上の住宅全壊被害が発生していること。

### <支給対象世帯>

次のいずれかに該当する世帯とする。

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

### <支給限度額>

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

- ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（単位：万円）

区 分	基礎支援金		加算支援金		計
	住宅の被害程度		住宅の再建方法		
	①		②	①+②	
複数世帯 世帯の 構成員 が複数	全壊世帯	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
単身世帯 世帯の 構成員 が単数	全壊世帯	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円

## 3 生活福祉資金の貸付け

### 【基本方針】

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金の貸付を行う。

### 【実施計画】

#### （1） 町（住民福祉部）

町は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講じる。



## 4 被災者の労働対策

### 【基本方針】

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講ずる。

### 【実施計画】

#### (1) 町（住民福祉部）

町は、必要により窓口を設置し、長野労働局、ハローワーク等への紹介を行う。

#### (2) 長野労働局

ア 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談の実施、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職の斡旋を行う。

イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）が適用されたときは、同法第25条に定める措置を講じ、災害により事業所が休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

ウ 労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合相談窓口を開設する。

エ 災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払いが生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置を講じる。

オ 労災保険給付に当たり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行う。

## 5 生活保護

### 【基本方針】

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

### 【実施計画】

#### (1) 関係機関

木曽保健福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

## 6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け、災害見舞金の交付

### 【基本方針】

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金を貸し付ける。

### 【実施計画】

#### (1) 町（住民福祉部）

ア 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

町は、「上松町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例」(資料 18-1)に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

#### イ 災害援護資金の貸付け

町は、「上松町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例」(同上)に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行う。

## 7 被災者に対する金融上の措置

### 【基本方針】

現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置を行う。

### 【実施計画】

#### (1) 関東財務局長野財務事務所、日本銀行松本支店

関東財務局長野財務事務所、日本銀行松本支店は、被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し、次の措置を講ずるよう指導する。

ア 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置

イ 預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、罹災証明書の提示あるいは、その他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻しの利便を図ること。

ウ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期預金、定期積立等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等適宜の措置をとること。

エ 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

オ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の被災の状況に応じて猶予期間の延長措置を講ずること。

## 8 租税の徴収猶予及び減免

### 【基本方針】

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

### 【実施計画】

#### (1) 町(総務部)

町は、地方税法、上松町税条例及び上松町税の減免に関する規則に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

## 9 医療費の一部負担金、保険料(税)の減免等

### 【基本方針】

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料(税)の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

## 【実施計画】

### (1) 町（総務部、住民福祉部）

町は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置を講ずるとともに、関係団体への協力要請を行う。

## 10 罹災証明書の交付

### 【基本方針】

災害者に対する支援措置を早急に実施するため、早期に罹災証明の交付を行う。

### 【実施計画】

#### (1) 町（住民福祉部）

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

## 11 被災者台帳の作成

### 【基本方針】

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の作成を行う。

### 【実施計画】

#### (1) 町（総務部、住民福祉部）

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

## 12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

### 【基本方針】

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

### 【実施計画】

#### (1) 町（総務部）

ア 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

イ 住民に対し、掲示板、防災行政無線、広報誌等を活用し広報を行う。

ウ 報道機関に対し、発表を行う。

エ 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、上松町及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

#### (2) 関係機関

ア 必要に応じ、それぞれの業務について相談窓口を設置する。

イ それぞれの業務について、住民に対しチラシ等を活用し広報を行う。

ウ 報道機関に対し、発表を行う。

## 第6節 被災中小企業等の復興

被災農林事業者、中小企業等の事業の早期復興を図るため、次のような支援対策が県によって実施される。

### 第1 基本方針

---

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

### 第2 主な活動

---

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 被災農林事業者等に対する支援（参考 県が実施）

##### 【基本方針】

被災農林漁業者等の経営安定又は事業の早期復旧を図るため、資金需要等の把握に努め融資制度等について次により支援する。

##### 【実施計画】

#### (1) 県（農政部、林務部）

##### ア 天災資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、政令で指定する災害によって損失を受けた被害農林漁業者等に対して、次の資金を融資する。

- (ア) 被災農林事業者の経営安定に必要な資金
- (イ) 被災農林業組合の事業運営資金

##### イ 株式会社日本政策金融公庫資金

「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、日本政策金融公庫が被災農林漁業者等に対し、次の資金を融資する。

- (ア) 農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金
- (イ) 被害農林漁業者の経営再建等に必要な資金
- (ウ) 復旧造林、樹苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金
- (エ) 被災農林漁業者の農林漁業施設復旧に必要な資金
- (オ) 共同利用施設の災害復旧に必要な資金

##### ウ 農業災害資金

「長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱」に基づき、知事が指定する災害によって損失を受けた被害農業者に対し、農業経営に必要な資金を融資する体制を整える。

## エ 農業災害補償

「農業災害補償法」に基づき、農業共済組合が農業共済事業を円滑に実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失を補償することにより、農業経営の安定が図られるよう、補償業務の迅速適正化及び共済金の早期支払体制の確立について指導を行う。

## 2 被災中小企業者に対する支援（参考 県が実施）

### 【基本方針】

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置を講ずる。

### 【実施計画】

#### (1) 県（産業労働部）

ア 次の制度金融の効果的な運用を図る。

中小企業融資制度資金（融資）

イ 町、中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について、当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。

ウ 被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。

エ 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続きに際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。

オ 商工会議所、商工会及び市町村と連携し被災中小企業の復興に関する相談窓口・企業訪問等の相談体制を整備するとともに、商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催する。